

令和4年度 国の施策に対する

重点提案・要望

令和3年6月

千葉県



# 提案・要望

千葉県政の推進につきましては、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、本県では、一昨年の房総半島台風等からの一日も早い復興と、災害に強い千葉県づくりに全力を尽くすとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や円滑なワクチン接種体制の確保等に、県を挙げて取り組んでいるところです。

県としては、一連の台風等災害や新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた社会経済の回復を図り、地域の活力を取り戻すと同時に、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、経済・社会のグローバル化など、時代の変化にも的確に対応していく必要があります。

本県は、成田国際空港や東京湾アクアライン、商工業・農林水産業等のバランスの取れた産業、豊かな自然など、魅力ある資源を有しており、これらを最大限に活かし、千葉の未来を切り拓いていくことが、本県のみならず、我が国の更なる活性化に繋がるものと確信しています。

このような観点から、来年度に向け、本県の県政運営上、国との連携が特に重要な事項に関する提案・要望を取りまとめました。

国の施策立案に当たり、本提案・要望の趣旨を実効性ある形で反映していただきますよう、特段の御配意をお願い申し上げます。

令和3年6月

千葉県知事

熊谷 俊人

# 目次

## 第1編 ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた基盤強化に向けて

### 1 保健医療体制の強化について ..... 1

- (1) 医療機関等の経営安定化
- (2) 新興感染症等及び将来の医療需要に対応できる医療提供体制の確保

### 2 地域経済対策の強化について ..... 1

- (1) 中小企業・小規模事業者に対する機動的な各種対策の実施
- (2) インバウンドに係る諸外国のニーズの把握や正確な情報の発信、インバウンド需要の回復及びそれに伴う訪日外国人消費額の増大
- (3) 雇用調整助成金の柔軟な見直し及び確実な財源の確保
- (4) 在籍型出向制度を活用した雇用維持の推進
- (5) テレワークの導入支援
- (6) 空港会社や航空関連事業者に対する支援
- (7) 公共交通事業者に対する経営支援
- (8) 東葉高速鉄道及び北総鉄道における元利償還金の軽減措置
- (9) 外食向け・高価格帯の農林水産物等の消費拡大及び緊急事態宣言発出時等の農林漁業者の収入確保に向けた支援
- (10) 農林漁業者等の外国人技能実習生等受入時の防疫措置に係る費用の支援制度の創設

### 3 教育環境の改善について ..... 3

- (1) 中学校における少人数学級の推進
- (2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間数の増加・配置校数の拡大に要する予算の拡充、教育支援体制整備事業費補助金に係る補助率の引上げ
- (3) スクール・サポート・スタッフの配置に係る補助制度の拡充
- (4) 特別支援学校スクールバス増便等の経費に係る財政支援の拡充

### 4 財政支援の拡充について ..... 4

- (1) 地方交付税の確保・充実、臨時財政対策債の廃止等

### 5 その他の支援の拡充等について ..... 4

- (1) 航空旅客の回復に向けた取組の実施
- (2) 高濃度PCB廃棄物の処理費用に係る支援の拡充

## 第2編 千葉の未来を切り拓く

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

- (1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等 …………… 5
  - ① 風害対策及び大規模停電対策の充実強化
  - ② 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し及び支給対象の拡大
  - ③ 水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた特段の措置
  - ④ 医療機関等の復旧と防災力の強化への支援
  - ⑤ 公立学校施設及び社会教育施設の復旧に係る支援の拡充
  - ⑥ 災害時における県内企業の事業継続や被災企業の早期復旧に向けた支援
  - ⑦ 土砂災害対策の推進
- (2) 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上 …………… 17
  - ① 地震・津波対策に係る防災環境の整備
  - ② 市町村の消防広域化に対する財政支援の拡充
  - ③ 地域防災力の中核となる消防団への支援の充実
- (3) 災害に強い社会基盤の整備 …………… 22
  - ① 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進
  - ② 国の直轄事業化導入による千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の促進
  - ③ 既存ダムの洪水調節機能強化の推進
  - ④ 水門操作に係る安全性の確保の推進
  - ⑤ 道路ネットワークの機能強化
  - ⑥ 医療機関の耐震化の促進
  - ⑦ 私立学校施設の耐震化の促進

#### 2 暮らしの安全・安心の確保

- (1) 治安基盤の強化 …………… 35
- (2) 地方消費者行政充実のための国の支援 …………… 36
- (3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保 …………… 38
  - ① 福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に関する早急な対処及び国による万全の財政措置
  - ② 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理
  - ③ 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の取扱い
  - ④ 子ども被災者支援法に基づく基本方針に係る施策の着実な実施

## II 千葉経済圏の確立

### 1 産業振興と雇用・就業支援の充実

- (1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充 ..... 44
- (2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実 ..... 46
- (3) 雇用対策及び働き方改革の積極的な推進 ..... 49
- (4) 外国人材の受入れ・共生への対応 ..... 51
  - ① 外国人材の適正・円滑な受入れ
  - ② 多文化共生社会の実現

### 2 農林水産業の振興

- (1) 力強い産地づくりのための支援 ..... 53
  - ① 飼料用米等の安定生産の推進と支援制度の見直し
  - ② 有害鳥獣等の対策強化
  - ③ スマート農林水産業の普及促進に向けた支援
  - ④ 漁業における新規就業者の確保に向けた対策の強化
  - ⑤ 東京湾を「豊かな海」とするための取組の強化
- (2) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援 ..... 61
- (3) 国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮 ..... 62
- (4) 水産資源の適切な管理 ..... 63
  - ① 改正漁業法に基づく新たな資源管理体制の構築等に向けた支援の充実
  - ② サンマ・サバなどの国際水産資源の管理強化及び本県漁船の操業の安全確保
- (5) 家畜伝染病に係る防疫制度の見直しと支援の拡充 ..... 67
- (6) 農林水産物の消費拡大に向けた支援 ..... 69
- (7) 外国人技能実習生等を受け入れる農林漁業者等への支援 ..... 70

### 3 観光立県の推進

- (1) 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びM I C Eの推進 ... 71

## III 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

### 1 道路ネットワークの整備

- (1) 東京湾アクアライン通行料金の引下げ継続 ..... 73
- (2) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進 ..... 74
- (3) 北千葉道路の早期整備 ..... 76
- (4) 新たな湾岸道路の計画の早期具体化 ..... 77
- (5) 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化 ..... 78
- (6) 高規格道路等のネットワーク機能の充実 ..... 79
  - ・ 東京外かく環状道路の建設推進
  - ・ 富津館山道路等の4車線化
  - ・ 京葉道路の渋滞対策の推進
  - ・ 東京湾岸道路の整備推進
  - ・ 国道51号の整備推進
  - ・ 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網の整備促進
  - ・ 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

## 2 成田国際空港の機能強化・千葉港の整備

- (1) 成田国際空港の更なる機能強化 …………… 83
  - ① 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上等
  - ② 新型コロナウイルス影響下の成田国際空港株式会社及び航空関連事業者への支援と旅客回復に向けた取組
- (2) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進 …………… 91

## 3 公共交通機関の充実・確保

- (1) J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び J R 京葉線の輸送力増強 …………… 94
- (2) 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実 …………… 96
- (3) ホームドアの整備による転落防止対策の促進 …………… 98
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共交通事業者への支援… 100

## 4 社会資本整備の推進と適正な維持管理

- (1) 地域の活力向上のための道路整備や交通安全対策等の充実 …………… 101
- (2) 連続立体交差事業の推進 …………… 103
- (3) 河川管理施設の適正な維持管理・更新の推進 …………… 105
- (4) 利根川及び江戸川の治水対策の推進 …………… 106
- (5) 社会資本の整備や老朽化対策等の推進 …………… 108
- (6) 洋上風力発電事業における港湾の活用に向けた整備支援 …………… 110
- (7) 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充 …………… 111
- (8) 九十九里浜における侵食対策の推進 …………… 114
- (9) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充 …………… 116

## IV 高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

### 1 医療の充実

- (1) 医師・看護職員の養成・確保対策の推進 …………… 118
- (2) 医療体制の充実 …………… 121
- (3) 医療機関等の経営安定化 …………… 123
- (4) 新興感染症等及び将来の医療需要に対応できる医療提供体制の確保 … 125
- (5) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立 … 127

### 2 福祉の充実

- (1) 介護人材の確保・定着対策の推進 …………… 129

## V 子どもの健やかな成長と大きな未来の実現

### 1 子育て支援の充実

- (1) 保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保 … 131
- (2) 子どもの医療費助成制度の創設 …………… 134
- (3) 児童虐待防止体制の充実 …………… 135

## 2 教育環境の整備

- (1) 学校における働き方改革のための教職員等の体制強化 …………… 137
- (2) 「G I G Aスクール構想」実現に向けた取組への支援 …………… 141
- (3) 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化 …………… 142
- (4) 特別支援学校スクールバスにおける感染症対策への支援 …………… 143
- (5) 義務教育における学校給食費への財政支援 …………… 144
- (6) 技術系・福祉系人材の育成に向けた教育環境整備に対する支援 …… 145
- (7) 私立学校施設の運営等に対する支援策の充実 …………… 146

## VI 千葉の豊かな自然を守る環境対策の推進

### 1 環境対策の推進

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について …………… 148
- (2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用 …… 151
- (3) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進 …………… 154
- (4) P C B廃棄物の適正処理の推進 …………… 156

## VII 行財政基盤の強化

### 1 地方分権の推進

- (1) 地方分権の推進 …………… 160



## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

今回の要望は、2編構成とし、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況を乗り越え、千葉の未来を切り拓く、将来を見据えた施策が展開できるよう、重点的に提案・要望する事項を「第2編」に全体版として、取りまとめました。

特に、新型コロナウイルス感染症が及ぼしてきた社会経済への深刻な影響を踏まえ、第2編から、新興感染症などに対応できる医療体制の強化や教育環境の改善とともに、収束後も一定期間、厳しい経営環境が続くと見込まれる中小企業等に対する支援などを「第1編」として取りまとめ、強く要望いたします。

### 第1編 ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた基盤強化に向けて

#### 1 保健医療体制の強化について

- (1) 地域医療提供体制を確保するためには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている医療機関等の経営安定化が重要であることから、経営状況を適切に把握した上で、医療機関等の経営安定化に向けて、戦略的かつ継続的に対処すること。 [第2編：IV-1-(3) 参照]
- (2) 新興感染症等の感染拡大時においても、感染症への対応と、一般医療や救急医療などの地域医療との両立を図ることのできる医療提供体制を確保するため、適切な診療報酬の設定等の総合的な取組を推進すること。  
また、高齢者人口がピークを迎える2042年を見据えるとともに、新興感染症等にも対応できる医療提供体制を検討するため、2025年以降の地域医療構想の考え方を示すこと。 [第2編：IV-1-(4) 参照]

#### 2 地域経済対策の強化について

- (1) 感染症の影響が長期化していることを踏まえ、経営が厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対して、経済への影響に応じて、持続化給付金や家賃支援給付金など機動的に各種対策を講じること。 [第2編：II-1-(2) 参照]
- (2) 感染症の感染拡大によるインバウンド需要の落ち込みに対応するため、衛生面の配慮を始めとした安心・安全に対する取組など変わりつつある諸外国のニーズの把握や正確な情報の発信に努めるとともに、地域の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーションの展開、MICE誘致の国際競争力強化等により、インバウンド需要の回復及びそれに伴う訪日外国人消費額の増大に努めること。 [第2編：II-3-(1) 参照]

- (3) 雇用調整助成金について、感染症の収束がいまだ見通せない中、業種によっては、事業活動への影響が長引くことが懸念されることから、感染症による影響が大きい業種や地域には今後も特例措置を適用するなど、制度の柔軟な見直しを随時行うとともに、財源の確保を確実にすること。  
[第2編：Ⅱ-1-(3) 参照]
- (4) 在籍型出向制度を活用した雇用維持について、感染症の影響が長引く中では、本制度を活用し、従業員の人材育成を図りつつ雇用を維持することは重要であることから、雇用シェアの取組や、産業雇用安定助成金が幅広く活用されるよう、丁寧な周知広報を行うとともに、相談・申請受付体制及び迅速な支給体制を確保すること。  
[第2編：Ⅱ-1-(3) 参照]
- (5) 感染症の拡大を受け、新しい生活様式が定着する中で企業におけるテレワークの導入が進んでおり、これを一過性のものとしないうため、希望する全ての企業が確実に国のテレワーク導入支援を受けられるよう、十分な予算措置や申請期間を確保したうえで、積極的な周知広報を行うこと。  
[第2編：Ⅱ-1-(3) 参照]
- (6) 成田空港のネットワーク維持に向けて、厳しい状況が続く成田国際空港株式会社や航空関連事業者に対する支援に取り組むこと。  
[第2編：Ⅲ-2-(1)-② 参照]
- (7) 人々の移動の自粛・制限により利用者が大きく減少している中、感染症対策を講じながら、県民生活や地域経済を支える重要なインフラとして、地域公共交通の維持・確保に努めている公共交通事業者に対して、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。  
[第2編：Ⅲ-3-(4) 参照]
- (8) テレワークやWEB会議の浸透等をはじめとした利用者、企業の行動変容は、アフターコロナにおいても継続し、公共交通需要はコロナ前の水準には戻らないことも懸念されており、東葉高速鉄道及び北総鉄道の経営状況は一層厳しいものとなることが想定されることから、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務の縮減や利払いの軽減など、各年の元利償還金の更なる軽減措置を講じること。  
[第2編：Ⅲ-3-(2) 参照]

- (9) 感染症対策に伴う外出自粛や営業時間短縮要請等により、農林水産物の需要が減少し、農林漁業者の収入及び経営への影響が懸念されていることから、需要が低下している外食向けの農林水産物や高価格帯の農林水産物等の国内での消費拡大に向けた支援を行うこと。また、緊急事態宣言の発出や国民への外出自粛要請、飲食店等への営業時間短縮要請等を行う場合は、農林漁業者の収入確保を支援するために必要な対策や、需要の低下が見込まれる農林水産物の消費拡大に向けた支援を合わせて行うこと。

[第2編：Ⅱ-2-(6) 参照]

- (10) 農林漁業者等が、外国人技能実習生等を受け入れる際に、国による感染症に関する防疫措置(14日間の待機やPCR検査等)に対応するための費用が新たな負担となっていることから支援制度を創設すること。

[第2編：Ⅱ-2-(7) 参照]

### 3 教育環境の改善について

- (1) 義務教育標準法の改正により、小学校においては、令和3年度から1学級の編成標準を学年進行で5年かけて計画的に引き下げることとなったが、感染症対策の観点からも重要である少人数学級を中学校においても進めること。

[第2編：Ⅴ-2-(1) 参照]

- (2) 感染症の影響による保護者の経済状況などの変化や生活リズムの乱れ等により、児童生徒の心身の不調に関する相談等が寄せられていることから、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間数の増加や配置校数の拡大に必要な予算を一層拡充すること。

また、教育支援体制整備事業費補助金に係る補助率を1/2に引き上げること。

[第2編：Ⅴ-2-(1) 参照]

- (3) スクール・サポート・スタッフの配置は、感染症対策を講じつつ教育活動を進める教員の事務負担の軽減に大きな効果が見られるものであり、さらに配置を進める必要があることから、人材確保に当たっては、国の補助制度を拡充すること。

[第2編：Ⅴ-2-(1) 参照]

- (4) 特別支援学校スクールバスは、小中学部の児童生徒を中心に利用者が多く、長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い基礎疾患を有する児童生徒が乗車していることから特別支援学校での感染拡大防止に対応するため、特別支援学校スクールバス増便等の経費について、財政措置を確実に講じること。

[第2編：Ⅴ-2-(4) 参照]

#### 4 財政支援の拡充について

- (1) 感染症への対応など、増大している財政需要を地方財政計画に的確に反映した上で、地方の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保・充実し、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は廃止すること。

また、地方において急な財政需要が生じた際にも必要十分な財政支援を確実に行うこと。  
[第2編：VII-1-(1) 参照]

#### 5 その他の支援の拡充等について

- (1) 成田空港旅客便の早期回復・増便、航空旅客の増加に繋がるよう、関係機関と連携し、航空機を安全・安心して利用できる仕組みを速やかに構築すること。  
[第2編：III-2-(1)-② 参照]

- (2) 高濃度PCB廃棄物の処理費用について、感染症の感染拡大による事業者等の経営状態の悪化は、長期間に及ぶことが想定され、PCB廃棄物の処理費用が大きな負担となることで、処理が停滞するおそれがあることから、収束後においても支援を講じること。

[第2編：VI-1-(4) 参照]

## 第2編 千葉の未来を切り拓く

### 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

#### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

##### 1 防災立県の確立

###### (1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 内閣府、経済産業省、国土交通省  
千葉県担当部局 防災危機管理部

#### 【提案・要望事項名】① 風害対策及び大規模停電対策の充実強化

##### 【具体的な提案・要望内容】

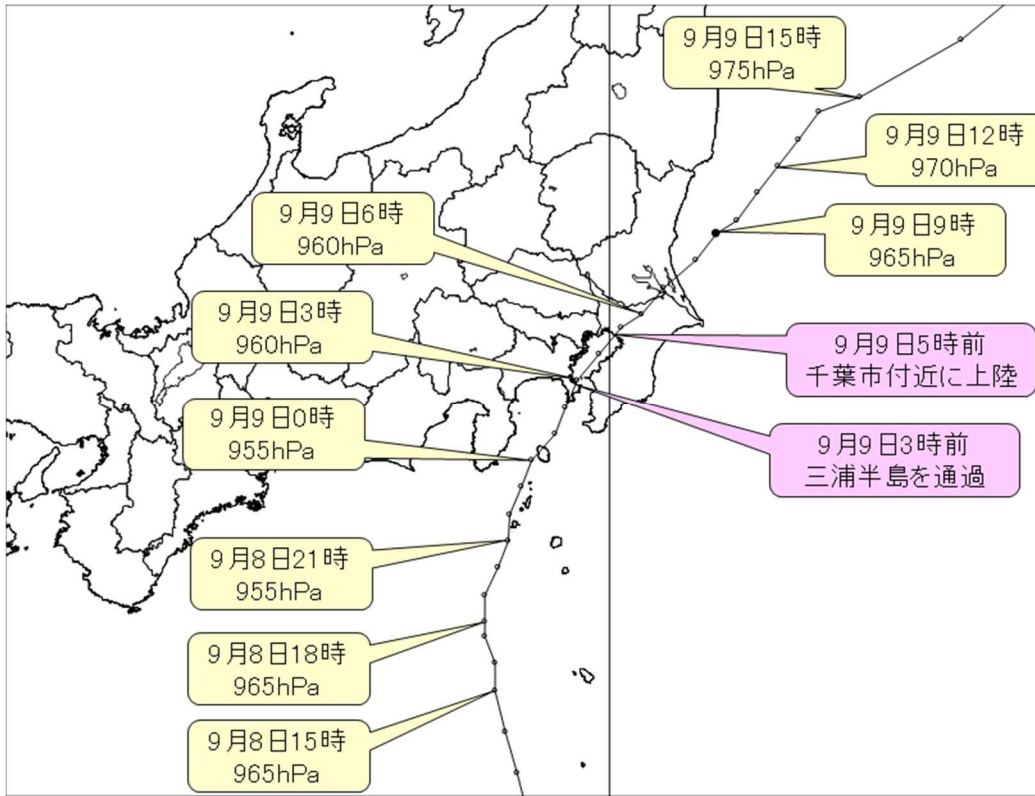
- 1 電力供給網の予防保全を図るため、危険木の事前伐採を迅速に進められるよう、国において自治体や電力事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援を行うこと。
- 2 猛烈な台風等による風害等の被害が甚大化する中、風害対策に必要となる科学的知見に基づいた被害想定を行うため、調査研究の充実・強化を図ること。
- 3 県内ガソリンスタンドにおける自家発電機の設置を促進するため、国の補助制度を継続すること。

##### 【直面している課題・背景】

- 令和元年房総半島台風では、これまでにない暴風により、大規模停電や甚大な住家被害が発生した。風害対策の必要性は、令和元年房総半島台風等災害対応検証会議においても、委員（外部有識者）から指摘されているところであるが、客観的な被害想定を欠いており、科学的知見を踏まえた対策を、県独自に講じることは困難である。
- 大規模停電を予防するためには、樹木の事前伐採（予防伐採）の推進等が効果的である。  
本県でも、電力事業者と協定を締結した上で、予防伐採について検討を進めているところであるが、役割及び費用負担の在り方が定まっておらず、電力事業者等の関係者間での調整に苦慮している。
- 令和元年房総半島台風では、停電により多くのガソリンスタンドが営業できず、住民が営業するガソリンスタンドに殺到し、交通渋滞を発生させるなど大きな混乱を招いた。  
そのため、災害時に地域住民への燃料供給を行うための自家用発電設備を備えた「住民拠点 SS（令和2年12月現在、県内ガソリンスタンドの約23%）」を更に整備する必要があるが、国の補助制度は令和3年度で終了することになっている。

【参考】

(図1) 《房総半島台風 経路図 (日時、中心気圧 (hPa))》



(図2) 《房総半島台風 最大瞬間風速 (9月8日10時～9月9日24時)》

市町村名	風向 (16方位)	風速 (m/s)	時分 (9月9日)
千葉市中央区	南東	57.5 ※	04時28分
木更津市	東南東	49.0 ※	02時48分
館山市	南南西	48.8	02時31分
成田市	南南東	45.8 ※	05時36分
勝浦市	南南西	40.8	04時29分
銚子市	南	40.4	07時01分
横芝光町	南	37.5 ※	05時23分
香取市	南東	37.0 ※	06時19分
鴨川市	南南西	35.6 ※	03時32分
茂原市	南	34.3 ※	04時43分
市原市	南南西	33.9 ※	04時23分
佐倉市	東南東	33.9 ※	05時01分
君津市	南	33.6 ※	03時17分

※観測史上1位の値を更新

(図3) 《給油所の状況 (令和2年12月1日現在)》

	役割	千葉県内	全国
給油所総数		1,110	29,637
<b>住民拠点SS</b>	<b>災害時に被災地住民への燃料供給の役割を担う</b>	<b>260</b>	<b>8,617</b>
中核SS	災害時に災害対応車両への優先給油の役割を担う	39	1,622
小口燃料配送拠点	災害時に医療機関等の重要インフラへ燃料配送を行う	7	470

※ 国が定める国土強靱化年次計画においては、2020年度末までに15,000カ所(全国の給油所総数の約半数)の住民拠点SSを整備することとしている。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 内閣府  
千葉県担当部局 防災危機管理部

#### 【提案・要望事項名】

#### ② 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し及び支給対象の拡大

#### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく支援が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。
- 2 被災者生活再建支援制度については、損害割合20%台の半壊を含め、半壊全てを支給対象とするとともに、支給対象の拡大に伴う財政支援措置を講ずること。

#### 【直面している課題・背景】

- 現行の被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）では、その適用範囲は、市町村又は都道府県単位で一定数以上の被害があった場合とされている。
- そのため、平成25年9月の竜巻被害においては、同一の竜巻による一連の被害でありながら、全壊世帯が10世帯以上であった埼玉県越谷市では支援法が適用され、一方、全壊世帯が1世帯であった野田市では支援法が適用されないという不均衡が生じた。
- さらに、令和元年房総半島台風からの一連の災害では、市町村における被害世帯数が適用要件を満たした市町村から順次支援法を適用し、最終的に県内で100世帯以上の全壊被害があったため、県内全域に支援法を適用した。（下記参照）
- しかしながら、県内全域に制度が適用できなかった場合、全壊被害が1世帯程度であった市川市や流山市などは対象外となり、同じ災害で同じような住宅被害を受けながら、居住する市町村によって支援が受けられないという不均衡が生じる場所であった。
- 今後、台風の大型化に伴い、広範囲にわたる風害によって散発的に全壊被害が発生する可能性も高まっており、一部地域が適用対象となった場合は、全ての被害区域が支援の対象となるよう適用要件を見直す必要がある。

- 令和2年12月4日に支援法が改正され、半壊（損害割合20%以上50%未満）のうち、30%台の中規模半壊まで支給対象が拡大されたが、令和元年房総半島台風等の一連の災害では、全県で6,963棟と多数の半壊被害が発生し、県では、災害救助法による応急修理と県独自の補修制度により支援を実施しているところであり、損害割合20%台の半壊を含め、半壊全てを支給対象とする必要がある。

**【参考1：被災者生活再建支援制度の概要】**

自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、生活の再建を支援するため支援金を支給する。

実施主体	都道府県（(公財) 都道府県センターに事務を委託）
財源	被災者生活再建支援基金（都道府県が拠出）1／2、国1／2
支援内容	全壊・大規模半壊・半壊解体・中規模半壊等の区分に応じて最大300万円の支援金を支給
適用要件	10世帯以上の全壊被害が発生した市町村等

**【参考2：令和元年房総半島台風等における支援法の適用状況】**

- ・ 令和元年 9月27日 館山市、南房総市及び安房郡鋸南町に適用
- ・ 令和元年10月 2日 鴨川市、君津市、富津市、及び匝瑳市に適用
- ・ 令和元年10月 8日 市原市及び富里市に適用
- ・ 令和元年10月15日 県内全域に適用



## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 厚生労働省  
千葉県担当部局 総合企画部、企業局

#### 【提案・要望事項名】

#### ③ 水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた特段の措置

#### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 水道施設における停電対策・浸水対策を強化するための国庫補助制度である、「水道施設機能維持整備費」事業について、補助率の引上げを行うこと。
- 2 同事業について、小規模な施設を対象に加える等の対象施設の拡充、資本単価の引き下げ等採択要件の緩和を図ること。

#### 【直面している課題・背景】

- 令和元年房総半島台風等においては、広域的な停電による大規模な断水被害が発生したところであり、これへの対策は喫緊の課題である。
- 非常用自家発電設備の設置状況は、令和2年9月時点で、停電時の給水に非常用電源が必要な施設778施設のうち、36%の279施設に留まる。また、令和元年9月現在で、浸水想定区域内の施設41施設のうち、浸水対策が講じられている施設は、32%の13施設に留まっている。
- 停電対策に係る補助率は1/4とされているが、非常用発電設備の整備には建屋建設等の付帯工事が必要となり、多額の費用を要することから、事業者の負担を軽減するためには、補助率を引き上げる必要がある。
- また、令和3年からは、当該補助制度における対象施設が拡充されたものの、房総半島台風による被害が集中した本県南部・東部に多数設置されている小規模な浄水場(断水影響戸数2千戸未満)の整備が補助対象外とされている他、資本単価が水道事業においては90円/m<sup>3</sup>未満、水道用水供給事業においては70円/m<sup>3</sup>未満の事業者は、影響戸数が2千戸以上の施設であっても一律に不採択となってしまう。

【参考】

(水道事業)

1 自家発電設備の整備状況 (令和2年9月県調査)

施設種別	施設数	自然流下 方式による給 水可能施設	バックアップ 機能による 給水可能施設 ※1	非常用電源 を要する 施設  ①-②-③ ④	自家発電設備			
					あり ⑤	能力不足 ながら 設置あり ※2 ⑥	設置数 合計 ⑤+⑥ ⑦	設置率 ⑦÷④ ⑧
取水・導水施設	373	4	30	339	52	7	59	17.4%
浄水施設	132	0	7	125	100	12	112	89.6%
配水場	177	106	1	70	59	7	66	94.3%
ポンプ施設	249	1	4	244	34	8	42	17.2%
合計	931	111	42	778	245	34	279	35.9%

※1：他の施設からのバックアップにより、概ね一日平均給水量以上を確保できる場合を「可」として集計

※2：非常用発電設備はあるが、概ね一日平均給水量以上を確保できない

2 県内事業体における浸水対策の実施状況 (令和元年9月県調査)

施設種別	浸水想定区域に位置 している施設数	浸水対策の有無	
		あり	なし
取水・導水施設	21	7 (33%)	14 (67%)
浄水施設	8	3 (38%)	5 (62%)
配水池等	12	3 (25%)	9 (75%)
合計	41	13 (32%)	28 (68%)

3 水道施設機能維持整備費の概要 (令和7年度までの時限事業)

(1) 浄水施設の採択基準

1	資本単価が、水道事業90円/m <sup>3</sup> 以上、水道用水供給事業70円/m <sup>3</sup> 以上であること
2	重要給水施設に至るルート上の施設であること
3	断水影響戸数が2千戸以上であること (断水影響戸数2千戸以上の浄水場が存在しない事業体は、当該事業体の最重要施設)
4	・自然流下方式のみでは一日平均給水量以上の送配水が不可能であること ・当該施設の非常用自家発電能力及び他施設からのバックアップでは1日平均給水量を確保できない施設
5	土砂災害工事への対策工事について、土砂災害警戒区域内に位置し、1日平均給水量以上バックアップを有しない施設
6	浸水災害への対策工事について、浸水想定区域内に位置し、1日平均給水量以上バックアップを有しない施設

(2) 取水・導水施設、配水場・ポンプ場の採択基準

1	資本単価が、水道事業90円/㎡以上、水道用水供給事業70円/㎡以上であること
2	ア、イのいずれにも該当する取水・導水施設、配水場、ポンプ場
ア	以下のa～cのいずれにも該当する浄水場の上流にある取水・導水施設又は下流にある配水場・ポンプ場
	a 重要給水施設に至るルート上の施設であること
	b 断水影響戸数が2千戸以上であること（断水影響戸数2千戸以上の浄水場が存在しない事業体は、当該事業体の最重要施設）
	c 停電、土砂災害、浸水災害いずれの事象によっても給水停止のおそれがない施設又はそのおそれがある場合でも停電・土砂災害・浸水災害対策に着手している施設であること
イ	以下のa～cのいずれかに該当する配水場・ポンプ場
	a <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然流下方式のみでは1日平均給水量以上の送配水が不可能であること</li> <li>・ 当該施設の非常用自家発電能力及び他施設からのバックアップでは1日平均給水量を確保できない施設</li> </ul>
	b 土砂災害工事への対策工事について、土砂災害警戒区域内に位置し、1日平均給水量以上バックアップを有しない施設
	c 浸水災害への対策工事について、浸水想定区域内に位置し、1日平均給水量以上バックアップを有しない施設

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部

#### 【提案・要望事項名】④ 医療機関等の復旧と防災力の強化への支援

##### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 発災前に土嚢の設置など被害軽減策を講じる必要性が生じる場合等があり、設置した土嚢の撤去等の現状復帰を含め、その際に活用できる補助制度を創設すること。また、分娩を取り扱う有床診療所を含め、政策医療に関わる医療機関の復旧に係る経費を幅広く対象とすること。
- 2 災害に対する備えとして医療施設の非常用自家発電設備整備を促進するため、「医療提供体制施設整備交付金」における「非常用自家発電設備及び給水設備整備事業」の補助制度について、拡充（補助基準額、対象となる施設等）を図ること。特に、首都直下地震など大災害に対する懸念が高まっている状況を踏まえ、災害拠点病院を補完する地域の2次救急医療機関の災害医療体制の整備に対し、災害拠点病院と同様に非常用電源や給水設備の財政支援措置を創設すること。
- 3 災害時における連絡手段確保に向け、医療機関に対し衛星電話の設置を促進するため、「医療施設非常用通信設備整備事業」の対象医療機関を拡充すること。また、広域災害救急医療情報システム（EMIS）について、大規模災害発生時、多数の関係機関が同時に操作をしても安定して稼働するようなシステムの整備を実施すること。

##### 【直面している課題・背景】

- 本県の医療機関は令和元年房総半島台風等により、甚大な被害を被った。一方、発災前に土嚢の設置などにより、被害が軽減できた医療機関があった。災害復旧費については、対象が政策医療に関わる医療機関に限定されていることから、甚大な被害を受けた医療機関であっても補助を受けることが出来ない状況にある。

- 県内の多くの医療機関は医療機能を維持する程度の非常用自家発電設備を有しておらず、経費等の問題から今後も整備を進めるのが難しい状況である。「非常用自家発電設備及び給水設備整備事業」の対象施設となっているのは、令和2年度時点で災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院のみとなっており、それ以外の医療機関についても整備を進めるため、制度の拡充が必要である。
- 災害時は、災害拠点病院だけでなく地域全体で対応することが求められるため、本県では、災害拠点病院や2次救急医療機関が連携して災害医療体制を整備しているが、2次救急医療機関の行う災害医療体制の整備に係る補助制度がない。
- 災害時においては複数の通信手段を確保しておくことが求められるが、医療機関における衛星電話保有状況は一般病院では53病院と低い状況であるため、設置を促進するため、現在救命救急センター、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院に限られている対象医療機関の拡充が求められる。  
また、広域災害救急医療情報システム（EMIS）について、令和元年房総半島台風等の際、多数の関係機関が同時にアクセスする中、システムが不安定な状況になり、迅速な情報発信及び情報収集に支障をきたしたことがあったため、安定して稼働するシステムの整備が求められる。

**【参考：非常用電源の整備状況について】**

	調査数	回答数	整備済
病院	289	218	197
有床診療所	150	93	37
透析実施無床診療所	70	49	8
計	509	360	242

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁

#### 【提案・要望事項名】

##### ⑤ 公立学校施設及び社会教育施設の復旧に係る支援の拡充

#### 【具体的な提案・要望内容】

被災した公立学校施設（学校給食共同調理場を含む）及び社会教育施設等の復旧に係る補助制度を拡充すること。

#### 【直面している課題・背景】

- 防災基本計画第3章第2節には「国、地方公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行うものとする。」との記載があるが、公立学校施設災害復旧費国庫負担事業等の現行制度では、原則、原形復旧に限られており、改良復旧が実施できない。
  
- 災害時には、多くの公立学校施設や社会教育施設等が避難所や緊急避難場所として指定されている実態を踏まえ、避難所等として指定された公立学校施設等がその機能を十分に発揮できるように、必要な改良復旧が行えるように補助制度の拡充を図る必要がある。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 商工労働部

#### 【提案・要望事項名】

##### ⑥ 災害時における県内企業の事業継続や被災企業の早期復旧に向けた支援

#### 【具体的な提案・要望内容】

被災した中小企業等の事業再建に向け、新たな予算措置を待つことなく、迅速かつ柔軟に支援が行われるよう、災害対応を目的とした複数年度で使える制度を構築するなど、新たな支援スキームを確立すること。

#### 【直面している課題・背景】

- 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨により、これまでにない被害が発生し、本県経済を支える中小企業においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしている。
- 県では、各種経営相談や専門家派遣、補助金等による支援を行っているが、災害時においても迅速かつ柔軟な支援が行われるよう、予算措置を要しない新たな制度の構築など国の施策の更なる充実が必要である。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部

<b>【提案・要望事項名】 ⑦ 土砂災害対策の推進</b>
-------------------------------

<b>【具体的な提案・要望内容】</b>
----------------------

土砂災害防止対策基本指針に基づき、概ね5年間で基礎調査を完了させるため、都道府県が実施する基礎調査に係る国費率の引き上げを図ること。
--

**【直面している課題・背景】**

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害防止の対策を講じるため、県が地形や土地の利用状況などを調査する基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を土砂災害警戒区域等として指定している。
  
- 区域指定を予定していない箇所での土砂災害が全国で確認されたことを受けて、国が改訂した基本指針に基づき、本県では令和2年度から、数値標高モデルを用いて危険箇所を抽出し、また、「市町村との情報共有の仕組み」により危険箇所を把握したところ、基礎調査が必要な箇所として、新たに約11,000箇所が確認された。

国の基本指針に基づき、概ね5年間で約11,000箇所の基礎調査を完了させるためには、国の財政支援が必要であり、また、県の負担が3分の2と大きいことから、国費率の引き上げによる、さらなる財政支援が必要である。



## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (2) 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上

提案・要望先 内閣府、国土交通省、文部科学省  
千葉県担当部局 防災危機管理部

#### 【提案・要望事項名】① 地震・津波対策に係る防災環境の整備

##### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 国が責任をもってS-n-e-tの観測データを活用した市町村ごとの津波高、津波到達時間、津波浸水域等の詳細な津波予測情報の配信に取り組むこと。
- 2 「首都直下地震対策特別措置法」に基づき県と市町村が策定する「地方緊急対策実施計画」や「特定緊急対策事業推進計画」の推進を図るため防災拠点となる公共施設の耐震化など緊急に実施しなければならない事業について、国の補助率の嵩上げなど具体的な財政上の措置を講じること。

##### 【直面している課題・背景】

- 東日本大震災による大規模な津波災害を受けて、国は海溝域で発生する地震や津波をリアルタイムかつ直接検知し、精度の高い情報を早期に提供する目的で日本海溝海底地震津波観測網（S-n-e-t）を整備した。  
しかし現在の気象庁の津波情報は、千葉県沿岸を千葉県九十九里・外房、千葉県内房、東京湾内湾の三分区での津波高と到達時間の発表にとどまり、どの市町村に甚大な被害が発生しているのか迅速に把握することが困難である。  
そこで本県では、S-n-e-tの観測データを基に詳細な津波情報を予測する「千葉県津波浸水予測システム」を整備運用している。  
日本海溝、相模トラフで巨大地震がひとたび発生すれば、津波による被害は、本県にとどまらず、発生頻度の低い津波災害に対してシステム維持管理費を継続的に自治体が負担するのは合理的でないため、国において早期に予測情報の配信を行う必要がある。
- さらに、本県全域は、「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域に指定され、地震防災対策を迅速に推進することが求められている。  
しかしながら、同法では、都県や市区町村が「地方緊急対策実施計画」や「特定緊急対策事業推進計画」を作成し、必要な防災対策事業を実施していくこととなるが、事業の実施に必要な財政措置が講じられていない。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (2) 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上

提案・要望先 総務省  
千葉県担当部局 防災危機管理部

#### 【提案・要望事項名】② 市町村の消防広域化に対する財政支援の拡充

##### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 消防用車両等の整備に係る緊急防災・減災事業債の適用にあたっては、現在、広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図るものに限定されている。消防の広域化をより一層促進するため、今後は広域化推進期限までに行われる広域化において、広域消防運営計画に基づく消防用車両等の整備全般に適用範囲の拡大を図ること。
- 2 広域化を行おうとする市町村が、普通交付税の不交付団体である場合、国の財政支援制度をほとんど活用できないことから、不交付団体へも必要な財政支援を行うこと。

##### 【直面している課題・背景】

- 人口減少や高齢化が進展していく中、多様化・大規模化する災害や事故に対応していく上で、消防の広域化による消防力の充実・強化は、最も有効な手段とされている。
- 特に、組織管理や財政運営面で厳しいとされる小規模な消防本部の広域化については、最優先で取り組まなければならないが、受け入れる側の比較的大規模な自治体へのメリットの説明が求められている。
- しかし、広域化関連事業に対する財政措置は広域化に伴い必要となる消防署所の増改築費や広域化に伴い効率化・機能強化を図る消防用車両等の整備など極めて限定的である。
- また、本県で消防広域化の検討を促している関係市町の中には普通交付税の不交付団体があり、緊急防災・減災事業債への交付税措置等、国からの財政支援がほとんど受けることができない。

【参考】

○国の指針に基づく広域化対象市町村の考え方

原則指定	特定小規模消防本部	消防吏員数50人以下	栄町
可能な限り 指定	準特定小規模消防本部	消防吏員数100人以下	富津市、 富里市
	小規模消防本部	管轄人口10万人未満	銚子市ほか 10市町※

※旭市、君津市、四街道市、袖ヶ浦市、匝瑳市、横芝光町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町（下線は一部事務組合）

○令和2年度における普通交付税不交付団体（計7団体）

市川市、成田市、市原市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市  
（枠付きは広域化対象市町村、下線は広域化対象市町村に隣接する市町村）

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (2) 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上

提案・要望先 総務省  
千葉県担当部局 防災危機管理部

#### 【提案・要望事項名】

#### ③ 地域防災力の中核となる消防団への支援の充実【新規】

#### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 「消防団設備整備費補助金」制度について、市町村が計画的に有効活用できるように、制度改正は適正な時期に行うこと。
- 2 また、消防団が所有している車両総重量3.5トン以上の消防自動車を3.5トン未満の消防自動車に更新するための経費を補助対象に加えること。

#### 【直面している課題・背景】

- 本災害が多様化・大規模化する中、消防団の役割は火災対応だけではなく、災害時の住民の救助救出やその後方支援など多岐に渡り、消防団の災害対応力向上は必須となっており、県では、国の「消防団設備整備費補助金」を活用し、救助用資機材の充実を進めているところである。
- しかしながら、補助対象の追加が市町村の予算編成後に行われるなど、活用を図りにくい制度改正が過去見られたため、市町村による本補助制度の計画的な有効活用を実現するため、市町村の需要を把握し、市町村の予算要求に間に合う時期までに見直されたい。
- 県では、消防団の活性化のため、団員確保のための啓発活動や、消防団装備等への助成等の取組を進めるととともに、準中型自動車免許の創設に伴う対応についても、国の特別交付税措置等の制度を活用し、免許取得の支援を行なっているところである。
- しかしながら、免許取得に係る費用や時間は、団員への負担が大きいことから、「消防団設備整備費補助金」に、中型免許なしで扱える車両総重量3.5トン未満の消防自動車を補助対象とすることでさらに有効な対策となる。

## 【参考】

### 1 消防団設備整備費補助金について

- (1) 平成30年度交付実績          6市（補助総額： 4, 438千円）
- (2) 令和元年度交付実績          4市町（補助総額： 2, 627千円）
- (3) 令和2年度交付決定額      20団体（補助総額： 33, 909千円）

### 2 準中型自動車免許について（令和2年4月1日現在）

#### (1) 自動車免許保有団員数

- ・各種自動車免許を保有している団員数：16, 051人
- ・うち、普通免許（平成29年3月12日の改正道路交通法施行以降に取得）を保有している団員数：478人
- ※改正後普通免許保有率：約2.98%

#### (2) 準中型自動車免許取得に係る助成制度

- ・10市町で実施

### 3 消防団車両について

- ・消防団車両総数：1, 707台
- ・うち、3.5トン以上の車両数：653台
- ※3.5トン以上車両割合：38.25%

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 国土交通省、農林水産省  
千葉県担当部局 県土整備部、農林水産部

#### 【提案・要望事項名】

##### ① 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進

#### 【具体的な提案・要望内容】

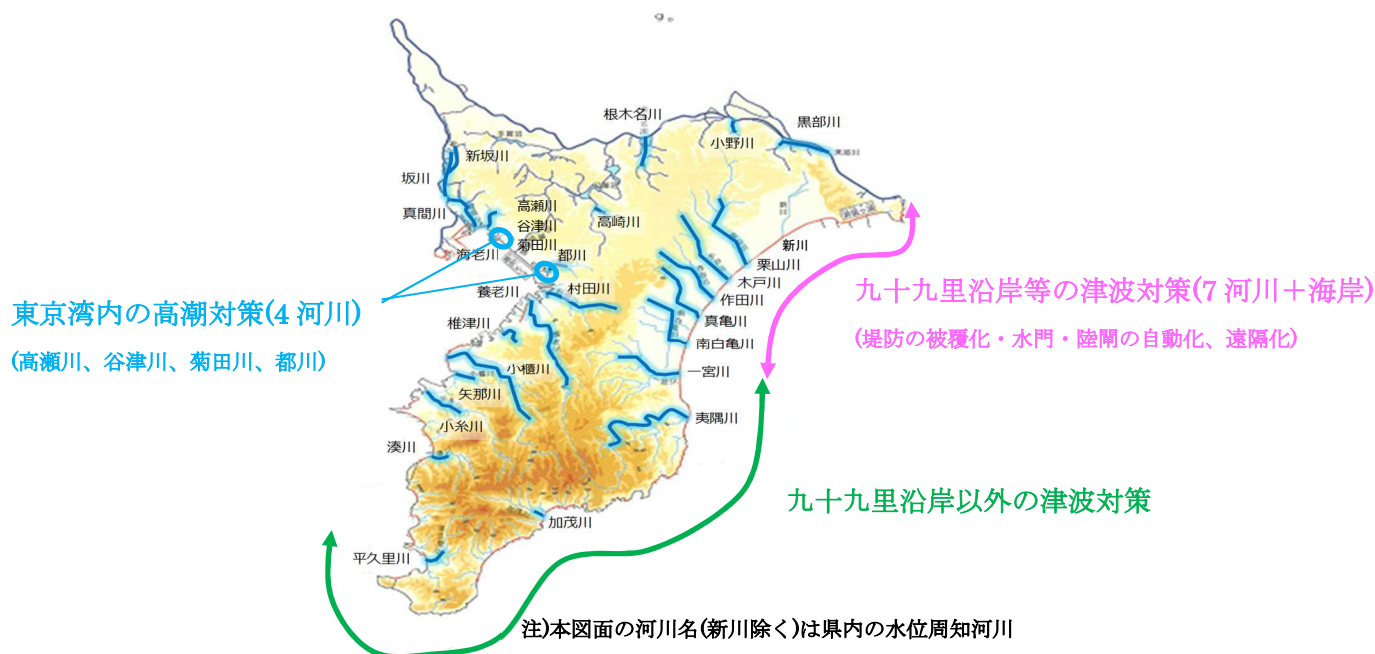
- 1 津波・高潮・耐震対策については、港湾、海岸、河川、漁港等の多くの施設の早急な整備が必要であり、多大な事業費を要することから、必要な予算を確保すること。
- 2 普通河川における津波・耐震対策については、現在、市町村が単独費で実施せざるを得ないことから、ゲートや機場等の付帯施設も含めて、交付金の対象とすること。
- 3 近年、激甚化する水災害に対応するため、河川、海岸における治水対策、内水氾濫対策の強化など、水害対策をより一層推進させるために必要な予算を継続的に確保すること。
- 4 高潮浸水想定区域の指定、ハザードマップ作成などソフト対策を推進させるために必要な、新たな補助事業創設などの財政的支援を行うこと。

#### 【直面している課題・背景】

- 東日本大震災により河川・海岸等に大きな被害を受けた本県は、九十九里沿岸をはじめとする各地域の津波対策について見直しを行い、その結果を踏まえて順次整備を進めているところである。また、これに併せて各種施設の耐震対策にも取り組んでいる。
- 港湾・海岸・河川・漁港等では、復興事業終了後においても堤防の被覆化、水門・陸閘の自動化や遠隔化、九十九里沿岸以外の津波対策など、多くの事業がある。
- 防護水準が津波より高潮高波が上回る東京湾内湾の県管理河川のうち、既設護岸高さが計画高潮位に対応した堤防高さを下回る4河川においては、近年の気候変動や、既往最大潮位を更新した平成30年の大阪湾の高潮被害等を踏まえると、施設整備を早急に実施する必要がある。
- 市町村が管理する普通河川における津波・耐震対策については、現在、国の財政支援の対象とされていないが、着実な整備を進めるためには国の支援が必要である。

- 近年、甚大な被害を引き起こす台風や集中豪雨などが頻繁に発生しており、令和元年10月25日の大雨により本県の多くの河川が越水したことや、本県の河川整備率が約58%（令和元年度末時点）であることを踏まえると、今後もより一層の河川整備が必要である。
- 低平地を多く抱える本県では、流域全体の治水安全度向上を図ることが重要であることから、内水氾濫対策を強化するための財政的支援が必要である。
- 本県では、東京湾沿岸において、想定し得る最大規模の高潮を前提とした高潮浸水想定区域図を公表したところである。今後、千葉東沿岸においても高潮浸水想定区域図を公表するとともに、両沿岸において、高潮特別警戒水位の設定や水位周知海岸の指定を行う必要があるが、現在の交付要綱ではハザードマップ作成支援のソフト対策に対する支援は、ハード対策を含めた総事業費の2割が上限とされている。ハザードマップ作成等をさらに促進させるため、調査・検討等ソフト対策に対する財政的支援が必要である。

【参考：千葉県における津波・高潮対策（位置図）】



I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

1 防災立県の確立

(3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

② 国の直轄事業化導入による千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の促進

【具体的な提案・要望内容】

千葉港海岸船橋地区は、ゼロメートル地帯を背後に抱えており、浸水想定区域内には市役所や消防本部などの防災施設や、国道・駅などの主要交通施設が存在するため、高潮による被害を受けた場合、市民生活に甚大な影響が及ぶ。

このような中、同地区の水門、排水機場及び護岸は建設から50年以上が経過し、老朽化が著しく、耐震性の確保も必要であるため、大規模で高度な技術を要する箇所について、直轄事業として早急に整備を図ること。

【直面している課題・背景】

- 千葉港海岸船橋地区では、背後地の都市化が進展し企業の立地及び人口の集積化が顕著かつ公的重要施設の立地も図られているところだが、背後にゼロメートル地帯を抱えているため、高潮から人命や財産を防護する海岸保全施設の重要性が非常に高い地区となっている。
- 防護区域には、住宅地だけでなく市役所、消防本部等の官公庁施設をはじめ、主要交通施設、大型商業施設があり、人口集積度が高いため、被災した場合には社会経済活動に重大な影響を及ぼす。
- しかしながら、多くの海岸保全施設が昭和40年代に築造され老朽化や地盤沈下が著しいことから、耐震性の確保を含め早急な施設改修が喫緊の課題となっている。
- 地元では、地域住民による促進協議会が立ち上げられ、「防災・減災についてのシンポジウム」が開催されるなど、地域の関心も非常に高い。
- また、当地区の水門や排水機場は大規模な施設であるとともに、漁船等の交通量も多く、年間稼働日数が200日以上となる状況下での整備となり、高度な技術が求められる。



- 現在、本県にて高潮対策事業を実施しているが、水門、排水機場及び護岸の大規模改修には膨大な事業費及び高度な技術力が必要であり、令和2年度より、国においては直轄事業化に向けた調査、検討に着手されたことから、一刻も早い事業化を強く要望する。

【参考】千葉港海岸船橋地区 直轄事業化箇所図



I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

1 防災立県の確立

(3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 ③ 既存ダムの洪水調節機能強化の推進 **【新規】**

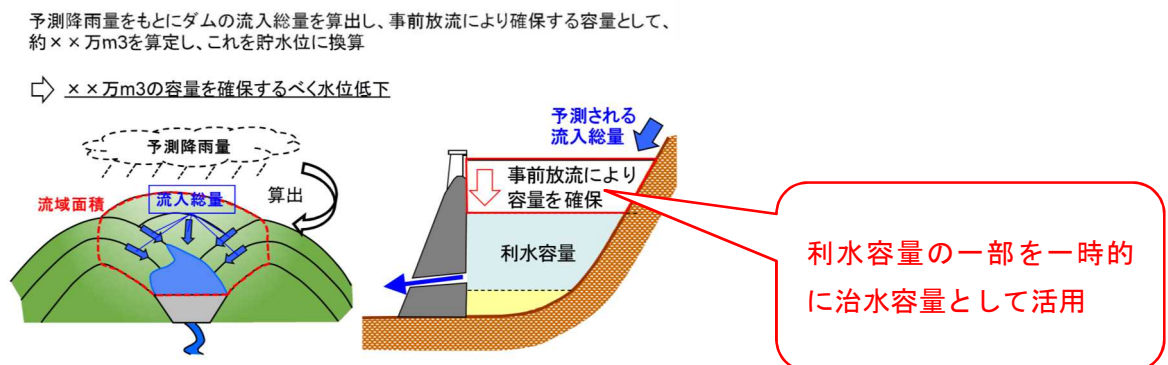
【具体的な提案・要望内容】

緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、既存ダムの洪水調節機能の強化に係る財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

- 令和元年東日本台風等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、令和元年12月に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が国により定められた。
- 県では、この基本方針に基づき、ダムによる洪水調節が可能な全14水系23ダムについて、ダム管理者や利水者等と治水協定を締結したところである。
- 今後は、治水協定を締結した準用河川に設置されたダムについて、事前放流の実施により水位が回復しなかった場合の損失補填制度の対象に加える等さらなる制度の拡充のため、財政支援が必要である。

【参考】 既存ダムの洪水調節機能の強化のイメージ



## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部

#### 【提案・要望事項名】 ④ 水門操作に係る安全性の確保の推進

##### 【具体的な提案・要望内容】

津波被害を最小限に抑えるため、津波発生時に迅速、かつ、確実に水門を閉鎖し背後地の浸水被害を防止するとともに、水門操作員の安全を確保するため、既設の水門について、自動閉鎖や遠隔操作等を可能とする改良を速やかに行う必要があることから、国として海岸保全施設と同様に河川の既設水門の改良について、財政支援を講じること。

##### 【直面している課題・背景】

- 東日本大震災において、水門の閉鎖作業に携わった消防団員等が相次いで津波に巻き込まれ尊い命を落としたことから、現状では、水門操作の確実性と作業の安全性が確保されているとは言い難い。また国は、「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」を平成23年6月24日に施行し、「海岸及び津波の遡上が予想される河川の水門等について、津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖などの改良」を規定したところである。

県では、復興事業を活用し、河川、海岸に設置されている水門等について、自動化や遠隔監視等の改良に一部着手している。

しかし、他の水門等の改良については、国の財政支援は海岸保全施設等に限られ、対策の完了までに長期間を要することから、財政支援が必要である。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部

#### 【提案・要望事項名】 ⑤ 道路ネットワークの機能強化

##### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 首都圏における緊急輸送道路の基幹として、広域的な救援・救護活動や救援物資の輸送等に重要な役割を担う首都圏中央連絡自動車道や北千葉道路などの幹線道路については、被災後から速やかに機能する強靱な道路ネットワークである必要があることから、ミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化を図ること。また、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化を推進すること。
- 2 緊急輸送道路網など地域防災力の強化に必要な道路ネットワークの整備や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等を推進するとともに、必要な予算の確保を図ること。
- 3 計画的に国土強靱化を推進するため、老朽化対策等の事業を確実に実施できるよう、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について、必要な予算を当初予算において安定的に確保すること。

##### 【直面している課題・背景】

- 東日本大震災や令和元年房総半島台風では、高規格道路は救援・救護活動の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたところであり、近年の激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、被災後速やかに機能する強靱で信頼性の高い道路ネットワークが必要である。しかし、圏央道や北千葉道路などの高規格道路については、未開通区間があるとともに、開通済み区間も一部で暫定2車線での供用となっている。また、高規格道路の代替機能を発揮する国道127号などの直轄国道についても、防災上の課題の解消に取り組む必要がある。
- 近年の災害の激甚化により全国で甚大な被害が頻発している状況を踏まえ、県においても、災害に強い道路の整備を進めるため、これまで以上に、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等に取り組んでいく必要がある。

- また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し強靱化対策に取り組んでいるところであるが、5か年加速化対策の初年度は、令和2年度補正予算として編成されたところであり、中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算を当初予算において安定的に確保する必要がある。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部

#### 【提案・要望事項名】 ⑥ 医療機関の耐震化の促進

##### 【具体的な提案・要望内容】

災害に対する備えとして医療施設の耐震化を進めるため、現在の「医療提供体制施設整備交付金」における「医療施設等耐震整備事業」の補助制度について、「医療施設耐震化臨時特例交付金」に準じた見直し（補助基準額、対象床面積、基準単価及びIs値の引き上げ、病床削減要件等）を図ること。

##### 【直面している課題・背景】

- 本県の病院の耐震化については、これまで「医療施設耐震化臨時特例交付金」を活用して進めてきたところであるが、当該交付金は平成27年度で終了し、令和2年9月時点で県内病院の耐震化率は約77%にとどまっている。
- 現在の「医療施設等耐震整備事業」では、補助対象がIs値0.4未満の二次救急医療施設、Is値0.3未満の病院などに限られていることから、耐震性が不十分とされるIs値0.6未満であるにもかかわらず、整備事業の対象とならない医療機関があり、耐震化が進んでいない。  
なお、過去事業である「医療施設耐震化臨時特例交付金」では、Is値0.6未満の二次救急病院も対象としており、二次救急病院の耐震化が進んでいた。
- 令和2年度に基準額が増額されたものの、事業者からは耐震化に係る費用と基準額が見合っていないとの意見もあり、これも整備が進まない要因の1つとなっている。

【参考1：医療提供体制施設整備交付金及び医療施設耐震化臨時特例交付金について】

	医療提供体制施設整備交付金 (医療施設等耐震整備事業)	医療施設耐震化臨時特例交付金 (平成27年度に終了)
補助実績 (件)	H26:1 (②)、H27:1 (③)、H28:1 (②) H29:0、H30:0、R1:0 ※公立は対象外	H25:5、H26:6、H27:2 (すべて②) ※公立も対象
対象	①Is 値 0.6 未満の救命救急センター等 ②Is 値 0.4 未満の二次救急医療施設 ③Is 値 0.3 未満の病院	耐震性が不十分であると証明された 建物又は Is 値 0.6 未満の建物 ①災害拠点病院・救命救急センター ②二次救急病院
基準面積 及び単価 ・補助率	①2,300 m <sup>2</sup> ×42,700 円/m <sup>2</sup> (※) (※) 補強が必要と認められるもの ②、③2,300 m <sup>2</sup> ×202,800 円/m <sup>2</sup> 補助率はいずれも 1/2 ※既存病床数が医療計画上の基準病床 数に占める割合が 105%以上の場合、 調整率 0.95 を乗じる	①8,635 m <sup>2</sup> ×276,000 円/m <sup>2</sup> 補助率 0.7 ②8,635 m <sup>2</sup> ×165,000 円/m <sup>2</sup> 補助率 0.33~0.6 ※病床削減等の補助要件あり

【医療施設耐震化臨時特例交付金 別表補助基準等】

区分	基準額	補助対象経費	補助率
A 耐震化整備指定医療機関 のうち、災害拠点病院または 救命救急センター	1 病院あたり 8,635 m <sup>2</sup> ×276 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の災害拠点病院、救命救急 センターが行う耐震化を目的とし た、新築、増改築、耐震補強に要す る工事費又は工事請負費	0.7
B 耐震化整備指定医療機関 のうち、知事が特に必要と 認める二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 m <sup>2</sup> ×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う 耐震化を目的とした、新築、増改 築、耐震補強に要する工事費又は 工事請負費	0.6
C 耐震化整備指定医療機関 のうち、知事が必要と認め る二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 m <sup>2</sup> ×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う 耐震化を目的とした、新築、増改 築、耐震補強に要する工事費又は 工事請負費	0.33
D 平成24年度以降に耐震 化整備指定医療機関に指定 された二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 m <sup>2</sup> ×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う 耐震化を目的とした、新築、増改 築、耐震補強に要する工事費又は 工事請負費	0.5

**【医療施設耐震化臨時特例交付金 交付条件（病床削減要件）】**

（第6条（1）抜粋）

病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床利用率について、過去3ヵ年（平成21年度までに知事が補助事業を実施すると決定した医療機関にあっては、平成18年から平成20年）の病床利用率の平均が80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を千葉県医療審議会病院部会の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

【参考2：耐震状況調査(R2.9.1現在)全289病院のうち耐震性がない病院66の内訳】

	全て耐震性なし	一部耐震性なし	耐震診断未実施
救命救急センター (1)		1 (0.3未満)	
二次救急病院 (37)	1 (0.4以上)	16 (0.4未満5、0.4以上9)	20
それ以外の病院 (28)	2 (0.3未満1 0.3以上1)	6 (0.3未満3、0.3以上5)	20



## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### I 県民の安全・安心を守る千葉の確立

#### 1 防災立県の確立

##### (3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 総務部

#### 【提案・要望事項名】 ⑦ 私立学校施設の耐震化の促進

##### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 私立学校施設の耐震化に必要な予算（非構造部材やブロック塀等も含む）を十分確保すること。また予算の確保にあたっては、次の点に留意すること。
  - ・国庫補助率の引上げを行うこと。
  - ・補助単価を実情に見合った単価に引き上げること。
- 2 令和4年度までとなっている高等学校等の耐震改築事業費補助制度を恒久化すること。

##### 【直面している課題・背景】

- 私立学校施設は、幼児・児童・生徒が一日の大半を過ごすとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割を果たしていることなどから、私立学校施設の安全確保は喫緊の課題となっている。
- 千葉県の私立学校における令和2年4月1日現在の耐震化率は、88.7パーセントとなっており、特に私立幼稚園の耐震化率は84.1パーセントと低く、取組が遅れている。未耐震となっている幼稚園では、財政規模が小さく、事業費の目途が立たない園が多いため、補助制度の一層の拡充が必要である。

##### 【参考】私立学校の耐震化率（R2.4 現在）

単位：％

	千葉県（私立）	全国平均（私立）	千葉県（公立）
幼稚園	84.1 (幼保含めると86.1)	92.4 (幼保含む)	100.0
小学校	100.0	98.3	100.0
中学校	95.8	97.2	
高校	96.3	91.0	100.0
合計	88.7 (幼保を含めると89.6)	92.3 (幼保含む)	100.0

- 認定こども園や保育所に対する補助率は原則 1 / 2 であるのに対し、私立学校の耐震化率に対する国の補助率は原則 1 / 3 となっており、学校法人の負担が大きいことから均衡を図る必要がある。
- 国の耐震改築における補助単価については、年々増額されているところであるが、実際の改築単価とは乖離が大きく、私立学校の負担が大きくなっている。
- 耐震改築事業補助制度は、当初小中高等学校を対象として、平成 26 年度から平成 28 年度まで臨時措置され、その後も令和 4 年度まで延長措置されているが、各学校において計画的に事業を実施するためには期限設定のない事業の恒久化が必要である。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

- I 県民の安全・安心を守る千葉の確立
- 2 暮らしの安全・安心の確保
- (1) 治安基盤の強化

提案・要望先 警察庁、総務省、財務省  
千葉県担当部局 県警本部

<b>【提案・要望事項名】 治安基盤の強化</b>
---------------------------

<b>【具体的な提案・要望内容】</b>
----------------------

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 サイバー空間の脅威に的確に対処するため、新たな捜査手法を可能とするための法整備や人的・物的基盤の強化を図ること。</li><li>2 我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応し、テロ等の事態対処能力を強化するため、人的・物的基盤の強化を図ること。</li></ol> |
|---|

**【直面している課題・背景】**

- インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、日常生活の一部となっているが、新型コロナウイルス感染症のまん延により国民の生活様式が変化し、インターネットの利用が拡大するなど、サイバー空間における治安の悪化が懸念される。  
加えて、政府を挙げて、行政のデジタル化を進める方針が示され、社会全体でデジタル化の一層の推進が見込まれるところ、その実現にはサイバー空間の安全の確保が不可欠であることから、複雑・巧妙化するサイバー犯罪や行政機関・重要インフラ施設等に対するサイバー攻撃等に迅速かつ的確に対処するため、事業者における通信履歴の保存義務化や新たな捜査手法を可能とするための法整備、高度な知識・技術を持つ人材育成等の人的基盤の強化及び最新の技術に対応した解析用資機材の整備等の物的基盤の強化が必要である。
- ISIL (いわゆる「イスラム国」) は、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししているほか、過去にはICPO国際手配被疑者の不法入国事件も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。  
また、本県は国際空港、港湾を擁するという特殊事情があることから、より高度な事態対処能力を備えていくことが必要である。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### 1 県民の安全・安心を守る千葉の確立

### 2 暮らしの安全・安心の確保

#### (2) 地方消費者行政充実のための国の支援

提案・要望先 内閣府

千葉県担当部局 環境生活部

#### 【提案・要望事項名】 地方消費者行政充実のための国の支援

#### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 地方消費者行政の充実が引き続き図られ、県民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、県及び市町村の消費生活相談体制の維持・拡充等を支援する交付金について、地方の財政事情に応じた継続的かつ安定的な制度とすること。
- 2 相談員の資質向上、及び新たな相談員確保のため、引き続き、地方の実状に即した実効性のある支援を行うこと。

#### 【直面している課題・背景】

- 情報化社会の進展や急速に進む高齢化など、経済・社会が変化する中、消費者問題は多様化・複雑化し、被害が深刻化している。特に、高齢者からの相談が多く、県及び市町村に寄せられる消費生活相談の4割以上を占めていることなどから、身近な市町村における相談体制の充実が重要となっている。
- このため、本県では地方消費者行政推進交付金等を活用し、消費生活相談窓口の設置や拡充、消費生活相談員等のレベルアップなどに取り組んできた結果、市の消費生活センターの設置数は、平成20年度の17箇所から現在の31箇所に増加するなど、着実に成果を上げてきたところである。
- しかしながら、国の交付金制度の見直しによって、消費生活相談員の人件費を対象とするなど消費生活相談体制の充実・強化を図る「地方消費者行政推進交付金」は、最終の新規事業開始年度が平成29年度とされるとともに、活用期間の終期が設定され、平成30年度から「推進事業分」として「消費者行政強化交付金」に内包されているものの、当該交付金は地方の所要額を満たしていない。
- このため、消費生活相談員の配置がないなど相談体制が不十分な市町村も残されていることに加え、消費生活相談体制の充実や相談員のレベルアップなどに、十分取り組むことができない状況となっている市町村も多い。また、多発する自然災害への対応など、様々な行政課題を抱える地方では、自主財源での消費者行政予算の確保が厳しいことなどから、同交付金の活用期間の終期到来に伴って相談員の任用継続ができなくなるなど、これまで充実を進めてきた消費生活相談体制の維持すらも困難となっており、地方消費者行政の後退が懸念される。

- また、国が実施している相談員向けの研修については、相談員の資質向上に、地域によって支障が生じないように、遠隔地の市町村や相談員の人数が少ない市町村においても国の研修に参加することができるオンライン研修や地方開催等の拡充が必要である。
- 更には、全国的にも新たに相談員を目指す人材が不足しており、県内市町村でも相談員の人材確保に苦慮している現状であることから、相談員を目指す人材が増えるような広報啓発や、人材確保に資する方策を、国全体として引き続き実施・拡充していくことが必要である。
- 以上から、相談体制の確保や拡充、消費者の自立を支援するための消費者教育の推進などの事業を安定的に実施できるよう、推進事業分の交付金についての活用期間終期までの所要額の確保と、地方の財政事情に応じた継続的な交付金制度の確立、地方の実状に即した、新たな相談員の確保と資質向上のための実効性ある支援を要望する。

【参考 1：地方消費者行政強化交付金の状況

(平成 29 年度までは地方消費者行政推進交付金)】

	当初予算 (一般会計)	補正予算
平成 27 年度	30 億円	20 億円
平成 28 年度	30 億円	20 億円
平成 29 年度	30 億円	12 億円
平成 30 年度	24 億円	11.5 億円
令和元年度	22 億円	11.5 億円
令和 2 年度	20 億円	16 億円 (1 次補正 4 億円、2 次補正 6 億円、3 次補正 6 億円)
令和 3 年度	18.5 億円	

【参考 2：地方消費者行政推進交付金 (平成 26～29 年度)】

- 消費者行政の充実・強化に取り組む地方自治体を支援 (「消費生活相談体制の整備」と「消費者問題解決力の高い地域社会づくり」)
- 地域の事情に応じた取組が可能となるようメニュー方式により支援
- 新規事業の開始は平成 29 年度までとされ、個別事業ごとの交付金の活用期間が定められている。
- 平成 30 年度からは地方消費者行政強化交付金 (推進事業分)。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

- I 県民の安全・安心を守る千葉の確立
- 2 暮らしの安全・安心の確保
- (3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省  
千葉県担当部局 防災危機管理部

### 【提案・要望事項名】

- ① 福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に関する早急な対処及び国による万全の財政措置

### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 除染等の措置により生じた除去土壌の処分については、国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基準を早急に策定するとともに、同法の基本方針で示す最終処分場の確保等を責任を持って行うこと。
- 2 また、策定された基準に従い自治体が行う処分に係る費用については、国が負担すること。

### 【直面している課題・背景】

- 「放射性物質汚染対処特措法」では、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国が必要な措置を講じ、除染により生じた除去土壌の処分については、環境省令で定める基準に従うこととされた。  
しかしながら、処分の基準がいまだ策定されず、各自治体が大量の除去土壌を一時保管せざるを得ない状況となっている。
- また、同法の基本方針で、国が責任を持って行うとされている最終処分場の確保等は実現していない。
- 処分基準に従い、除去土壌を一時保管している自治体が行う処分に係る費用については、国が負担する必要がある。

### 【参考1：国の除去土壌処分基準の検討状況】

平成29年9月から「除去土壌の処分に関する検討チーム」により、埋立の処分方法について検討されており、平成30年夏から茨城県東海村及び栃木県那須町で埋立処分の実証事業が行われ、また、令和3年4月から宮城県丸森町で実証事業が開始予定であり、それらの結果を踏まえ、処分基準及びガイドラインを作成するとされている。

【参考2：県内の除去土壌（98,625 m<sup>3</sup>、1,672箇所）の保管状況】

	保管量	箇所数		保管量	箇所数
松戸市	5,997 m <sup>3</sup>	293	我孫子市	13,592 m <sup>3</sup>	174
野田市	5,434 m <sup>3</sup>	25	鎌ヶ谷市	566 m <sup>3</sup>	13
佐倉市	1,668 m <sup>3</sup>	23	印西市	7,993 m <sup>3</sup>	276
柏市	46,496 m <sup>3</sup>	614	白井市	663 m <sup>3</sup>	25
流山市	16,216 m <sup>3</sup>	229			

※ 各施設内や、市が設置した仮置き場などに、保管されている。

※ 県保管分（約7,000 m<sup>3</sup>）は、各施設の所在市の保管量に含まれている。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

- I 県民の安全・安心を守る千葉の確立
- 2 暮らしの安全・安心の確保
- (3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省、農林水産省

千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部、県土整備部

### 【提案・要望事項名】 ② 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理

#### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 市町村等が保管している指定廃棄物を、国の責任において、安全・安心かつ速やかに処理を行うこと。なお、指定廃棄物の保管費用等は、国が引き続き、責任をもって負担すること。
- 2 放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理方法や、その安全性について、国民に広く説明を行うなど、廃棄物の処理が円滑に進むよう対策を講ずること。

#### 【直面している課題・背景】

##### 1 指定廃棄物について

- 指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の責任において、収集・運搬・保管及び処分を行うこととされている。
- 国は、指定廃棄物を県内1か所に集約して処理することとし、平成27年4月に長期管理施設の詳細調査候補地を提示したが、約6年を経過したものの具体的な進展がなく、本県においても排出自治体等による一時保管が継続している。〔県内の保管量は、約3,716.8トン（令和2年12月末時点）〕
- また、長期管理施設の設置に向けた今後の具体的なスケジュールが示されず、一時保管の解消への道筋が見通せないことから、一時保管施設の周辺住民等の強い不安が続いている。

##### 2 放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物について

- 放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、一定の処理基準に則り、既存の最終処分場で処分できるとされている。
- しかし、現状では、放射能に対する処分場周辺住民の不安等により、依然として処分が困難な状況であり、排出自治体等による保管が継続している。
- 特に、農林業系廃棄物は、生産者が、自らの敷地内に保管している状態が長期化している。



- また、放射性物質濃度の低減により8,000Bq/kg以下となった指定廃棄物の処分についても、同様に、処分先の確保が困難なことから、指定解除による処分が進捗しないことも懸念される。
  
- そのため、国は、安全性や処理方法について、住民や最終処分場設置者の理解を得られるように説明や啓発を行うなど、処分に向けた対策を講ずる必要がある。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

- I 県民の安全・安心を守る千葉の確立
- 2 暮らしの安全・安心の確保
- (3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 経済産業省、農林水産省

千葉県担当部局 防災危機管理部、商工労働部、農林水産部

### 【提案・要望事項名】

#### ③ 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の取扱い

### 【具体的な提案・要望内容】

多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の取扱いについては、処分方針として海洋放出を決定したところであるが、関係者からの理解と納得が得られるよう次の対応をとること。

- 1 トリチウムに関する正確な情報を国内外へ広く発信すること。
- 2 農林水産物の市場価格の下落や買い控えなどを防止する具体的で実効性のある風評被害対策を、生産者、流通業者及び消費者等それぞれの段階ごとにしっかり行うこと。また、観光客の減少などを防止する具体的で実効性のある風評被害対策についてもしっかり行うこと。

### 【直面している課題・背景】

- 現在、廃炉作業が進められている東京電力福島第一原子力発電所では、ALPS処理水を敷地内に設置されたタンクに保管しているが、このままでは2022年に満杯になる見込みである。
- 政府は、令和3年4月13日に廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議を開催し、処理水の処分方針として、海洋放出を決定した。
- ALPS処理水が福島県沖に海洋放出された場合、現在も続く農林水産物の買い控えや市場価格の下落などといった、風評被害等の上乗せ、諸外国の輸入規制措置の拡大、及び観光客の減少といった風評被害も懸念される。
- 本県は、令和2年9月9日に実施された第6回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る「関係者の御意見を伺う場」に出席し、拙速に方針を決定しないこと、トリチウムに関する正確な情報を国内外に広く発信すること、及び生産者、流通業者及び消費者等それぞれの段階ごとに徹底した実効性のある風評被害対策をしっかりと行うこと等を求めた。

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

- I 県民の安全・安心を守る千葉の確立
- 2 暮らしの安全・安心の確保
- (3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省  
千葉県担当部局 健康福祉部

### 【提案・要望事項名】

#### ④ 子ども被災者支援法に基づく基本方針に係る施策の着実な実施

### 【具体的な提案・要望内容】

子ども被災者支援法に基づく基本方針により、疾病罹患動向の把握など具体的な取組を、国の責任のもと、着実に実施すること。

### 【直面している課題・背景】

- 平成24年6月に制定された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、国は平成25年10月に「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を閣議決定した。
- この基本方針により、国は放射線による健康への影響調査、医療の提供等について、福島県及び福島近隣県の被ばく線量の推計・把握・評価を行うこととされ、さらに平成27年8月に基本方針が改定され、福島県及び本県を含む福島近隣県における疾病罹患動向の把握等に取り組むとされた。
- 本県では、汚染状況重点調査地域である9市のうち、5市において住民の健康影響への不安軽減のため、甲状腺検査等が実施されている。
- 国は「福島県内外での疾病罹患動向の把握に関する調査研究」を平成27年度より実施しているところであり、今後とも本調査及びその結果を踏まえた取組が進められていくことが必要である。

II 千葉経済圏の確立

1 産業振興と雇用・就業支援の充実

(1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充

提案・要望先 経済産業省、厚生労働省

千葉県担当部局 商工労働部、防災危機管理部

【提案・要望事項名】

京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」は、製油所中心の支援にとどまっていることから、立地企業が実施する企業間連携・設備増強等の競争力強化に向けた取組や、生産施設・護岸等の強靱化に向けた取組に対し、石油産業以外の産業も対象とするなどの支援の拡充を図ること。
- 2 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの保安・防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。
- 3 製造現場における保安業務や生産管理の効率化・高度化を図るため、ドローンの活用に向けたガイドラインの改訂に加え、現場のニーズに即した防爆機器の導入が速やかに進むよう安全性を担保した上で型式検定の効率的な運用体制の構築などに取り組み、更なるIoT化の推進に努めること。

【直面している課題・背景】

- 京葉臨海コンビナートは、我が国経済を支える日本最大の素材・エネルギー産業の集積地であるが、近年、激化する国際競争に対応するため、設備増強等による生産性向上や災害時におけるサプライチェーンの確保に向けた強靱化とともに、プラントの保安力向上に資するための高度な知識を持つ人材の育成、事業高度化のためのIoT機器の活用等が求められている。
- このような中で、国においては、「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」（令和3年度予算）により、コンビナートの生産性向上・強靱化に向けた支援に取り組んでいるところであるが、当該支援は、製油所を中心とした内容となっており、鉄鋼、石油化学産業等への支援としては十分とは言えない状況である。
- また、コンビナートの保安については、長年培った経験や知見を有する団塊世代の退職に伴い技術継承が十分なされていないことが問題視されており、高度な知識や技術が要求される保安・防災対策を担う人材の育成が喫緊の課題となっている。本県では、平成19年度から人材育成プログラムを運営してきたところであるが、技術革新は日進月歩で起こっており、最新の技術に対応したプログラムの開発等への支援が必要である。

- さらに、コンビナートでは、自主保安力と生産性の双方の向上に向け、データの効果的な収集・分析・活用等に資するセンサーやタブレット端末、ドローン等のI o T機器が活用され始めている。そこで、I o T化の更なる導入に向け、ドローンについては、国が策定した「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」をより活用しやすくするための改訂を行うとともに、防爆性能を有するタブレット端末等については、性能や価格等が製造現場の最新のニーズにあったものを速やかに活用できる環境づくりが必要である。

## II 千葉経済圏の確立

### 1 産業振興と雇用・就業支援の充実

#### (2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 商工労働部

#### 【提案・要望事項名】

地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

#### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、地域の経済情勢に応じて、中小企業・小規模事業者に対して機動的に各種対策を行うこと。
- 2 中小企業の生産性向上のため、設備投資等を促進する支援策を継続するとともに、小規模事業者が事業の持続的な発展を図れるよう、地域での相談体制等を充実させること。
- 3 「地域中小企業応援ファンド」については、低金利下において運用益が減少していることから、果実運用型の基金事業の継続のみならず、従前と同規模で事業が実施できるよう、地方自治体への補助金制度創設などの方策を検討すること。
- 4 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるため、全府省で連携して、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定められた措置等を着実に推進すること。
- 5 中小企業の経営者の高齢化による廃業やそれに伴う雇用の損失は、地域経済における重要な課題であり、事業承継支援の取組をさらに強化するため、国の財政的支援を拡充・強化すること。
- 6 インボイス制度の導入に当たっては、企業に対して十分な広報・周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者の経営に影響を及ぼさないよう必要な対策を講じること。
- 7 キャッシュレスの導入を希望する中小企業・小規模事業者に対し、端末の導入、運用・維持にかかる負担を軽減する等の支援を更に推進すること。
- 8 デジタルトランスフォーメーション（DX）等の推進を検討する中小企業等に対応して、多岐に渡る課題の解決ができる高度なIT専門家等を育成し、そうした人材が充実するよう必要な支援を行うこと。
- 9 中小企業・小規模事業者の生産性向上・競争力強化には、ITを活用した業務組織改革や、デジタルトランスフォーメーション（DX）の導入が有効なことから、設備等の導入のための財政的支援を拡充・強化すること。

## 【直面している課題・背景】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年4月、緊急事態宣言が発令され、外出自粛要請等が行われた結果、本県でも、飲食業や観光業などを中心に中小企業は大きな影響を受けた。

国では、令和2年に、持続化給付金や家賃支援給付金などにより支援を行ったが、令和3年1月には受付を終了した。

他方、本年1月には、感染症の再拡大により緊急事態宣言が再発令され、外出自粛要請や飲食店の時短要請などが行われたことから、中小企業は再び、大きな影響を受けた。

国は、「一時支援金」により中小企業支援を行っており、宣言は令和3年3月に解除されたものの、解除後も、時短要請等の対策の緩和は段階的に行われ、影響が長期化していることに加え、再度の感染拡大が懸念されていることから、国においては、地域の経済情勢に応じて、必要な対策を機動的に講じることが必要である。

- 千葉県内にある約12万1千社の企業のうち99.8%は中小企業であり、まさに本県における地域経済の担い手となっている。国際情勢の影響による厳しい状況が続く中で、地域を支える中小企業・小規模事業者への事業の継続などへの支援が必要である。

- 中小企業の設備投資を促進する「ものづくり補助金」について、令和元年度から国において当初予算化されたことから、今後も切れ目のない措置を講じる必要がある。

また、経営資源の確保が困難な小規模企業が事業の持続的な発展を図るため、「よろず支援拠点」が行う「サテライト相談所」や「事業引継ぎ支援センター」等、今後も地域での相談体制が継続して整備されるとともに、相談員の増員による個別相談の充実等、支援体制の拡充が必要である。

- 本県では、「地域中小企業応援ファンド」及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド」について、基金事業の一部を県単独事業に振り替えて実施することとしたところである。しかしながら、低金利の影響により基金の運用益が約10分の1、農商工ファンドにおいては約30分の1まで減少している現状からも、新たに地方自治体への補助金制度を創設するなど、地方における中小企業支援事業の継続を図る必要がある。

- 地域経済の発展のためには、中小企業・小規模事業者に対する官公需の果たす役割は大きいですが、国の官公需契約比率は地方公共団体に比べ低いことから、今後も同比率の引き上げに向けて、全府省で連携して官公需施策を推進していく必要がある。

- 中小企業の経営者の高齢化が進む中、県内企業の約6割が後継者不在となっている。本県では地域一体となった事業承継支援を促進しているが、地域経済の活性化や雇用の維持のため、国の施策の更なる充実が必要である。

- 令和5年10月から導入される予定のインボイス制度については、中小企業の負担増や免税事業者が取引上不利になることなどを懸念する声が聞こえており、国においても様々な機会を捉えた広報・周知を実施する必要がある。
- キャッシュレス決済の導入は、中小企業・小規模事業者にとっても売り上げの拡大や、生産性の向上などにつながることを期待される一方で、端末導入時のコストや、支払サービス事業者への手数料負担などを考慮すると導入に踏み切れないという実情があることから、国を挙げて事業者の負担軽減を更に推進する必要がある。
- 中小企業は、生産性向上・事業の高付加価値化を図るために、IoTやAIをはじめデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を検討しているところである。本県では、中小企業への導入を進めるため、IoT等を活用する際の人材育成に取り組んでいるところだが、中長期の伴走支援を行う場合には、コンサルティングができるIT専門家等が必要となり、そうした専門家でITの資格等をもつ一定のレベルの適当な人材が不足しているとともに、中小企業の支援にまでは届きにくい状況である。
- 中小企業・小規模事業者の生産性向上・競争力強化には、非接触・デジタル化の推進が必要である。国では中小企業等事業再構築促進事業やものづくり補助金などにより、IT導入支援やDXを進める企業を後押ししているところだが、売上げ減少要件の緩和や補助率の増、また補助対象経費の拡大などにより、中小企業・小規模事業者のさらなる生産性向上・競争力強化が必要である。



## II 千葉経済圏の確立

### 1 産業振興と雇用・就業支援の充実

#### (3) 雇用対策及び働き方改革の積極的な推進

提案・要望先 厚生労働省、経済産業省  
千葉県担当部局 商工労働部

#### 【提案・要望事項名】 雇用対策及び働き方改革の積極的な推進

##### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 雇用調整助成金について、新型コロナウイルス感染症による経済への影響に応じ、制度の柔軟な見直しを随時行うとともに、財源確保を確実に行うこと。
- 2 在籍型出向制度を活用した雇用維持について、雇用シェアの取組や、産業雇用安定助成金が幅広く活用されるよう、丁寧な周知広報を行うとともに、相談・申請受付体制及び迅速な支給体制を確保すること。
- 3 若者、女性、高齢者、障害者等誰もが意欲と能力を最大限に発揮できる職場環境を整備するとともに、企業の生産性、競争力を高め、持続的発展を図るため、働き方改革や人材確保対策にかかる中小企業・小規模事業者への助成金の拡充など、企業への支援を充実させること。
- 4 感染症拡大を受け、新しい生活様式が定着する中で企業におけるテレワークの導入が進んでおり、これを一過性のものとしなため、希望する全ての企業が確実に国のテレワーク導入支援を受けられるよう、十分な予算措置や申請期間を確保したうえで、積極的な周知広報を行うこと。
- 5 障害者雇用に対する企業の理解促進を図るとともに、障害者の一層の雇用拡大を図る取組を支援すること。

##### 【直面している課題・背景】

- 雇用調整助成金については、これまでも新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、助成率拡充等の措置が段階的に講じられてきたが、感染症の収束の状況がまだ見通せない中、業種によっては事業活動への影響が長引くことが懸念されることから、感染症の影響が大きい業種や地域には今後も特例措置を適用するなど、制度の柔軟な見直しを随時行うことが必要である。

- また、雇用調整助成金の支給額が急増し、本来の財源である雇用安定資金だけでは賄いきれず、失業給付のための積立金や一般会計からの繰り入れで予算を確保しているため、確実な財源確保が不可欠である。
- 感染症の影響により、事業活動が一時的に縮小し雇用が過剰となっている企業や業種がある一方、人手不足となっている企業や業種もみられる。雇用情勢の回復に備え、現在は雇用調整助成金の活用等により雇用維持を図っている企業についても、感染症の影響が長引く中では、在籍型出向制度を活用し、従業員の人材育成を図りつつ雇用を維持することが重要である。
- 中長期的には、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、企業における人材確保が困難となる中、働く人の希望をかなえるとともに、生産性を向上させるため、働き方改革を実現させる取組が求められている。経済団体等からも中小企業の人材確保支援の要望があり、感染症の影響により厳しい経営環境にあっても、中長期的な視点から人材確保に努めている企業を支えるため、求職・求人マッチングの精度向上、採用・定着支援、魅力発信など、中小企業・小規模事業者に対する人材確保のきめ細かな支援が必要である。
- テレワークについては、感染拡大を受け導入する企業が増加し、厚生労働省のテレワーク導入に係る助成金は、3次にわたる募集が行われたものの、特に2次募集、3次募集については申請期間が極めて短いという課題があったため、当初からの十分な予算措置や申請期間を確保したうえで、積極的な周知広報を行うべきである。
- 障害者の就職意欲は年々高まっており、県においても、障害者が職業を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう障害者雇用を促進しているところである。
- 令和2年6月1日現在の県内の民間企業における障害者の実雇用率は、2.12%と9年連続で過去最高を更新しているものの法定雇用率に達しておらず、法定雇用率達成企業の割合も51.9%と半数近くの企業が雇用率を達成していない状況となっている。
- こうしたことから、労働局とハローワークが連携して行う法定雇用率達成指導の強化、障害者就業・生活支援センター支援員の増員など就労支援体制の一層の充実を図るとともに、精神障害者等の雇用促進を図る地域独自の取組を支援するための制度の創設が必要である。

## II 千葉経済圏の確立

### 1 産業振興と雇用・就業支援の充実

#### (4) 外国人材の受入れ・共生への対応

提案・要望先 法務省出入国在留管理庁  
厚生労働省、経済産業省  
国土交通省、農林水産省  
千葉県担当部局 総合企画部、健康福祉部  
商工労働部、農林水産部  
県土整備部

#### 【提案・要望事項名】① 外国人材の適正・円滑な受入れ

##### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 外国人材を適正に受け入れていくため、国の地方支分部局と地方自治体及び関係機関の役割の明確化を図ること。また、情報共有や相互連携を図る分野横断的な総合調整の場を国の主導により設置すること。
- 2 外国人材の円滑な受入れを図るため、人手不足の状況等を踏まえながら、改訂された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、特定技能試験の受験機会拡大などの取組を確実に進めること。

##### 【直面している課題・背景】

- 特定技能の資格で在留する外国人は、制度開始5か年の最大見込数を345,150人としていたところ、令和2年12月末現在15,663人（うち千葉県1,260人）にとどまり、十分な受入れ成果が出ていない。
- こうした中、国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「対応策」という。）を令和2年7月に改訂したところであるが、対応策や国からの通知によって示された取組の中には、地方自治体と連携する旨が記載されていながら、事前の調整が図られず、また、地方自治体の具体的な実施内容が明示されていないものが一部に見受けられることから、国と地方自治体の役割分担を明らかにするとともに、法務省の総合調整機能の下、都道府県単位で関係機関が情報共有と的確な相互連携を図っていくことが不可欠である。
- 対応策では、技能試験について、海外では試験実施国・試験実施回数の拡大を、国内では地方都市での実施・試験実施回数の拡大を検討するとしており、今後、この方針を具体化するとともに、受入れ状況に応じた見直しが求められる。

## II 千葉経済圏の確立

### 1 産業振興と雇用・就業支援の充実

#### (4) 外国人材の受入れ・共生への対応

提案・要望先 法務省、文化庁

千葉県担当部局 総合企画部

#### 【提案・要望事項名】② 多文化共生社会の実現

##### 【具体的な提案・要望内容】

- 1 医療や防災、住宅等の広範な分野にわたり、地域の実情に応じた多文化共生施策を展開する上で、国や自治体の役割を明確にするとともに、継続的で十分な財政的支援を行うこと。
- 2 全ての外国人に日本語学習の機会を提供するための公的な仕組みを構築すること。また、地域日本語教育の推進に向けた財政措置を拡充すること。

##### 【直面している課題・背景】

- 国においては、新たな在留資格の創設を踏まえて「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定するなど、外国人材の適正で円滑な受入れのための取組を進めている。  
こうした中、本県在住の外国人も近年大きく増加しており、多文化共生社会の実現が重要な課題となっている。
- 多文化共生施策については、これまで主に自治体を中心となって取り組んできたが、外国人の急増に迅速かつ効率的な対応が可能となるよう、国と自治体の役割分担を明確化した上で、自治体の行う多文化共生施策に対して継続的で十分な財政的支援が必要である。
- 日本語教育推進法に基づく国の基本的な方針が令和2年6月に閣議決定され、国や地方公共団体、事業主の責務については明確化されたが、日本語教育を推進するためには、国が外国人に生活者として最低限度保障されるべき日本語教育の基準や財政負担等について定め、日本語教育の機会を提供する公的な仕組みを構築する必要がある。  
また、地方公共団体が地域日本語教育の総合的な体制づくりを整備し、具体的な施策を実施するために必要な財政措置を拡充することが必要である。

##### 【参考】

- ・外国人受入環境整備交付金（外国人相談の運営事業）：交付率1/2
- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり事業補助金：補助率1/2

Ⅱ 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】① 飼料用米等の安定生産の推進と支援制度の見直し

【具体的な提案・要望内容】

- 1 農業者が、将来にわたって計画的に飼料用米をはじめとする新規需要米等の生産に安心して取り組めるよう、助成水準を維持すること。また、支援制度の恒久化を行うこと。
- 2 産地交付金について、都道府県の水田面積に応じた配分とすること。
- 3 落花生など、農業経営の安定や地域農業の振興に資する地域特産物について、経営所得安定対策の対象作物とすること。

【直面している課題・背景】

1について

- 飼料用米等に対する支援は、数量払いの実施や複数年契約の取組への助成など充実したものとなっているが、その継続性を不安視し、飼料用米等への取組を躊躇する農業者もみられる。

これら農業者の不安を払拭し、計画的に飼料用米等の生産に安心して取り組めるようにするためにも、助成水準（戦略的作物助成 飼料用米 約8万円/10a）の維持や支援制度の恒久化が必要である。

また、今年度に新設された都道府県連携型助成については、主食用米からの転換への大きな後押しとなることから、今後の継続を望む声が多い。

2について

- 産地交付金については、配分ルールが明確ではなく、本県への配分額（R3年度 661,400千円）は、水田面積に比して少ないことから、他県に比べ転換の取組に対する支援が十分にできず、生産者の意欲が削がれてしまっている。

3について

- 本県の落花生は、全国の収穫量の8割近くを占め、加工品の製造販売や観光など関連産業も多く、また、輪作作物としても広く栽培されている重要な地域特産物であるが、諸外国との生産条件の違いから輸入品とは大きな価格差があり、経営面では厳しい状況となっている。

II 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 環境省、農林水産省

千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部

【提案・要望事項名】② 有害鳥獣等の対策強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について、必要な予算を確保すること。
- 2 有害鳥獣の効果的な捕獲が可能となるよう、生息場所や行動様式などの野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法を確立すること。
- 3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、様々な条件下で使用可能なドローンなど、ICTを活用したより効果的な監視・捕獲機材や化学的防除技術、繁殖抑制技術などを開発すること。
- 4 鳥獣被害対策の従事者を確保するため、自衛隊OB等に対して、鳥獣被害防止活動への参加を促すよう、広報・普及活動を充実させること。
- 5 外来生物への対策を強化すること（国による特定外来生物の捕獲の強化及び自治体等が行う対策費用に対する支援の充実、特定外来生物を含む外来生物の生息状況の把握及び有効な捕獲手法の開発と普及、特定外来生物以外の外来生物の遺棄・放逐等に対する規制の創設などの規制強化）。

【直面している課題・背景】

1 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について

- 本県においては、有害鳥獣対策として、捕獲・防護・生息環境管理及び資源活用に、総合的に取り組んでいるところである。  
しかしながら、野生鳥獣による令和元年度の農作物の被害金額は、約4億7百万円と依然として深刻な状況にあり、特に、イノシシの被害については、その約45%を占めている。
- このように被害額が高止まりし、被害地域が拡大しつつあることも背景に、市町村からの事業実施要望は依然として強い状況。一方、要望に対する国予算の充足率は改善されてはいるが、依然として必要な予算が確保されておらず、過去には要望を大きく下回る充足率となった年度もあったことから、有害鳥獣被害対策の重要性に鑑み、引き続き必要な予算の安定的な確保を求めていく。

## 2 野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法の確立について

- イノシシを始めとする有害鳥獣については、季節による生息場所の違いや行動様式、性別や年齢等による行動の違いなど、生態が十分に明らかにされていない。より詳細な調査を行い、生態等の解明が必要である。
- 特にイノシシは、生息数推計方法が確立されていないことから、効果的な捕獲ができるよう、集中して捕獲を行う場所が把握できるような精度の高い生息数推計方法の開発・確立が必要である。

## 3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資する新たな技術の開発について

- 有害鳥獣の個体数の適切な管理や農作物等の被害防止のためには、生息数を減少させることが急務となっており、そのため、以下のような新たな技術の開発が待たれている。
  - ・ 常緑樹林が多い本県においても、空中から有害鳥獣の監視が可能となるよう、樹木などの障害物に影響を受けないドローン機材の開発。
  - ・ ICTを活用した、より安価で高性能なわなの通報システムなどの技術の開発。
  - ・ 化学的防除技術の研究・開発。
  - ・ 捕獲以外の手法として、個体数そのものを増やさないことを目的とした、避妊薬の投与等の繁殖抑制技術の開発。

## 4 自衛隊OB等の鳥獣被害防止活動への参加を促す広報・普及活動の充実について

- 捕獲従事者や農業従事者の減少や高齢化により、鳥獣被害防止対策が十分に実施できない状況が生じている。
- 国では、「鳥獣被害対策推進会議」を設置し、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図ることとしている。また、県においても、自衛隊OBである隊友会員に向けたパンフレットの配付を依頼するなどの取組を行っているところである。
- 鳥獣被害防止対策の従事者の確保のためには、引き続き、自衛隊OB等に狩猟や鳥獣被害対策に対する理解を深めてもらい、鳥獣被害防止活動への参加を促す取組が必要である。

## 5 外来生物への対策の強化について

- 生態系等に係る被害を及ぼす外来生物は、「外来生物法」により特定外来生物に指定され、輸入や飼養等が禁止されている。
- 国内に生息する特定外来生物は、国が必要と認めたものについて、国により防除することとされているが、実態として防除の実施は、希少種の生息する島しょ部などの一部の地域に限られている。また、特定外来生物の中には移入初期段階での対応が遅れたことにより、生息数や生息地域が増加・拡大してしまい、防除が困難となった事例もある。
- 県では防除実施計画を策定し、主体となって防除を行っているところであるが、早期防除が重要であることから、以下のような対策が必要である。
  - ・ 国による特定外来生物の捕獲の強化及び自治体等が行う対策費用に対する支援の充実
  - ・ 特定外来生物を含む外来生物の生息状況の把握及び有効な捕獲手法の開発と普及
  - ・ 特定外来生物以外の外来生物の遺棄・放逐等に対する規制の創設などの規制強化



Ⅱ 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省  
千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 ③ スマート農林水産業の普及促進に向けた支援

【具体的な提案・要望内容】

ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農林水産業の早期普及を図るため、低価格な関連機械等の開発を促進するとともに、技術の実証等を行うための国庫補助事業の十分な予算の確保を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 農山漁村の人口減少や高齢化が加速する中、農林水産業の現場では生産性の向上と人手不足への対応が必要となっており、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農林水産業の早期の普及が求められているが、スマート技術を搭載した機械等は高額であり導入の支障となっているため、農林漁業者が自ら導入できる低価格なスマート技術や機械等の開発が必要である。
- 農業分野においては、スマート農業加速化実証プロジェクトによる現地実証により、農業者が実際に機械等を活用することで、スマート農業に対する農業者の理解が進み普及拡大に成果をあげているが、今後も様々な品目や生産工程においてスマート農業を普及させるためには、実証事業等の取組が重要であるため、十分な予算の確保が求められる。

【参考】

令和3年度予算	スマート農業加速化実証プロジェクト	750百万円
令和3年度予算	次世代につなぐ営農体系確立支援	217百万円
令和2年度予算（3次補正）		
	漁獲情報等デジタル化推進事業	2,005百万円
令和3年度予算	スマート水産業推進事業	554百万円

上記事業については国庫補助事業のため、県負担はなし。また、令和4年度の事業継続については未定。

II 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省  
千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】④ 漁業における新規就業者の確保に向けた対策の強化

【具体的な提案・要望内容】

漁業における新規就業者を継続して確保するため、農業政策と同様に、漁業においても収入が不安定な就業直後の経営を支援する給付金制度を創設するとともに、漁家子弟に対する就業支援に関わる制度を拡充すること。

【直面している課題・背景】

- 漁家子弟以外の新規就業希望者が漁業に就業する場合、相談窓口から漁業体験又は漁業研修等の段階をへて漁業就業となるが、就業開始以降の支援策は、資金の融資制度が主であり、就業直後の経営安定に資する制度が無いことから、収入が安定せず定着率が低い。
- 国では、令和2年度から長期研修事業（独立型研修）の最後の1年間を実践型研修と位置づけ、研修生本人に定額の給付を行うよう制度の改良を行ったほか、令和3年度からは、漁業経営体で1年間以上雇用操業したことがある者が新たに独立・自営を目指す場合には、上記の実践型研修を最長1年間実施することができることとしている。
- 実践型研修は、自身で漁船を取得する必要があるとともに、給付期間が1年間と短いことに加え、漁業への定着率が比較的高い漁家子弟は対象とならないなど、現場からの要望に十分に答えるものでは無いことから、新規就業者の継続した確保・育成を図るため、農業政策同様の給付金制度による支援、就業支援に関わる制度の拡充による持続的な担い手づくりが必要である。

【参考】 漁業経営体に占める小型漁船漁業の割合

(単位：経営体数)

	全体	小型漁船漁業 (割合)
平成20年	3,118	2,508 (80.4%)
平成25年	2,441	2,019 (82.7%)
平成30年	1,796	1,448 (80.6%)

※小型漁船漁業：総トン数10トン未満 (漁業センサス)

Ⅱ 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省、国土交通省、環境省  
千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】⑤ 東京湾を「豊かな海」とするための取組の強化

【具体的な提案・要望内容】

マコガレイやアサリなどの魚介類が豊富に生息し、また、ノリ養殖を安定的に行うことができる豊かな東京湾の形成に向けた次の取組を、瀬戸内海や有明海などの閉鎖性海域と同様に国が率先して進めること。

- 1 東京湾における水生生物の生息環境を悪化させ、漁業に大きな負の影響を及ぼしている貧酸素水塊や栄養塩不足の解消に向けた取組を強化すること。
- 2 減少した魚介類を回復するため、水生生物の生息や産卵に適した覆砂等による底質改善や浅場造成等を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 東京湾の環境再生に向けて、国は東京湾再生推進会議を設置し、「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する東京湾を目指した取組を進めている。  
しかしながら、近年ではマコガレイやアサリなどの生産量が大きく減少しており、また、ノリ養殖では高水温化に起因する魚類の食害が大規模に発生するなど、富津市以北の東京湾漁業は大変厳しい状況にある。  
東京湾と同様に「豊かな海」を目指す瀬戸内海や有明海・八代海では、国が特別措置法を定め、環境保全に関する基本計画の策定や財政面での特例措置など、国が率先して豊かな海への再生を進めている。

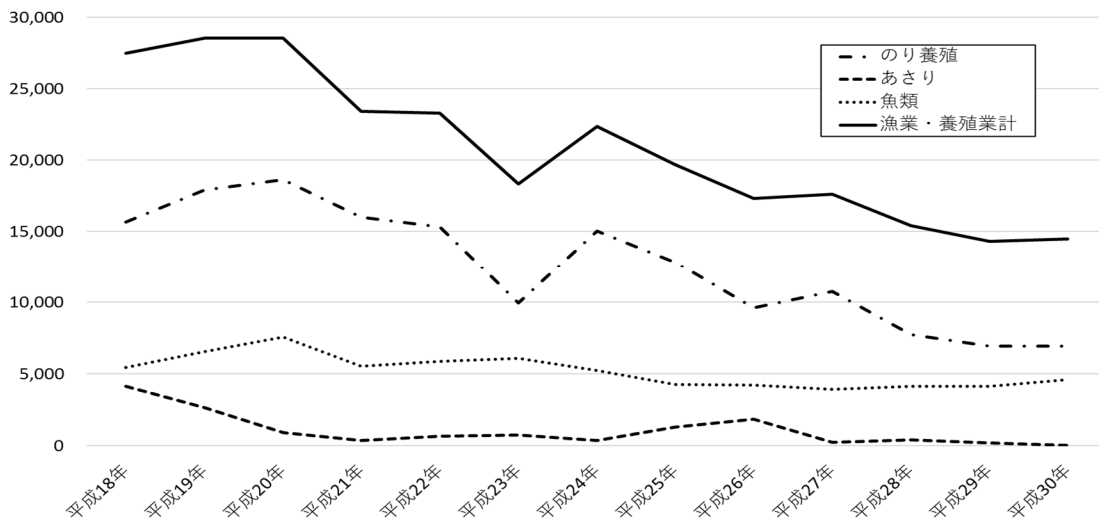
1について

- 東京湾では、春から秋にかけて貧酸素水塊の形成が常態化・長期化し、青潮も毎年発生するなど、水生生物の生息に大きな影響を及ぼしている。特に、底層の溶存酸素量は改善の傾向が見られないため、底層全体に広がる大規模な貧酸素水塊の発生メカニズムの解明や対策が求められている。
- また近年では、水質の改善は認められるものの、栄養塩の不足によるノリの「色落ち」やアサリ稚貝が越冬できないなどの状況が認められることから、冬季の栄養塩対策も必要となっている。

## 2について

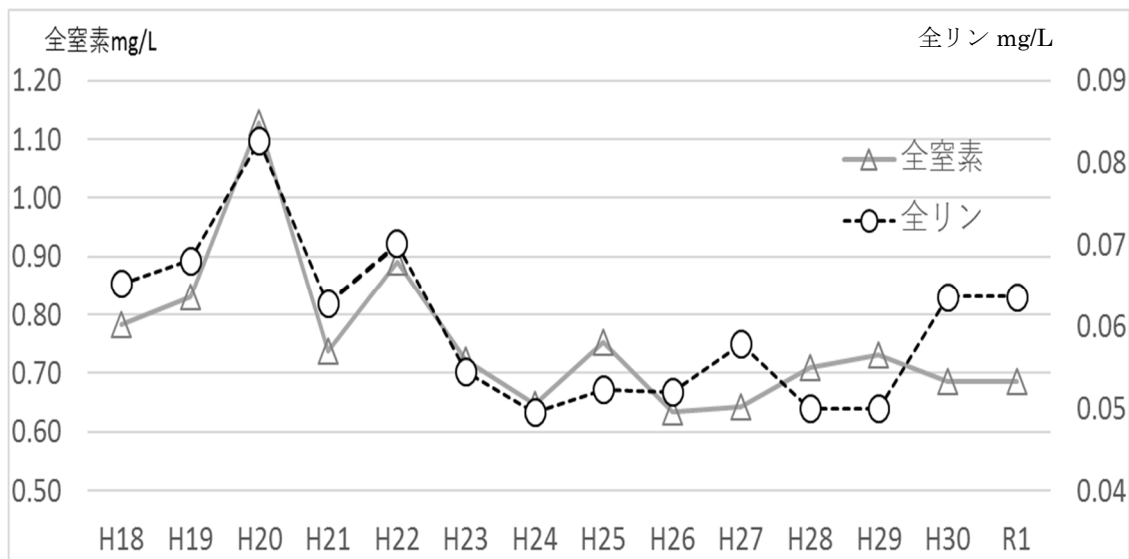
- 産卵場の底質改善や生息場となる浅場の造成は、減少した魚介類の回復に有効とされており、県でも漁業者による取組支援等を続けてきたところであるが、魚介類は県域を越えて湾内を移動するため、大規模な事業を実施するには国による広域的な取組が不可欠である。

【参考1：東京湾（浦安市～富津市）の漁業・養殖業生産量の推移】



資料：農林水産省 海面漁業生産統計調査（平成18年～平成30年）

【参考2：東京湾（内湾中央部）の全窒素、全リンの年平均濃度の推移】



Ⅱ 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(2) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部、商工労働部

【提案・要望事項名】 農林水産物、食品等の輸出に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 日本から輸出される食品等に対する諸外国の規制等の状況を把握し、都道府県等に速やかに情報を提供すること。
- 2 輸入規制を実施している諸外国に対して、食品等の安全性に関する正確な情報を十分に提供するとともに、科学的根拠に基づかない過剰な措置をとることがないように、引き続き働きかけを行うこと。

【直面している課題・背景】

- 原発事故に伴い諸外国において講じられた日本産農林水産物・食品の輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、規制を設けた54の国・地域のうち、39の国等で規制が撤廃される一方で、15の国等で規制が継続されている。
- 千葉県産の農林水産物・食品の輸出については、台湾や中国など依然として県産農林水産物等の輸入を全面的に停止している国等や、放射性物質検査証明書の添付を求めている国等があり、こうした規制措置は、輸出促進に当たっての大きな障害となっている。
- また、県産農産物の輸出が進むタイでは、近年、梨やいちごなどの品目において同国側の植物検疫制度の変更などに伴い、青果物の選別・梱包施設に関する新たな規則が定められるといった状況にある。このような、諸外国における新たな規制や制度変更に対して、速やかな対応や産地への指導・支援が求められている。

Ⅱ 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(3) 国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国際的な経済連携に対する農林漁業者の将来への不安を払拭するため、交渉状況等を速やかに情報提供するとともに、諸外国との生産性格差を調整するための、必要な措置を確保すること。
- 2 農林水産業の国際競争力の強化を図るため、体質強化対策を継続的に実施すること。

【直面している課題・背景】

1について

- 国際的な経済連携は、その交渉結果により、地域の基幹産業である農林水産業への価格低下等の影響が懸念されることから、県内の生産現場では、将来に対する不安感が大きく、交渉状況等の速やかな情報提供が必要である。
- 令和2年11月にRCEP協定の署名が行われ、今後発効する見込みとなっている。さらに、TPP11への英国の加入や日中韓FTAなども、継続した交渉が実施されている。

2について

- 「日米貿易協定」及び「TPP11」の発効による、本県の農林水産業への影響額は、国の方法に準じて試算すると、最大約47億円の減少となる見込みであり、本県農林水産業への影響が懸念されている。
- 「総合的なTPP等関連施策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大等に向けた、万全な対策の継続的な実施が必要である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(4) 水産資源の適切な管理

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

① 改正漁業法に基づく新たな資源管理体制の構築等に向けた支援の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 改正漁業法に基づくTAC管理を基本とした資源管理体制の構築に向け、次の支援を講ずること。
  - (1) 新たなTAC管理魚種の追加に当たっては、関係漁業者からの十分な理解と協力を得て進めること。
  - (2) 水産資源の評価と管理などの業務増大に係る必要な体制整備に対して支援すること。
  
- 2 TAC管理が先行導入されているクロマグロについて、次の支援を講ずること。
  - (1) 漁業種類ごとの特性や魚群の来遊状況を十分考慮した漁獲枠の配分及び制度運用を図ること。
  - (2) 我が国漁獲枠の増枠に向け、国際委員会での交渉を強力に進めること。
  - (3) TACを遵守するための休漁などにより、負担が増大している沿岸漁業者に対し、引き続き十分な経営支援策を講ずること。

【直面している課題・背景】

1について

- 国は、漁業法を改正し、TAC管理を基本とする新たな資源管理体制の構築により資源管理を強化しているが、大小多くの漁船が多様な漁法で様々な魚種を来遊に応じて漁獲する本県においてTAC管理を推進するには、関係漁業者の理解が不可欠である。
  
- 国は、資源評価対象魚種を大幅に拡大して、適正な評価に基づく資源管理を行うとしていることから、増大する県の業務量に適確に対応するためには、漁業者間の調整業務を担う職員や調査研究員の増員、機材の整備等に加え、電子化による漁獲量の適時把握等が不可欠である。

## 2について

- TAC管理が先行導入されているクロマグロについては、小型魚（30kg未満）のTAC（漁獲可能量）が過去の漁獲実績の半分となっている。  
また、クロマグロの来遊を待って操業する本県の沿岸漁業者は、黒潮等により大きく変化する来遊状況で漁獲が左右されるが、来遊の多い時期にTACの速やかな追加配分が行えるよう、手続きの簡素化が必要である。
  
- 太平洋クロマグロの親魚資源量は2010年に底を打って以降、ゆっくりと回復しているとされており、本県漁業者からも同様の声が聞かれる。  
我が国は、国際委員会において、条件（暫定回復目標の達成確率が75%を上回ること）が整ったとしてTACの増枠を提案しているが、認められていない。
  
- 本県の沿岸漁業者は、TAC遵守のための休漁や再放流によって収入機会を逸失していることに加え、資源が回復傾向にある中で再放流等の労力が増加するなど負担が増しており、支援策の継続が求められている。



II 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(4) 水産資源の適切な管理

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

- ② サンマ・サバなどの国際水産資源の管理強化及び本県漁船の操業の安全確保

【具体的な提案・要望内容】

国際水産資源であるサンマ、サバ類及びカツオは本県の水産業にとって最も重要な魚種であるが、公海等での外国漁船による漁獲も多いため、引き続き関係国と共同で資源評価を行い、科学的根拠に基づく資源管理の強化を図ること。

併せて、日ソ地先沖合漁業協定に基づくロシアの大型漁船の操業と、本県漁船の操業する漁場が重なる状況が近年増えていることから、本県漁船の操業の安全確保を図ること。

【直面している課題・背景】

- サンマ、サバ類及びカツオは、本県における最も重要な魚種であるが、サンマの漁獲量は令和2年に過去最低となり、マサバ資源は長年の低位・減少傾向から中位・増加傾向に転じているものの、年変動が大きく、カツオの漁獲量は平成23年以降、低位の状況が続いている。  
これらの漁獲量の低迷は、漁業のほか、水産加工業や観光業等への影響も懸念されるため、資源の適切な管理と持続的な利用が強く求められている。
- 公海等における外国漁船による国際水産資源の漁獲量が増加していることから、日本を含めた関係国が参加するサンマ、マサバの資源管理を協議する北太平洋漁業委員会（NPFC）や、カツオに関する中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において、資源管理の措置に関する議論が行われており、引き続き、資源管理の強化を目指した関係国との合意に向け、日本の主導による国際交渉が必要とされている。
- サンマについては資源回復に向けた規制強化を提案しており、令和3年のNPFCにおいて、現在の漁獲枠から40%の削減について合意されたものの、国等別の漁獲枠の設定が見送られるなど実効性を高める取組が必要とされている。

- 一方、日ソ地先沖合漁業協定に基づくロシアの大型漁船の操業が、近年、本県銚子市沖合い近くまで南下して行われる機会が増えており、この海域で操業する本県漁船と漁場が重なる状況にあることから、本県漁船の操業の安全確保が課題となっている。

Ⅱ 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(5) 家畜伝染病に係る防疫制度の見直しと支援の拡充

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】家畜伝染病に係る防疫制度の見直しと支援の拡充【新規】

【具体的な提案・要望内容】

1 家畜伝染病に係る防疫制度の見直し

- (1) 最新の設備・技術を導入したウィンドレス畜舎においても家畜伝染病が発生する原因と感染経路の究明を国主導で早急に行うこと。
- (2) 家畜伝染病発生時において、施設や飼養管理状況を勘案し、殺処分の対象範囲を限定することについて検討すること。
- (3) 殺処分など防疫措置の実施に関し、迅速に防疫活動を行うため、国、都道府県、市町村、畜産業団体等の役割分担及び責務の範囲を明確にすること。
- (4) 新規に畜産経営を開始する場合や規模拡大する場合、相当規模の埋却地、又は焼却施設の事前確保を条件とすること。また、既存の畜産経営に対しても、実効性のある制度となるよう十分な検討を行うこと。

2 家畜伝染病の発生に対応した支援の拡充

- (1) 家畜伝染病が広域的、または大規模で発生した場合、調達が困難になる防疫資材（炭酸ガス・ペール）を都道府県が円滑に調達できるよう、国において、業界団体の窓口の一本化など資材調達の仕組みを構築すること。
- (2) 防疫措置に必要な人員を確保できるよう、国において委託可能な民間業者のリストアップを行い、各都道府県において民間業者の広域的な活用が可能となる体制を確立すること。
- (3) 防疫措置に係る県・市町村職員の時間外勤務手当等について、財政支援を拡充すること。
- (4) 家畜伝染病の発生時において、経営的に被害を受けるものの国の支援の対象外となる周辺農家、また、生産物の流通に係る業者等の関連事業者にも、多額の損失が生じるため、これらの者に対する経営継続に向けた財政支援の充実を図ること。

## 【直面している課題・背景】

### 1 家畜伝染病に係る防疫制度の見直し

- 今季の高病原性鳥インフルエンザにおいては、最新の設備・技術を導入したウィンドレス鶏舎を採用し、日頃から従業員により衛生対策が徹底されている農場で発生した。今後の発生予防対策のため、その原因と感染経路の速やかな解明が不可欠である。
- また、家畜の殺処分に関して、農場内の全ての家畜を殺処分する以外の選択肢について（例えば、発生畜舎とそれに隣接する畜舎以外の畜舎も殺処分の範囲に含める必要があるかどうか）、科学的根拠に基づき検討する必要がある。
- 大規模での発生や連続して発生した場合、防疫作業従事者の確保が課題となることから、迅速に防疫措置を推進するためには、国、都道府県、市町村、畜産業団体、自衛隊等の役割を明確にする必要がある。  
また、埋却地や焼却施設の確保については、近隣住民の同意が求められるため、家畜伝染病予防法において地元市町村の責務を明記する必要がある。
- 大規模農場や畜産密集地帯での発生は、家畜所有者の埋却に適した土地の確保が不十分で、使用可能な焼却施設も不足していたことから、防疫措置を進める上で障害となった。  
そのため、新規に畜産経営を開始する場合や規模拡大の場合は、埋却に適した土地の十分な確保、又は焼却施設の事前確保を条件とする必要がある。  
一方で、既存の畜産経営に相当の埋却地や焼却施設の確保を求めたとしても、現在の制度下では確保が進まないのが実情であり、自力で確保した経営体との間で果たした責務が大きく異なり、不公平感が否めない。  
このため、生産者の責務が明確となる実効性のある制度の検討が必要である。

### 2 家畜伝染病の発生に対応した支援の拡充

- 家畜伝染病が連続発生した際に、殺処分作業に必要な資材（特に炭酸ガスやペール）の不足が生じて防疫措置に支障が生じる可能性がある。そのため、資材確保の強化と円滑な資材調達の仕組み（例えば、業界団体の窓口の一本化）が求められる。
- 大規模農場で発生した際は、県単独では防疫措置に必要な人員を迅速に確保することは困難なため、民間事業者等から必要人員を円滑に派遣してもらえるよう、県域をこえた人材ネットワークの構築が求められる。
- 県・市町村職員等を長期間にわたり動員した場合、多額の人件費が発生するため、費用負担が甚大となっている。
- 家畜伝染病の発生農家のみならず、移動・搬出制限によりヒナなどの供給が止まった農家、また、生産物の流通に携わる業者等の関連事業者にも多額の損失が発生する恐れがある。  
特に、関連事業者はフル稼働の体制が整うまで数ヶ月かかることが見込まれ、経営への影響が懸念される。

令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(6) 農林水産物の消費拡大に向けた支援

提案・要望先 農林水産省  
千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 農林水産物の消費拡大に向けた支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により需要が低下している外出向けの農林水産物や高価格帯の農林水産物等の国内での消費拡大に向けた支援を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言の発出や国民への外出自粛要請、飲食店等への営業時間短縮要請等を行う場合は、農林漁業者の収入確保を支援するために必要な対策や、需要の低下が見込まれる農林水産物の消費拡大に向けた支援を合わせて行うこと。

【直面している課題・背景】

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛や営業時間短縮要請、インバウンドの減少等により、飲食店や宿泊観光業、催事等で消費されていた農林水産物の需要が減少し、市場価格が低下するとともに、いちご狩り、潮干狩り等の体験施設や直売所等の来客数が減少するなどの影響が出ている。これらの影響により、農林漁業者の収入及び経営への影響が懸念されている。

【参考】緊急事態宣言に伴い需要の低下が見られる品目の例（都中央実績値）

①令和2年3月～令和2年5月の平均価格及び平年比（単位：円/kg、円/本）

品目	R 2. 3月 (平年比)	R 2. 4月 (平年比)	R 2. 5月 (平年比)
アールスメロン	631 (46%)	473 (48%)	598 (76%)
切り花	62 (95%)	45 (76%)	59 (92%)
キンメダイ（鮮魚）	2,724 (101%)	1,888 (74%)	1,683 (66%)

②令和3年1月～令和3年3月の平均価格及び平年比（単位：円/kg、円/本）

品目	R 3. 1月 (平年比)	R 3. 2月 (平年比)	R 3. 3月 (平年比)
アールスメロン	471 (48%)	819 (76%)	1,138 (85%)
切り花	56 (85%)	51 (88%)	74 (112%)
キンメダイ（鮮魚）	2,160 (79%)	2,518 (86%)	2,262 (83%)

※平年比：過去5カ年の価格のうち最高・最低価格を除いた平均値との比較

令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立

2 農林水産業の振興

(7) 外国人技能実習生等を受け入れる農林漁業者等への支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部

<p>【提案・要望事項名】</p> <p>外国人技能実習生等を受け入れる農林漁業者等への支援【新規】</p>
<p>【具体的な提案・要望内容】</p> <p>農林漁業者等が、外国人技能実習生等を受け入れる際に、国による新型コロナウイルス感染症に関する防疫措置に対応するための費用が新たな負担となっていることから支援制度を創設すること。</p>

【直面している課題・背景】

- 本県には、令和2年10月末時点で2,683人の外国人技能実習生等が農林漁業者の下で技能を学ぶなどしながら生産に携わっており、全国的に見ても多くの外国人技能実習生等が活躍している。  
また、労働力が不足する中、外国人材は本県の労働力において必要な人材ともなっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人技能実習生等が日本に入国する際、国による防疫上の措置（レジデンストラック又は全ての国・地域からの新規入国措置）のため、入国する外国人技能実習生等は14日間の待機などを行うことが必要となり、この対応に要する宿泊費等の費用は、受け入れる農林漁業者等が負担している。
- 防疫上の措置は今後も継続して見込まれることから、この新たな負担を軽減し、引き続き外国人技能実習生等を受け入れられるよう、受け入れる農林漁業者等に対する国の支援制度の創設が求められる。

【参考1：千葉県における漁業に関する外国人技能実習生等受入状況】

	銚子市～館山市
まき網漁業	153人
沖合底びき網漁業	14人
計	167人

令和3年3月21日現在  
県水産課調べ

【参考2：千葉県におけるJA系監理団体での外国人技能実習生等受入状況】

	JAちばみどり	協同組合エコ・リード 千葉支店	(参考) 合計
受入実習生数	127人	33人	160人
R2年度入国数 (※予定含む)	36人	6人	42人

令和3年3月末現在 県担い手支援課調べ

II 千葉経済圏の確立

3 観光立県の推進

(1) 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 商工労働部

【提案・要望事項名】

観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進

【具体的な提案・要望内容】

訪日プロモーション関連事業に関し、新型コロナウイルス感染症の拡大により、インバウンド需要が落ち込んだことから、収束後を見据え、諸外国のニーズの把握や正確な情報の発信に努めるとともに、国内外の感染状況を見極めながら、地域の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーションの展開、MICE誘致の国際競争力強化等により、インバウンド需要の回復及びそれに伴う訪日外国人消費額の増大に努めること。

【直面している課題・背景】

- 少子高齢化の進展により、我が国の人口が減少に転じた中、経済の活力を維持していく上で、経済効果の大きい国内外の観光交流人口の増大を図るための取組の重要性が高まってきている。
- 国においては、平成28年3月末に、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、そして、その後も見据えて、訪日外国人旅行者数について新たな目標を、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とし、観光先進国に向け、万全の対策を講じることとした。
- 2019年の訪日外国人観光客数は、3,188万人と過去最高を記録したところであるが、新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年2月以降順次、水際対策が強化された影響で、2020年の訪日外国人観光客数は、前年比87.1%減の412万人となり、現状は非常に厳しい環境に直面しているところである。
- 本県ではこれまでも、外国人旅行者の誘致促進のための各種事業に取り組んできたところであるが、今後、取組を更に強化し、空港周辺や都市部地域だけでなく県内を広く周遊し、滞在の長時間化を進めていくためには、実際の受入れを担う、地方を主体とした国との連携事業の充実が必要である。

- また、衛生面の配慮など安心・安全に対する取組など、新型コロナウイルスの感染拡大により、変わりつつある旅行者のニーズにしっかりと対応し、正確な情報発信や地域の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーションの展開やMICE誘致の国際競争力強化等により、インバウンド需要の回復及びそれに伴う訪日外国人消費額の増大に努めていく必要がある。

## 【参考】

### ○年度別訪日外客数

月	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	前年比
1	668,610	944,009	1,218,393	1,851,895	2,295,668	2,501,409	2,689,339	2,661,022	-1.1%
2	729,460	880,020	1,386,982	1,891,375	2,035,771	2,509,297	2,604,322	1,085,147	-58.3%
3	857,024	1,050,559	1,525,879	2,009,550	2,205,664	2,607,956	2,760,136	193,658	-93.0%
4	923,017	1,231,471	1,764,691	2,081,697	2,578,970	2,900,718	2,926,685	2,917	-99.9%
5	875,408	1,097,211	1,641,734	1,893,574	2,294,717	2,675,052	2,773,091	1,663	-99.9%
6	901,066	1,055,273	1,602,198	1,985,722	2,346,442	2,704,631	2,880,041	2,565	-99.9%
7	1,003,032	1,270,048	1,918,356	2,296,451	2,681,518	2,832,040	2,991,189	3,782	-99.9%
8	906,379	1,109,569	1,817,023	2,049,234	2,477,428	2,578,021	2,520,134	8,658	-99.7%
9	866,966	1,099,102	1,612,208	1,918,246	2,280,406	2,159,595	2,272,883	13,684	-99.4%
10	928,560	1,271,705	1,829,265	2,135,904	2,595,148	2,640,610	2,496,568	27,386	-98.9%
11	839,891	1,168,427	1,647,550	1,875,404	2,378,079	2,450,800	2,441,274	56,700	-97.7%
12	864,491	1,236,073	1,773,130	2,050,648	2,521,262	2,631,800	2,526,387	58,700	-97.7%
年計	10,363,904	13,413,467	19,737,409	24,039,700	28,691,073	31,191,900	31,882,049	4,115,900	-87.1%

出典：日本政府観光局令和3年1月20日発表資料



Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

1 道路ネットワークの整備

(1) 東京湾アクアライン通行料金の引下げ継続

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 東京湾アクアライン通行料金の引下げ継続【新規】

【具体的な提案・要望内容】

首都圏における交流・連携の強化、地域経済の活性化や都心部の迂回機能を確保するため、東京湾アクアライン通行料金引下げが首都圏にもたらす効果等を十分踏まえ、「アクアライン割引」を継続すること。

【直面している課題・背景】

- 東京湾アクアラインは、首都圏中央連絡自動車道と一体となって、首都圏における交流・連携の強化や、災害時・緊急時における都心と成田国際空港を結ぶ代替ルートの確保、迂回機能による湾岸部の交通渋滞の緩和などにも大きく貢献し、地方創生と国土の強靱化を実現していくうえで極めて重要な高速道路である。
- アクアラインでは、平成26年4月から当分の間、国及び千葉県の負担を前提に「アクアライン割引」として通行料金800円（ETC普通車）が継続されている。この継続により、観光振興、企業立地の促進などが図られており、「人」と「モノ」の流れが活発化し、本県はもとより首都圏全体に大きな経済効果をもたらしているところである。
- また、アクアラインの木更津市側の着岸地周辺地域では、人口が増加するとともに、大型商業施設の進出や拡張により、新たな雇用が創出され、さらに、新たな企業の進出が計画されるなど、経済の好循環が生まれている。
- 今後も、観光の振興や企業立地の促進などの経済効果をさらに高めていくことが重要であり、このためには、「アクアライン割引」を継続させることが必要である。

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

1 道路ネットワークの整備

(2) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 国土整備部

【提案・要望事項名】 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 圏央道は、首都圏全体の交通の円滑化を図るとともに、地域経済の活性化や国際競争力の強化などを実現する上で、大変重要な道路であることから、県内唯一の未開通区間である大栄から横芝間について、令和6年度の開通に向け、確実に事業を進めること。
- 2 安全で円滑な交通の確保や防災力の向上を図るため、県境から大栄間の4車線化について、令和6年度までの供用に向け、確実に事業を進めること。また、横芝・木更津東間については、早期に4車線化に着手し、一日も早く完成させること。
- 3 圏央道の利便性の向上や地域の活性化に大きく寄与する（仮称）かずさインターチェンジの早期整備を図るとともに、圏央道のストック効果を最大限発揮させるため、銚子連絡道路や長生グリーンラインなどインターチェンジへのアクセス道路が確実に整備されるよう必要な予算を確保すること。
- 4 道路利用者の利便性向上を図るため、神崎パーキングエリア（仮称）の令和6年度までの供用に向け、確実に整備を進めること。  
また、山武パーキングエリア（仮称）の早期供用を図ること。

【直面している課題・背景】

- 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)は、首都圏全体の交通の円滑化を図り、首都圏の各都市と成田空港などの拠点間を環状につなぎ、地方創生と地域経済の活性化を実現するとともに、国際競争力の強化や国土強靱化を図る上で、大変重要な道路である。

- 圏央道は、全延長約300kmのうち約9割が開通しており、県内の観光入込客数の増加や、物流施設等の立地の進展など、経済に好循環をもたらすストック効果が表れている。本県の状況としては、県内区間95kmのうち、約8割にあたる76kmが開通しており、残る大栄から横芝間については、令和6年度の開通を目指し、平成30年3月には本体工事に着手するなど、確実に事業が進められているところである。
- 本県の圏央道の大部分の区間が暫定2車線で供用されていることから、対面交通の安全性や走行性、大規模災害時の対応などに課題があり、安全で円滑な交通の確保や防災力の向上を図るためにも、早期に4車線化に着手し、一日も早く完成させることが必要である。
- (仮称)かずさインターチェンジ及び銚子連絡道路や長生グリーンラインなどインターチェンジへのアクセス道路については、圏央道の全線開通や4車線化に伴う効果を県内に波及させるとともに地域の活性化に大きく寄与することから、確実に整備していく必要がある。
- 圏央道の千葉県区間における休憩施設については、令和2年6月18日に開催した、国、県、高速道路会社で構成する「第2回 圏央道(千葉県区間)休憩施設調整会議」で、神崎パーキングエリア(仮称)は、圏央道の4車線化に併せて早期供用を目指すこと、山武パーキングエリア(仮称)は、圏央道(大栄JCT～松尾横芝IC)の開通を踏まえた早期供用を目指すことを確認したところである。今後、高速道路を安全で快適に利用するためにも、これら休憩施設の早期整備が必要である。

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

1 道路ネットワークの整備

(3) 北千葉道路の早期整備

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 北千葉道路の早期整備

【具体的な提案・要望内容】

1 北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力を強化する大変重要な道路であるため、一日も早い全線開通に向け、令和3年度に事業着手された市川・松戸の早期整備を図るとともに、市川市から船橋市間全区間の早期事業化を図ること。また、専用部は直轄事業と有料事業の合併施行とすること。

2 印西市から成田市間は、早期開通に向け十分な予算を確保するとともに、直轄施行区間については、引き続き4車線での整備を図ること。

3 国道464号の全線の直轄編入を図ること。

【直面している課題・背景】

- 国道464号北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、沿線にある千葉ニュータウン、成田ニュータウンを連絡する道路であり、国際競争力の強化や周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化、災害時における緊急輸送道路の確保等に寄与し、地方創生と国土強靱化を実現する、千葉県のみならず、我が国にとって重要な道路である。
- 現在、全体区間約43kmのうち、約30kmが供用済みである。小室インターチェンジ以西の市川市から船橋市間約15kmは、専用部については、国、県、高速道路会社で構成する「千葉県道路協議会」において、直轄事業と有料事業の合併施行の計画とする方針が確認され、令和2年度に都市計画と環境アセスメントの手続きが完了し、市川・松戸の専用部1.9km、一般部3.5kmについて、国の新規事業として令和3年度に事業着手された。北千葉道路の重要性を鑑みると、事業着手された区間を早期に整備するとともに、市川市から船橋市間全区間を速やかに事業化していく必要がある。
- 印西市～成田市間の13.5kmについては、国と分担して整備を進めている。印西市若萩から成田市押畑までの9.8kmが開通している。残る県施行区間の成田市押畑から大山間約3.7kmについては、早期開通に向けて整備を推進しているところである。開通している区間については、大部分が暫定2車線となっており、今後成田国際空港の更なる機能強化の進展に伴い、交通需要の増加が見込まれることから、4車線での整備を図る必要がある。

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

1 道路ネットワークの整備

(4) 新たな湾岸道路の計画の早期具体化

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 新たな湾岸道路の計画の早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 新たな湾岸道路については、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化のため、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として、速やかに計画段階評価に着手し、早期に計画の具体化を図ること。
- 2 千葉県と東京都を結ぶ区間についても検討を進め、計画の具体化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域では、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、広範囲にわたり慢性的な交通渋滞が発生しており、この解消に取り組むことが重要である。
- 本県湾岸地域においては、商業施設や物流施設などが集中している市街地周辺において依然として慢性的な交通渋滞が発生しており、まずはこの解消が喫緊の課題である。
- また、今後も港湾機能の強化や物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれているところであり、こうした状況を踏まえ、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化のため、必要な規格の高い道路として、多車線の自動車専用道路の計画の具体化が必要である。
- 令和2年5月に、国、県、千葉市、高速道路会社で構成する千葉県湾岸地区道路検討会において、沿線市の意見を踏まえた「千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針」が策定され、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部について、速やかに計画段階評価の手続きに着手することが確認されたところである。

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

1 道路ネットワークの整備

(5) 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 千葉県北西地域の交通の円滑化を図るとともに、地域のポテンシャルを発揮させるため、千葉北西連絡道路の計画の早期具体化を図ること。
- 2 千葉北西連絡道路の検討を進めるにあたっては、速達性・定時性が確保できるよう、自動車専用道路など、アクセスコントロールされた道路として検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 国道16号は、県北西地域唯一の幹線道路であり、沿線には大型商業施設や物流施設が多く立地し、地域の日常生活や物流などを支える重要な道路である一方、柏インターチェンジから大島田間では県平均の約8倍もの渋滞損失が発生しており、渋滞の解消が喫緊の課題となっている。
- 令和元年東日本台風では、洪水調節により、田中調整池内の市道が通行止めとなり、国道16号に交通が集中し、平常時以上の混雑が発生しており、災害時における安定した人・モノの流れの確保が課題となっている。
- 国道16号の渋滞を解消し、輸送時間の短縮による企業活動の効率化、迅速な救急医療活動、路線バスの定時性の向上などを図るとともに、平常時・災害時を問わず安定した人・モノの流れを確保するため、千葉北西連絡道路の計画の早期具体化が必要である。
- 令和2年10月には、野田市から印西市間の概略ルート・構造の検討に向けた道路計画の基本方針を策定することを目的として、国、県、関係市で構成する「千葉北西連絡道路検討会」が開催され、計画の具体化に向けて議論がスタートしたところである。

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

1 道路ネットワークの整備

(6) 高規格道路等のネットワーク機能の充実

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 高規格道路等のネットワーク機能の充実

【具体的な提案・要望内容】

1 東京外かく環状道路の建設推進

(1) 東京外環自動車道（以下、外環道）の京葉道路との接続部である京葉ジャンクションについては、京葉道路千葉方面と外環道高谷方面とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。また、東京外かく環状道路を完全な環状道路とし、東京湾アクアラインと一体となって、その機能を十分発揮させるため、東名高速道路から湾岸道路間の計画の早期具体化を図ること。

(2) 東京外かく環状道路（千葉県区間）の整備に伴う周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努め、また本道路と密接に関連するまちづくりのための道路、河川、下水道等の事業を着実に推進できるよう、予算の確保を図ること。

2 富津館山道路等の4車線化

(1) 南房総地域の交流や連携の強化を図るため、富津館山道路の早期4車線化を図ること。

(2) 富津館山道路の終点部である富浦インターチェンジから館山市内までの国道127号については、館富トンネルを含む延長約1キロメートル区間が唯一の暫定2車線区間となっており、安房地域における防災ネットワークの強化を図るため、早期4車線化を図ること。

3 京葉道路の渋滞対策の推進

京葉道路は交通集中に伴う慢性的な渋滞が生じているため、貝塚トンネル付近の車線追加による抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手すること。また、車線運用の見直しによる対策効果を検証し、引き続き、必要な渋滞対策を行うこと。

#### 4 東京湾岸道路の整備推進

- (1) 東京湾岸道路を構成する国道357号については、塩浜立体及び船橋市域の渋滞対策のための事業を推進すること。
- (2) 東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間について、計画の早期具体化を図ること。

#### 5 国道51号の整備推進

交通混雑の緩和や交通の安全性を確保し、道路ネットワーク機能の強化を図るため、事業中である北千葉拡幅、成田拡幅、大栄拡幅の早期整備を図ること。

#### 6 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網の整備促進

圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークの整備効果を県内各地に波及させるため、銚子連絡道路や長生グリーンラインなど広域的な幹線道路から県内各地域にアクセスする道路の整備に必要な予算の確保を図ること。

#### 7 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための重要物流道路及びその代替・補完路の事業中・計画中を含めた今後の指定にあたっては、地方の意見を十分に反映するとともに、これらに該当する地方管理道路の機能強化に対し、必要な予算の確保を図り重点的な支援を行うこと。

#### 【直面している課題・背景】

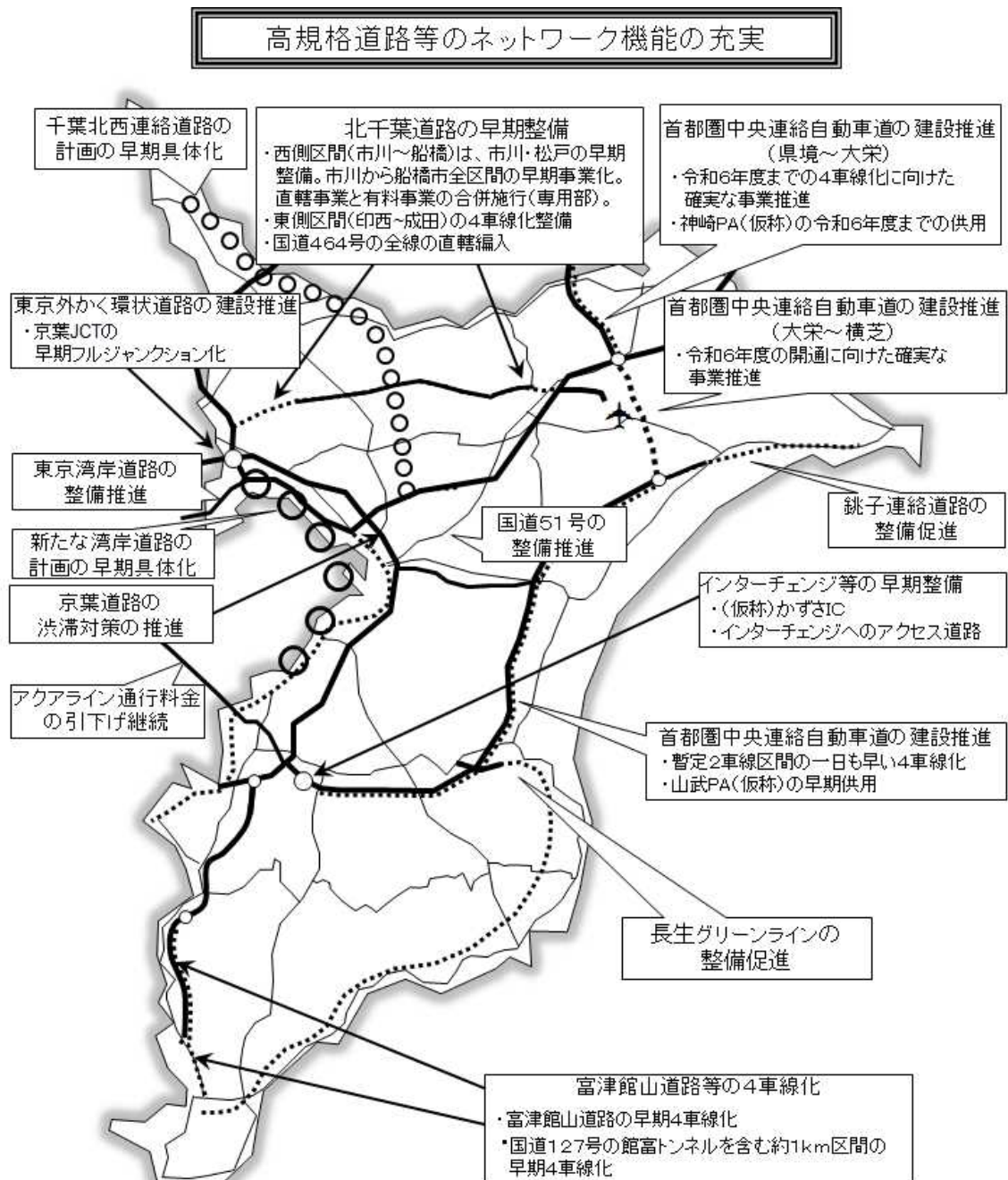
- 外環道と京葉道路を接続する、京葉ジャンクションが未完成であり、早期にフルジャンクション化を実現する必要がある。また、東名高速道路から湾岸道路間については、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において検討が進められており、計画の早期具体化が必要である。
- 東京外かく環状道路は、環境保全に十分配慮されるべきものであり、県が組織する「東京外かく環状道路連絡協議会 環境保全専門部会(※)」において、国及び高速道路会社により示された東京外かく環状道路（千葉県区間）供用後環境監視計画に基づき、周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努める必要がある。また、東京外かく環状道路と密接に関連するまちづくりのための事業として、県は、地元の市川市（9分類22項目）・松戸市から要望されている（都）国分下貝塚線、一級河川高谷川、江戸川第一終末処理場等、今後も着実に整備を進めていく必要がある。

(※) 環境保全専門部会：外環道(千葉県区間)の都市計画変更(都計アセス)の際に環境担当部局から出された意見に対する都市計画決定権者の意見のフォローアップを行う会議体。事業者(国・NEXCO)、県、市で組織。



- 富津館山道路は、平成31年3月に富津竹岡インターチェンジから富津金谷インターチェンジ間の一部区間で、付加車線の設置が決定し、令和元年9月には国が公表した「高速道路における安全・安心基本計画」において、全線が4車線化の優先整備区間に選定されている。対面交通の2車線区間であるため、観光シーズンや休日等において渋滞が頻発しているとともに、今後、切迫する巨大地震、激甚化する気象災害等へ対応するためにも、早期の4車線化が必要である。
- 国道127号の現在2車線の館富トンネルを含む約1km区間は、令和2年3月に開催された国道127号防災対策検討委員会において、4車線化を早期に着手していくとされ、令和2年度から事業化されたところである。安房地域への支援物資輸送、館山港と連携した緊急輸送ネットワークとして、国道127号が重要な役割を担っていることから早期の4車線化が必要である。
- 京葉道路の渋滞対策については、これまで千葉県湾岸地域渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、特に渋滞の著しい渋滞箇所が特定され、車線運用の見直しなどの対策が示され、令和2年8月に付加車線の運用が開始された。また、貝塚トンネルについては、円滑な交通確保に向け、車線追加などの抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手する必要がある。
- 湾岸地域においては、東京湾岸道路の一部をなす国道357号において、渋滞緩和を目的に交差点改良等が進められているが、いまだ渋滞は解消されておらず、塩浜立体事業や、船橋市域の渋滞対策を進めるとともに東京湾岸道路（千葉地区専用部）の計画の具体化を図る必要がある。また、東京湾アクアライン着岸地周辺地域における、より一層の交通の円滑化を図るため、東京湾岸道路の未整備区間となっている袖ヶ浦市から木更津市間などについて計画の早期具体化を図る必要がある。
- 一般国道51号は、一部区間で4車線化が図られ、交通環境が大きく改善しているが、2車線の区間については通勤時間帯を中心とした慢性的な交通渋滞が発生している。また、緊急輸送路道路の1次路線に指定されており、令和元年の一連の台風、大雨時には、災害時の円滑な物資輸送や救援活動の支援ルートとして国道51号の重要性が改めて認識されたところであり、事業中区間の早期整備が必要である。
- 県内外とのスムーズな人・モノの流れを強化し、地方創生と国土強靱化を実現するため、地域の交流と連携を支える圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークを形成する道路の整備に努めるとともに、これらの整備効果を県内全域に波及させるため、各地域へアクセスする銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの整備を進めているところである。

- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、平成30年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として路線を指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度が創設された。令和3年4月1日時点で、供用中の道路（千葉県分：重要物流道路762km、代替・補完路575km）が指定されたところであり、今後は、事業中・計画中を含めて重要物流道路の指定を行う予定とされている。



Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備  
2 成田国際空港の機能強化・千葉港の整備  
(1) 成田国際空港の更なる機能強化

提案・要望先 法務省、国土交通省、総務省、  
財務省、農林水産省、文部科学省、  
内閣府

千葉県担当部局 総合企画部、農林水産部

【提案・要望事項名】① 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上等

【具体的な提案・要望内容】

1 成田国際空港の更なる機能強化と空港周辺の地域づくり

(1) 成田国際空港の地位の維持・強化

成田国際空港のアジアにおける国際拠点空港としての地位を維持・強化させるために、一層の配慮をすること。

(2) 地域と空港の発展が好循環する地域づくり

成田国際空港の更なる機能強化の効果を地域の全域に波及させるため、令和元年度に策定した「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」による空港周辺地域の振興に向け、以下の事項について、真摯に対応すること。

ア 空港周辺の地域づくりに大きな影響を与える新たな貨物ターミナルをはじめとした、空港内の施設整備に関するマスタープラン（案）を成田国際空港株式会社が早期に県や地元市町へ示すよう、働きかけること。

イ 成田国際空港株式会社のマスタープランの検討に当たっては、国もしっかり関与し、旅客・貨物ともに成田空港自体が国内外から選ばれる魅力ある空港となるよう、商業施設の拡大や新たなサービスの導入等も考慮すること。

ウ 国策である更なる機能強化を地域で支え、生かすまちづくりを進めるため、さらに、日本の国際競争力の強化につなげるためには、令和3年1月に提案した特区による規制緩和は必須であることから、空港周辺9市町を国家戦略特区区域として早期に指定すること。

特に、民間事業者の参入を促進するため、空港周辺への航空物流施設等の更なる集積を目指すに当たり支障となっている土地利用規制緩和の実現を図ること。

エ 成田国際空港の更なる機能強化に伴い、空港周辺地域の取り巻く環境の変化により、成田財特法に基づく事業をはじめ、新たに生じる公共施設等の整備・更新等に当たっては、地元負担軽減に協力すること。

(3) 更なる機能強化に際し四者協議会で合意した事項への対応

我が国の国際競争力の強化に向け、国がその必要性を表明した更なる機能強化の実施に当たっては、平成30年3月13日の国、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社間での合意に基づき、以下の事項について、国の責任において確実に対応すること。

ア 更なる機能強化に併せた成田国際空港周辺地域の環境対策・地域共生策について、合意内容の着実な履行に配慮すること。

イ 更なる機能強化に当たっては、適切に地域住民への情報提供を行う等、住民の理解と協力を得ながら進められるよう配慮すること。

ウ 令和2年度に改定された周辺対策交付金制度については、地元市町の意見も踏まえながら、活用状況等を検証し、必要な見直しを行うことで、より空港周辺地域の発展に資するものとする。

エ 環境対策・地域共生策等の充実を図るための今後の財源確保について、空港会社から国への配当を原資とするなど、地域へ還元する仕組みづくりなど、あらゆる方策を講じること。

(4) 成田国際空港を活用した卸売市場の輸出拠点化を進めるため、国においても輸出手続のワンストップ化に向けた取組を推進すること。

## 2 成田国際空港の利便性の向上

更なる機能強化の効果を発揮し、成長著しいアジア等世界の成長力を我が国に取り込むとともに、その効果を空港周辺地域はもとより県内外にしっかりと波及させるため、アクセスをはじめとする成田国際空港の利便性向上に関する取組を更に加速させること。

(1) 成田国際空港から県内外への交通アクセスを更に充実させ、空港周辺をはじめとする広域的な活性化も期待される首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、銚子連絡道路などの早期完成に向けた整備を促進すること。

(2) 成田空港と新東京駅を直結する都心直結線の調査・検討について、関係者が協議する場を早期に設置し、空港と新東京駅との間のアクセス時間短縮することを最優先に検討を進めること。

(3) 空港利用者の快適性の向上のため、施設面の改善や人員の増員などにより、出入国審査手続等（C I Q）の更なる迅速化を図ること。

### 3 災害時における空港アクセスの強靱化

成田空港が有する災害に強い内陸空港としての強みを活かせるよう、国において成田空港にアクセスする鉄道、道路の強靱化に取り組むこと。

なお、風水害や大地震等、従来の想定を超える自然災害が増加していることから、今後の空港づくりに当たっては、こうした災害時における対応を強化すること。

#### 【直面している課題・背景】

#### 1 成田国際空港の更なる機能強化と空港周辺の地域づくり

- 首都圏の国際拠点空港である成田国際空港は、平成27年4月にLCC（格安航空会社）が入居する第3旅客ターミナルビルの供用を開始し、施設整備の面からも年間発着枠30万回化が完了した。また、高速離脱誘導路等の整備や、ファーストレーンの導入など、空港の利便性・快適性の向上を目指した取組を進めるとともに、環境対策・地域共生策の充実などに積極的に取り組んでいるところである。
- 我が国においては、近年、訪日外国人旅行者数が著しく増加しており、令和元年には過去最高となる約3,200万人となった。引き続き更なる増加が見込まれており、今後とも増大する国際航空需要に対し、成田国際空港は的確に対応していく必要がある。
- また、アジアの主要空港との国際空港間競争が激しさを増す中で、成田国際空港は、我が国の国際競争力強化のために、アジア有数のグローバルハブ空港としての地位を確固たるものにすることが求められている。
- こうした中、国からは、滑走路の増設を含む成田国際空港の更なる機能強化が必要であるとして、成田国際空港に関する四者協議会の開催の要請があり、平成27年9月から具体的な検討が進められてきた。
- その後、住民説明会の開催などを経て、平成30年3月13日、国、千葉県、空港周辺9市町、成田国際空港株式会社の四者で、成田国際空港の更なる機能強化策の実施について合意した。今後は、この合意に際し締結された「成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書」に基づき、滑走路の増設等とともに必要な環境対策等が実施される。
- このうち、「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」に係る「基本方針」について、県は、平成30年12月18日に変更決定を行い、令和2年4月1日に都市計画変更の告示を行ったところである。

- 更なる機能強化にあわせ、地域と空港の発展が好循環する地域づくりを進めていくため、平成30年3月に地域づくりに関する基本的な方向性や内容をまとめた「基本プラン」を、令和2年3月に具体的な施策を取りまとめた「実施プラン」を四者で策定した。
- 今後は、この「実施プラン」に基づき、地域活性化策を実施するとともに、空港内外の整備の進捗等に応じ、関係機関と不断の見直しを行う、成長するプランとしていく。
- さらに、「実施プラン」に基づく地域づくりを加速させるとともに、国策である成田空港の更なる機能強化を最大限活かした周辺地域の活性化を実現するため、民間事業者の参入しやすい地域づくりを目指し、土地利用規制の緩和を軸とした国家戦略特区の提案を令和3年1月に行ったところである。
- 成田空港は豊富なネットワークを有する我が国最大の国際線基幹空港であり、国際物流拠点となっている。また、空港会社は「NAAグループ中長期経営構想」の中で、航空物流拠点化の促進を位置付けており、更なる機能強化とともに取り組んでいくこととしている。県としても、特区の早期指定に取り組むことで、民間活力の導入を促進し、成田空港を旅客のみならず航空貨物の東アジアの拠点とすることを目指していく。
- 空港周辺市町のまちづくりの具体化を進め、民間事業者の参入を促進させるためには、この特区区域の早期指定とともに、空港周辺の地域づくりに大きな影響を与える今後の空港整備計画（マスタープラン）の早期提示、さらには空港そのものの魅力を高める取組も重要である。
- なお、空港周辺地域の公共施設やその他の施設の計画的な整備を推進するため、県や市町に対して、関連事業の補助金のかさ上げを行う、成田財特法は重要な要素であり、引き続き、同法を活用した計画的な公共施設の整備を図っていく必要がある。
- また、更なる機能強化においては、四者で合意したといえども、事業実施のための様々な調査や用地取得など、空港周辺地域の住民の理解と協力が引き続き必要なことから、適切な情報提供等を遺漏なく行う必要がある。
- 更に、成田市公設地方卸売市場については、成田空港近隣への移転・再整備を進めており、施設整備に当たっては、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金を活用し、農林水産物輸出の拠点化市場として、令和4年1月の開場に向けて事業を進めているところである。

○ こうした中、農林水産物の輸出においては、通関手続や植物検疫、衛生証明書等の各種証明書など、煩雑な多くの手続や証明書の提出が求められており、これらの対応をワンストップで処理できることが、同市場が輸出拠点として機能するために欠かせないものである。

○ 国では「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、令和2年度から「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、輸出拡大に向けた体制を強化している。また、輸出証明書の申請・交付のワンストップ化等の実現に向けた取組を進めており、同市場においても国の取組と連携して、輸出手続きのワンストップ化の機能の整備・充実を、一体的に図ることが重要である。

## 2 成田国際空港の利便性の向上

○ 一方、首都圏における航空需要に的確に対応し、我が国の国際競争力を強化するためには、成田・羽田両空港の一体的活用の推進により、首都圏における国際航空機能の最大化を図ることが重要である。

○ そのためには、交通アクセスの一層の強化が必要であり、道路については、県内や首都圏各地と成田国際空港のスムーズな人・物の流れの強化及び災害時のアクセス強化のために整備が進められている首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、銚子連絡道路などの事業の早期進展が求められる。

○ 成田空港への鉄道アクセスについては、平成22年に都心と成田空港間を36分で結ぶ成田スカイアクセスが開業するなど、着実に交通利便性の向上が図られているが、国において、両空港と東京都心を結ぶ鉄道アクセスを世界トップクラスの水準に引き上げるために、成田スカイアクセス等を既存ストックとして最大限活用する都心直結線の調査が進められている。

○ この都心直結線は、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日 交通政策審議会答申）において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークとして、その意義が認められるとともに、都心部での大深度地下における施工を考慮した事業性の見極めや事業主体や事業スキーム等についての課題も示されている。

○ 複数の都県を跨ぐ都心直結線について、このような課題に対応していくためには、今後、国の主導により、関係地方公共団体や鉄道事業者を含む関係者で協議していく場の設置が求められる。

### 3 災害時における空港アクセスの強靱化

- 令和元年房総半島台風の際には、成田空港の滑走路の運用が正常である一方、空港から県内や首都圏方面へ向かう鉄道の運休や高速道路の通行止めによりアクセスが長時間遮断し、多くの滞留者が発生した。これを受け、令和元年東日本台風やその後の大雨の際には、滞留者を発生させない方策として航空機の着陸禁止措置を実施したが、その結果大幅な欠航やその後のダイヤ回復に相当期間を要する等、利用者に多大な影響が発生した。

災害時においても利用者が安全に目的地にたどり着けるよう対処することが、我が国の国際拠点空港としての責務であり、可能な限り着陸禁止措置を採ることは避けるべきと考える。このため、圏央道の早期整備をはじめ、道路や鉄道等、アクセスの強靱化について、国が積極的に取り組むことが不可欠である。

- また、令和2年1月31日には、航空法の変更許可が行われ、更なる機能強化に係る空港整備が進むが、従来の想定を超える自然災害が発生していることから、こうした状況を踏まえ、空港周辺を含めた空港づくりを行う必要がある。



Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備  
2 成田国際空港の機能強化・千葉港の整備  
(1) 成田国際空港の更なる機能強化

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

② 新型コロナウイルス影響下の成田国際空港株式会社及び航空関連事業者への支援と旅客回復に向けた取組【新規】

【具体的な提案・要望内容】

成田空港のネットワーク維持に向けて、厳しい状況が続く成田国際空港株式会社や航空関連事業者に対する支援に取り組むこと。

成田空港旅客便の早期回復・増便、航空旅客の増加に繋がるよう、関係機関と連携し、航空機を安全・安心に利用できる仕組みを速やかに構築すること。

【直面している課題・背景】

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、ほとんどの成田空港の発着路線が運休や大幅な減便を余儀なくされ、回復の時期や回復後のビジネススタイルの変化などがいまだ見通せず、航空会社の経営状況は非常に厳しい状況下にある。
- 航空会社で構成される国際組織である I A T A（国際航空運送協会）の予測では、世界の航空旅客需要が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前のレベルに回復するのは令和6年としている。
- さらに同予測は、令和3年にはワクチンの普及などにより令和2年と比べ50%増にまで回復するとしつつも、一方で、変異株により状況が悪化しており、これを受け各国が行動制限を強化すれば13%増にとどまるとも予測している。
- 空港内だけでも4万人を超える従業員を抱える成田空港は、その周辺にも多くの航空関連企業が立地しており、加えて、例えば宿泊や観光など、成田空港発着便の動向が地域に与える影響は非常に大きなものとなっている。

- 国内及び国際線旅客便を回復・増便させ、安全・安心に利用できる仕組みを確保した上での旅客の早期増加による本県、さらに我が国の経済回復と、訪日外国人旅客数 6,000 万人とする政府目標の実現を図るためにも、成田空港のネットワーク維持と、それに向けた空港会社や航空関連事業者への支援が必要であり、厳しい状況が長引いていることから、支援の継続・強化を強く要望する。
- また、航空会社においては、新型コロナウイルス感染症の検査結果などが確認できるデジタル証明書の導入・普及を進めるなど、国際的な人の往来の再開に備え、安全・安心でスムーズな渡航を目指した取組を進めている。さらに、国内線においても、事前にPCR検査を受けられるサービスを導入するなど、安心して航空機を利用できるよう様々な対策に取り組んでいる。
- 国においては、こうした取組の支援はもとより、ワクチン証明の導入など、航空機を安全・安心に利用できる仕組みに関して、国際間の取り決めによる世界的なルール化を図り、旅客便の早期回復・増便、航空旅客の増加に繋がるよう関係省庁と連携して取り組む必要がある。

**【参考】** これまでの国への支援要望

- ① 緊急事態宣言延長に伴う国への要望（令和 2 年 5 月 8 日）
  - < 要望内容（抜粋） >
  - ・ 新型コロナウイルス感染症収束後の成田空港の役割をしっかりと見据え、空港会社、航空関連事業者への支援に取り組むこと
- ② 成田空港における国際路線再開に関する要請（令和 2 年 11 月 11 日）
  - < 要請内容（抜粋） >
  - ・ 成田空港の国際線ネットワークの維持に向けて、厳しい状況が続く空港会社や航空関連事業者に対する支援に、引き続きしっかりと取り組むこと

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備  
2 成田国際空港の機能強化・千葉港の整備  
(2) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 千葉港千葉中央地区の貨物取扱ヤードの不足や貨物の混在による非効率な荷捌き、船舶の大型化などの課題に対応するため、港湾計画に基づく埠頭再編に必要な大規模で高度な技術を要する大水深岸壁等の港湾施設について、国において整備を促進すること。  
また、埠頭再編にあたり県が実施する防波堤や物揚場等の整備に必要な予算を十分確保すること。
- 2 地域防災力強化及び被災による県内経済活動への影響を最小限とするため、耐震強化岸壁（緊急物資輸送用・幹線貨物輸送用）の整備を促進すること。

【直面している課題・背景】

- 千葉中央地区では、コンテナ、完成自動車、一般貨物、RORO 貨物を取扱っているが、各船舶が利用する岸壁や荷捌き地の配置が混在しており、非効率な荷役が行われている。
- 船舶の大型化も進んでおり、隣接する岸壁にはみ出で係留するなどバース延長の不足が問題となっており、大型化する船舶に対応したバース延長や水深の確保が必要となっている。
- また、現状のコンテナ取扱量に対し、年間取扱能力の上限に達している状況からコンテナターミナルのヤードが不足しており、コンテナ専用のシャーシ置場のバンプールなどが確保できず、物揚場背後を利用せざるをえない状況にある。
- これらの問題や課題を解消するための埠頭再編に向けて、平成30年11月に千葉港港湾計画改訂を行い、事業化に向けた調整を関係機関や利用者とすでに実施しているところである。
- 埠頭再編において、計画に位置付けられている港湾施設のうち、大規模で高度な技術を要する大水深岸壁等の施設については、令和2年度にその一部が国により事業化されたところであるが、残る施設についても国による早期整備が必要である。

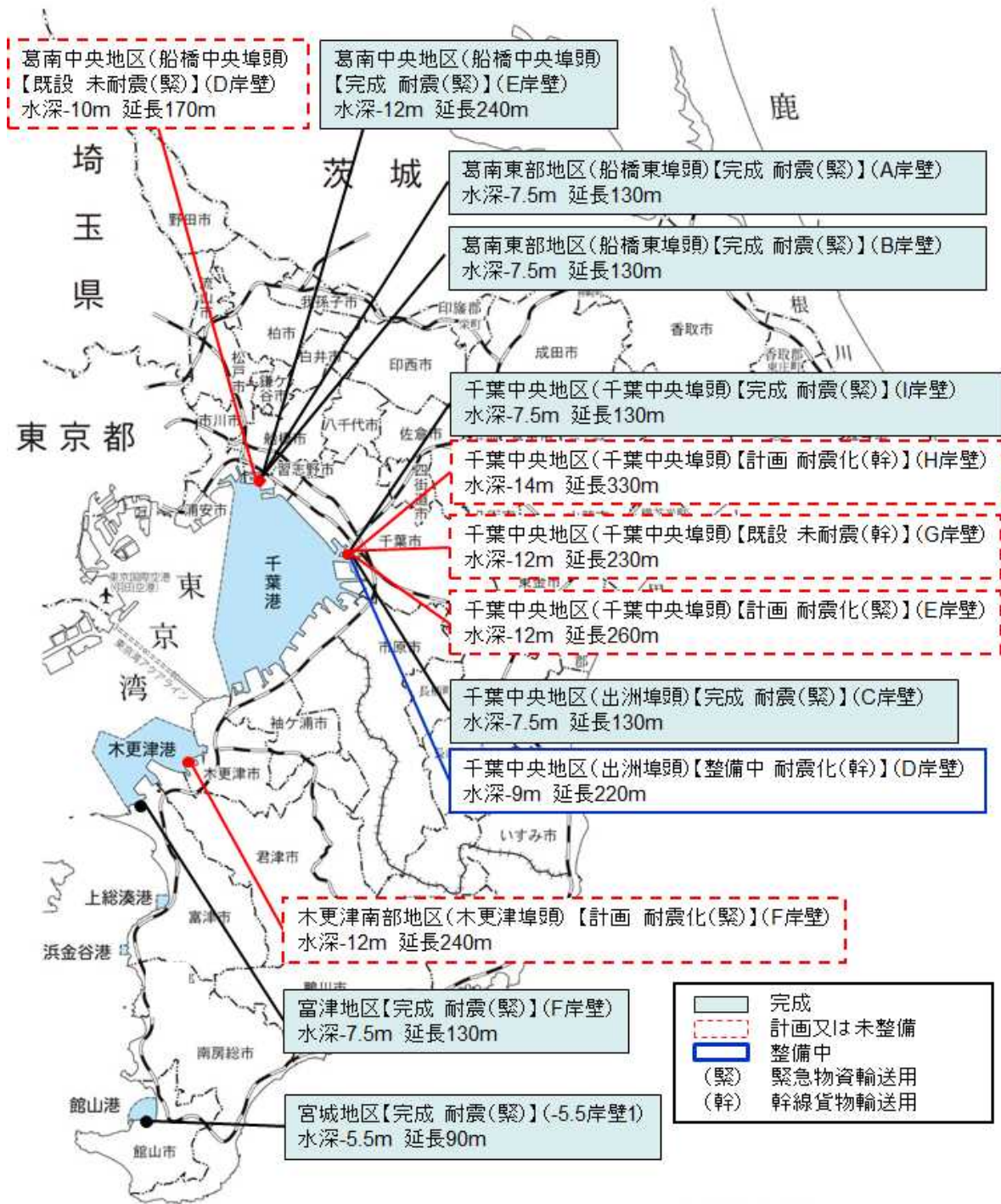
- 埠頭再編にあたり県が整備する防波堤や物揚場等についても、直轄事業による整備と同時に進めていくため、その予算の確保が必要である。
- さらに、首都直下地震等の切迫性が指摘されている中、特に膨大な人口を抱える首都圏では、大規模地震発生時に緊急物資等の輸送や物流機能の確保に資する「耐震強化岸壁」の整備が急務であり、本県では、千葉港に耐震強化岸壁10バース、木更津港では耐震強化岸壁2バースが位置付けられている。
- 千葉港及び木更津港の耐震強化岸壁12バースのうち、未整備の6バース（うち1バースが整備中）についても、大規模で高度な技術を要することや、切迫する大規模地震の被災による経済活動等への影響を最小限とするため、国による早急な整備が必要である。

【参考】千葉港港湾計画改訂に基づく埠頭再編内容





【参考】 県内港湾における耐震強化岸壁の整備状況



Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

3 公共交通機関の充実・確保

(1) JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び  
JR京葉線の輸送力増強

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び  
JR京葉線の輸送力増強

【具体的な提案・要望内容】

- 1 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転が実現するよう、JR東日本と東京臨海高速鉄道との協議の加速化や乗車経路の判別技術の開発などに取り組むこと。
- 2 JR京葉線の一部区間の複々線化等の輸送力増強について促進すること。

【直面している課題・背景】

- JR京葉線とりんかい線の相互直通運転は、東京ディズニーリゾートや幕張メッセなどの大型集客施設や宿泊施設等が多数立地する東京湾岸地域の一体的な産業・観光の発展ばかりでなく、南房総・九十九里地域における通勤圏の拡大、産業や観光の振興、まちづくり等にとっても重要である。
- しかしながら、両路線は、新木場駅の蘇我寄りで線路が接続されているものの、乗車経路が判別できないことによる運賃配分等の課題があるため、相互直通運転が実施されていない。
- また、JR京葉線の朝ラッシュ時は混雑率が高く、混雑緩和を図る必要があることや、同時時間帯にりんかい線直通列車を運行した場合、東京駅方面への列車本数を削減せざるを得ないこと、などの課題があることから、一部区間の複々線化等の輸送力増強にも取り組む必要がある。
- 「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日交通政策審議会答申）においては、「羽田空港アクセス線の新設及び京葉線・りんかい線相互直通運転化」が国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクトとして位置付けられている。また、平成30年7月にJR東日本が策定したグループ経営ビジョン「変革2027」においても、りんかい線を経由する臨海部ルートを含む羽田空港アクセス線構想の推進が掲げられていることから、これらの新線建設の推進に合わせて、京葉線とりんかい線の相互直通運転についても実現に向けて取り組んでいただきたい。

【参考】路線図



Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

3 公共交通機関の充実・確保

(2) 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

【具体的な提案・要望内容】

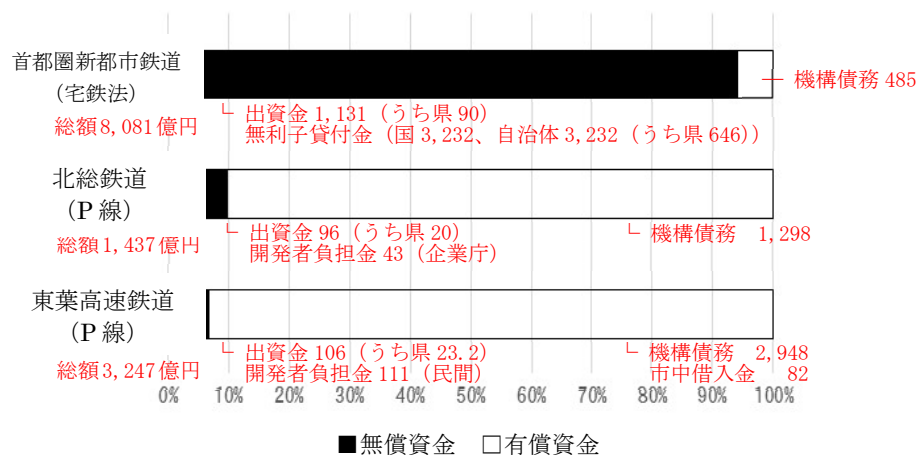
東葉高速鉄道及び北総鉄道の経営安定化を図るため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務の縮減や利払いの軽減など、各年の元利償還金の更なる軽減措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東葉高速鉄道及び北総鉄道は、建設費の増大により、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務を抱えており、開業以来、その償還が経営を圧迫する厳しい状況が続いている。
- このことは、両鉄道の建設当時、後につくばエクスプレス等で採用された建設費の大半が無償資金で充てられるような制度がなく、財政投融资等の有償資金を中心とするP線方式を両鉄道が採用せざるを得なかったことが大きく影響している。
- こうした中で、県では、沿線自治体等と連携し、多額の追加出資等、様々な経営支援策を実施するほか、沿線開発による需要増のための取組に努めてきた。しかしながら、両鉄道の経営は、依然として金利の動向に大きく左右されるなど、非常に脆弱な状態が続いている。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、テレワークやWEB会議の浸透等をはじめとした利用者、企業の行動変容は、アフターコロナにおいても継続し、公共交通需要はコロナ前の水準には戻らないことも懸念されている。
- こうした状況を踏まえ、会社の経営安定化を図るため、機構に対する長期債務の負担軽減や利払いの軽減などの根本的な対策が必要不可欠である。



【参考】各鉄道の建設費に占める無償資金の割合について



Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

3 公共交通機関の充実・確保

(3) ホームドアの整備による転落防止対策の促進

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】 ホームドアの整備による転落防止対策の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 利用者数10万人以上の駅はもとより、利用者数10万人未満の駅であっても、利用者の安全確保の観点から特段の事情を有する駅については、国庫補助を措置すること
- 2 従来型のホームドアや、鉄道車両の扉位置の相違などの課題に対応可能な、新たなタイプのホームドアの普及促進に向け、鉄道事業者の負担軽減のための支援の拡充を図ること
- 3 ホームドア整備に係る地方公共団体の財政負担軽減のため、地方債の特例の要件緩和や、交付税措置の拡充についても検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 令和2年度に国土交通省が新たに策定したホームドアの整備目標では、利用者数10万人以上の駅の優先的な整備を引き続き推進するとともに、同10万人未満の駅についても、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態等を勘案した上で、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指すこととしている。
- 本県のホームドアの補助制度においても、国が優先的に整備することとしている利用者数10万人以上の駅のみならず、同10万人未満の駅についても、駅周辺に病院や、社会福祉施設、特別支援学校等が存するなど、特段の事情を有する駅については、補助対象としているところであるが、直近の国庫補助は同10万人未満の駅はもとより、同10万人以上の駅であっても措置されていない。
- 今後、ユニバーサル社会を実現するためには、利用者数10万人以上の駅はもちろんのこと、鉄道事業者が整備方針を示している同10万人未満の駅においても、利用者の安全確保の観点から社会福祉施設等の最寄駅である場合には、利用者数に関わらず、同10万人以上の駅と同様に、国庫補助を措置することが求められる。

○ また、鉄道事業者がホームドアの整備を進めるにあたっては、車両の長さ・ドア位置・ドア数の相違といった問題を解決するために、従来型よりもさらに多額の設置費用を要する新型ホームドアを整備することが求められる場合もあり、国として、鉄道事業者に財政支援をするための国庫補助は満額措置することが求められる。

○ さらに、地方公共団体にとっても、近年、ホームドアの整備が加速する中、設置費用への一部補助は重い負担となっている。地方公共団体に対する財政措置として、バリアフリー法に地方債の特例が設けられているが、その適用にあたっては、市町村の負担が大きく、地方債を充てることが困難となっているため、その手続きの簡略化等を含め、地方への財政措置の拡充を検討されたい。

**【参考】**

＜ホームドアに係る補助金＞

○国補助金（鉄道施設総合安全対策事業費補助） ※鉄軌道事業者への補助金

\*補助対象経費 ホームドア又は可動式ホーム柵の整備に要する経費

\*補助率 補助対象経費の1/3以内

○県補助金（鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金）

\*補助対象駅 以下の要件に該当し、知事が特に認めるもの

- ・ 1日の利用者数が10万人以上の駅
- ・ 病院、社会福祉施設、特別支援学校等の最寄り駅
- ・ 他の路線との乗換客が多い等、駅の利用状況から特に設置が必要と認められる駅

\*補助対象経費

鉄道事業者または市町村が設置するホームドア設備整備に対する市町村の実負担額

※限度額（1両あたり標準事業費：1,800万円）

事業主体が鉄道事業者…事業費の2/3、又は600万円のうち低い方

**【例：10両編成対応ホームのホームドア整備の標準的な事業費及び補助のイメージ】**

総事業費 ホーム1線あたり1.8億円（1両あたり事業費単価＝1,800万円）			
事業者 6千万円 (1/3)	国補助金 6千万円 (1/3)	市町村 6千万円 (1/3)	
		市町村自主財源 4千万円 (2/9)	県補助金 2千万円 (1/9) ※

※県補助率：市町村の財政力指数に応じて1/2～1/4

- ・ 財政力指数が県未満の市町村 1/2
- ・ " 県以上1未満の市町村 1/3
- ・ " 1以上の市町村 1/4

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

3 公共交通機関の充実・確保

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共交通事業者への支援

提案・要望先 内閣府、国土交通省  
千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共交通事業者への支援

【新規】

【具体的な提案・要望内容】

感染症の影響により利用者が大きく減少し、厳しい経営状況にある公共交通事業者に対して、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 公共交通事業者は、人々の移動の自粛・制限により利用者が大きく減少している中、感染症対策を講じながら、県民生活や地域経済を支える重要なインフラとして、地域公共交通の維持・確保に努めていただいている。
- この間、国や自治体は、公共交通事業者に対し、事業の継続に向け、実質無利子・無担保融資や各種給付金など様々な支援策を講じてきた。また、本県においても、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、乗合バス、タクシー、地域鉄道を対象に、感染予防対策にかかる臨時支援金を給付したところである。
- しかしながら、長引く感染症の影響によって、公共交通事業者は、その事業規模に関わらず、極めて厳しい経営環境に晒されており、感染症の収束の見通しが立たない中で、様々な不安や心配を抱えながら、運行を継続している。
- さらに、テレワークやWEB会議の浸透等をはじめとした利用者、企業の行動変容は、アフターコロナにおいても継続し、公共交通需要はコロナ前の水準には戻らないことも懸念されている。
- このような状況の中、今後も地域公共交通を維持・確保していくためには、アフターコロナも見据えた中長期的な支援が必要不可欠である。

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

4 社会資本整備の推進と適正な維持管理

(1) 地域の活力向上のための道路整備や交通安全対策等の充実

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

地域の活力向上のための道路整備や交通安全対策等の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 都市部や観光地における交通渋滞の改善、成田空港をはじめとする国際的な拠点などへのアクセス向上や救急医療機関への移動時間の短縮等の地域の活力向上や課題解決に必要な道路整備について、予算の確保を図ること。
- 2 通学路における児童等の安全が確保されるとともに、高齢者や障害者など誰もが安全に安心して通行できるよう利用者の視点に立った歩道の整備や自転車走行環境の改善、ガードレール・ポールの設置を含めた交差点改良等の交通安全対策について、安定的な予算の確保を図ること。
- 3 予防保全を含む道路の老朽化対策に必要な予算を社会資本整備とは別枠で確保するとともに、効果的・効率的な点検を実施するため、点検に関する新技術の開発などを推進すること。

【直面している課題・背景】

- 県民生活の利便性向上を図り、道路交通の安全・安心を確保するとともに、県内経済の活性化や観光振興につなげるため、県では、銚子連絡道路、長生グリーンラインなどの県内各地域にアクセスする道路や、地域に密着した道路の整備を進めているところである。  
都市部や観光地における交通渋滞の改善、成田空港や千葉港等へのアクセス性の向上、救急医療機関への移動時間の短縮などが喫緊の課題となっていることから、市町村道も含めた必要な道路を整備することなどにより、交通円滑化による生産性の向上や経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発現させることが重要である。
- 通学路の交通安全対策、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー対策など、引き続き千葉県内の交通安全環境の改善に向けた取組が必要となっている。

- 令和2年度から、橋梁、トンネル及び道路付属物については、計画的かつ集中的な支援を実施するため、個別補助制度が創設された。しかしながら、早期に措置を講ずるべき施設が継続的に発生している状態から、これらの施設に適切に対応し、予防保全型の老朽化対策に早期に移行するためには、別枠で予算を確保する必要がある。

また、点検手法については、業務の省力化や均質化、コスト縮減を図るため、新技術の研究開発の促進や適用条件の明確化などが必要不可欠である。

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備  
4 社会資本整備の推進と適正な維持管理  
(2) 連続立体交差事業の推進

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 連続立体交差事業の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 連続立体交差事業の計画的かつ円滑な事業推進を図るため、必要な予算を確保すること。
- 2 連続立体交差事業のストック効果を最大限発揮させるため、関連街路等の整備に必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 千葉県では、新京成線新鎌ヶ谷駅付近、東武野田線野田市駅付近において連続立体交差事業を進めている。新京成線については、令和元年12月に高架化が完了し、引き続き、令和6年度の事業完了に向けて側道工事等を実施している。  
また、東武野田線についても、令和3年3月に高架化が完了し、引き続き、令和5年度の事業完了に向けて仮線撤去工事等を実施している。  
については、計画的かつ円滑な事業推進を図るため、確実に予算を確保する必要がある。
- 千葉県、鎌ヶ谷市、野田市では、連続立体交差事業の効果を最大限発揮させるため、駅前広場や接続する都市計画道路の整備を進めており、連続立体交差事業に遅れることなく一体的にこれらの事業を進めていくには、予算の一層の拡大が必要である。

## 【参考：県内連続立体交差事業】

### ア 新京成線連続立体交差事業（鎌ヶ谷市）

- ・事業区間 新京成線（鎌ヶ谷大仏駅～くぬぎ山駅間）
- ・事業延長 3, 257 m
- ・供用予定 令和元年12月1日 高架化
- ・除去踏切数 12箇所
- ・高架化される駅 初富駅、新鎌ヶ谷駅、北初富駅
- ・総事業費 約495億円

### イ 東武野田線連続立体交差事業（野田市）

- ・事業区間 東武野田線（清水公園駅～梅郷駅間）
- ・事業延長 2, 905 m
- ・供用予定 令和3年3月28日 高架化
- ・除去踏切数 11箇所
- ・高架化される駅 愛宕駅、野田市駅
- ・総事業費 約353億円



Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

4 社会資本整備の推進と適正な維持管理

(3) 河川管理施設の適正な維持管理・更新の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 河川管理施設の適正な維持管理・更新の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 排水機場等河川管理施設の適正な維持管理、更新のための安定した予算確保を図るとともに、補助事業採択基準の引き下げ、国費率の引き上げ等、費用負担の軽減を図ること。
- 2 水防上重要な堤防や護岸等の河川管理施設及び河道の点検、維持修繕について、財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

- 県で管理している排水機場、水門等は、人口が集中する北西部に多く、半数程度の施設は、既に耐用年数を超過している状況であり、今後、維持管理及び更新に要する費用の増大が懸念される。  
令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」の分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることとしており、県においても排水機場の更新等について、重点的に対策を講じる必要がある。
- 国では、県において長寿命化計画を策定したもので、延命化に必要な費用が概ね4億円以上である排水機場等を補助対象要件に、特定構造物改築事業として延命化事業を実施しているが多額の費用を要しており、これらを確実に進めるため、財政支援が必要である。また、県管理河川には補助対象とならない比較的小規模な施設が多いことが課題となっており、適切な維持管理を行うため、財政支援が必要である。
- 平成25年12月に河川法が一部改正され、河川管理施設等の維持又は修繕の義務が明確化されたこと、法改正に伴い施行令が一部改正され、河川管理施設等の点検を適切な時期に目視によって行うこと等が明確化されたことなどから、施設の点検や維持修繕等を適切かつ確実に実施するため、財政支援が必要である。

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備  
4 社会資本整備の推進と適正な維持管理  
(4) 利根川及び江戸川の治水対策の推進

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 県土整備部、農林水産部

【提案・要望事項名】 利根川及び江戸川の治水対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 安全な県土の形成のため、令和元年東日本台風で浸水被害があった利根川下流部における無堤区間の築堤及び河道掘削を更に推進するとともに、人口が集中する東葛飾・葛南地域における江戸川の堤防整備等を早急に進めること。
- 2 印旛沼流域全体の治水安全度の向上のため、排水流路となる長門川及び印旛放水路の着実な改修に向け、必要な予算を措置すること。併せて印旛沼から利根川、東京湾へ排水する印旛機場、大和田機場の排水能力増強を検討すること。
- 3 利根川河口部での津波・高潮・洪水対策及び印旛沼を調節池として活用した放水路について「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付けを行い、必要となる整備を実施すること。

【直面している課題・背景】

- 令和元年東日本台風では利根川の千葉県区間の複数地点で氾濫危険水位を上回る水位を観測した。特に銚子市域においては、いまだ無堤区間が残されており、住宅の床上・床下浸水被害が発生したことから、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づく無堤区間の整備を早急に進める必要がある。
- 江戸川については、堤防の断面が不足している箇所があり、段階的に整備を実施しているが、東京都及び埼玉県側（右岸側）に比べ、千葉県側（左岸側）の整備が遅れていることから、千葉県側（左岸側）についても早期整備が必要である。
- 令和元年10月25日の大雨では、印旛沼流域の佐倉市で10月の観測史上1位となる時間最大雨量を記録、印旛沼は一時堤防満杯となり、極めて水位の高い状態が5日間続き、流域では多くの浸水被害が発生した。浸水被害を軽減するには、印旛沼の水位を早く低下させることが有効であり、そのためには、印旛沼から利根川や東京湾への排水能力の向上を図る必要がある。

- 利根川河口部(約4 km)においては、漁港区域が含まれていることから、現行の「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」では堤防整備の対象区間とはなっておらず、東日本大震災では津波被害、令和元年東日本台風では洪水被害を受けた。これらの浸水被害の防止又は軽減のため、河川改修の計画の立案及び事業の実施にかかる調整を行うことを目的として、令和2年11月に国により検討協議会が設立された。
- 放水路を整備することにより、印旛沼下流部の治水安全度の向上が図られるだけでなく、印旛沼流域の水質改善、内水対策の効果も期待できることから、早期に整備を実施する必要がある。

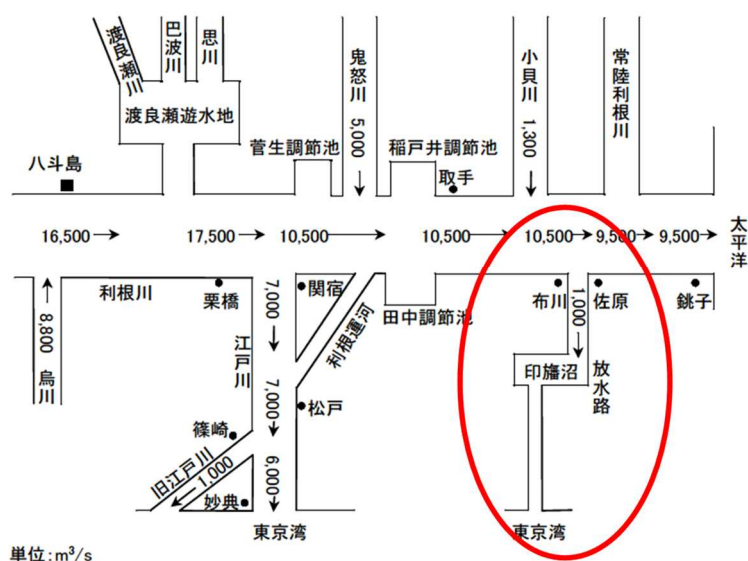
【参考：利根川水系河川整備基本方針（抜粋）】

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ア 災害の発生の防止又は軽減

利根川の取手から下流においては、(中略) 印旛沼を調節池として活用した放水路を整備する。なお、整備にあたっては、関係機関と連携・調整を行い、印旛沼の水質改善対策や周辺の内水対策にも配慮する。

利根川計画高水流量図



(上図は河川整備基本方針の流量配分図)

※利根川から印旛沼を経由して東京湾へ抜ける放水路が位置付けされている)

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備  
4 社会資本整備の推進と適正な維持管理  
(5) 社会資本の整備や老朽化対策等の推進

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 社会資本の整備や老朽化対策等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 社会資本の整備及び施設の老朽化対策等を着実に進めるため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保すること。また、今後本格化する施設の老朽化対策に対応するため、公共施設等適正管理推進事業債について事業期間の延長を図ること。
- 2 令和2年12月より「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が実施されている中、大規模自然災害から生命・財産を守り、防災上必要である重要インフラ等の機能強化を図るため、防災・減災、国土強靱化対策に必要な事業予算を当初予算において安定的に確保すること。
- 3 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の対象外となっている港湾施設や河川管理施設などの定期点検に係る費用について、多数設置しているこれらの施設の適切な維持管理を着実に実施するため、交付金の対象とすること。

【直面している課題・背景】

- 千葉県ではこれまでの公共投資により、物流施設の立地など、民間の投資が拡大され、新たな雇用が創出されるなどのストック効果が着実に現れてきているものの、その効果を更に広く県内へ波及させていくために必要な国県道や、安全安心な生活を支える河川や港湾、公園などの社会資本整備はいまだ十分ではない状況であり、引き続き、生産性の向上を導くストック効果の高い公共投資が必要である。
- さらに、全国的に高度経済成長期に建設された道路、河川、港湾、公園、下水道などの社会資本の老朽化が急速に進んでいる中、千葉県においても、施設ごとに長寿命化計画を策定し、事後的な修繕・更新から予防的な修繕への転換に取り組んでいるところであるが、今後、予防保全型の老朽化対策に早期に移行するためには、必要な予算が大きく増大する。

- 公共施設等適正管理推進事業債について、事業期間が令和3年度までとなっているが、今後、着実に老朽化対策を進めるためには、延長が必要である。
  
- 令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」でも示されているとおり、いまだ予防保全型のメンテナンスサイクルは確立できておらず、適切に老朽化に対応しなければ、中長期的なトータルコストの増大を招くのみならず、行政・社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。また、豪雨、高潮、暴風、波浪、地震など近年頻発する大規模自然災害に備えた、防災・減災、国土強靱化は一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

当該加速化対策は、令和7年度まで実施予定であるが、社会資本整備の推進とともに強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、当初予算として安定的に事業予算を確保する必要がある。
  
- 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の対象外となっている港湾施設や河川管理施設、公営住宅の定期点検に係る費用について、多数設置しているこれらの施設の適切な維持・管理を着実に実施するためには、国の財政支援が必要である。

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

4 社会資本整備の推進と適正な維持管理

(6) 洋上風力発電事業における港湾の活用に向けた整備支援

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

洋上風力発電事業における港湾の活用に向けた整備支援

【具体的な提案・要望内容】

洋上風力発電事業の円滑な実施や地域経済への影響を踏まえ、メンテナンス等での利用が見込まれる名洗港について、整備・維持管理のために必要な予算の確保等、格別の支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 一般海域における洋上風力発電の促進に向け、長期にわたる海域の占有を実現するための統一的なルールとして「再エネ海域利用法」が平成31年4月に施行された。
- 同法に基づき、県内では、国、県、地元関係者等で構成される「協議会」での協議を経て、令和2年7月に銚子市沖が促進区域に指定され、現在、事業者の公募が行われているところであり、令和3年10月から11月頃には事業者が決定される予定である。
- 洋上風力発電事業の円滑な実施にあたっては、発電設備の建設及び運用時ともに、発電事業者が、効率的かつ安定的に利用できる港湾が必要となる。
- 特に、運用時に利用する港湾は、発電設備の運転期間である数十年間にわたり継続的に利用されることから、周辺には、維持管理のための人的・物的拠点等の設置が見込まれるなど、後背地への経済波及効果も含め、地域振興の核となることが期待される。
- 促進区域に隣接する名洗港は、洋上風力発電事業の維持のための、港湾施設の利用が想定され、発電事業者が、事業の迅速な実施を希望する場合には、短期間での整備が必要となる。  
また、港湾の継続的な利用のためには、波浪や漂砂などの自然的条件に対応した適切な管理が求められる。
- 以上のことから、建設時の補助及び維持管理に使用する港湾の整備・維持管理について、予算確保を含め、国による格別の支援を要望する。

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

4 社会資本整備の推進と適正な維持管理

(7) 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充

提案・要望先 経済産業省  
千葉県担当部局 企業局

【提案・要望事項名】

工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充 **【新規】**

【具体的な提案・要望内容】

- 1 工業用水の安定給水の確保にとって喫緊の課題である工業用水道施設の更新・耐震化の取組を加速させるため、必要な予算を長期に渡り確保すること。
- 2 また、予算化にあたっては、補助率の嵩上げと併せて、複数年度にわたる事業が継続して採択されるよう、補助事業の採択条件に配慮すること。

【直面している課題・背景】

- 本県では、地域経済を支える延べ280社余りの企業に低廉な工業用水を安定的に供給しているが、工業用水道施設の多くは、建設後50年近くが経過していることから、施設の老朽化が進んでいる。対策として平成30年度から令和39年度までの40年間を計画期間とした「施設更新・耐震化長期計画」を策定するとともに、当初の5か年間（平成30年度～令和4年度）を具体化した「中期経営計画」を策定した。
- 計画に基づき施設の更新・耐震化事業に着手し、着実な事業進捗を図るため、長期にわたり継続的に必要な予算を確保する必要があるが、改築事業に係る国の補助金の予算が十分ではないため、優先度が高い事業でも採択を受けられない場合がある。
- 加えて、近い将来に発生が懸念される大規模地震に備え、速やかに耐震対策を講ずる必要があることから、事業の取組を加速させるため、予算確保の財源として補助金の確保が大きな課題となっている。
- また、平成28年4月に補助金交付要綱が改正され、「補助事業の採択条件」の事業期間が「10年以下」から「1年」に見直しされたため、複数年度にわたり実施する事業への補助が継続されない場合がある。  
実際に、複数年度にわたる事業について、初年度に補助金が交付されたものの、2年度目から補助金が交付されなかった事業もあり、事業の継続実施に大きな支障が出ている。

- なお、現在の工業用水道事業費補助金の補助率は30%以内とされ、本県事業は地区ごとに異なるが15%から30%と低い水準であり、整備促進を図っていく上で支障となっている。

## 【参考】

### 1 工業用水道事業費補助金の概要

#### ア 補助率

100分の30以内

#### イ 採択基準

##### 《改築事業》

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく更新・耐震・耐水化等計画を策定し、それを実施するものであること。
- (2) 前項の工業用水道を改築する事業にあつては、工期が10年以下であり、かつ、補助対象総事業費が20億円以上のものであること。ただし、平成27年度に交付された改築事業であつて、補助対象総事業費に含まれた事業に限る。

##### 《強靱化事業》

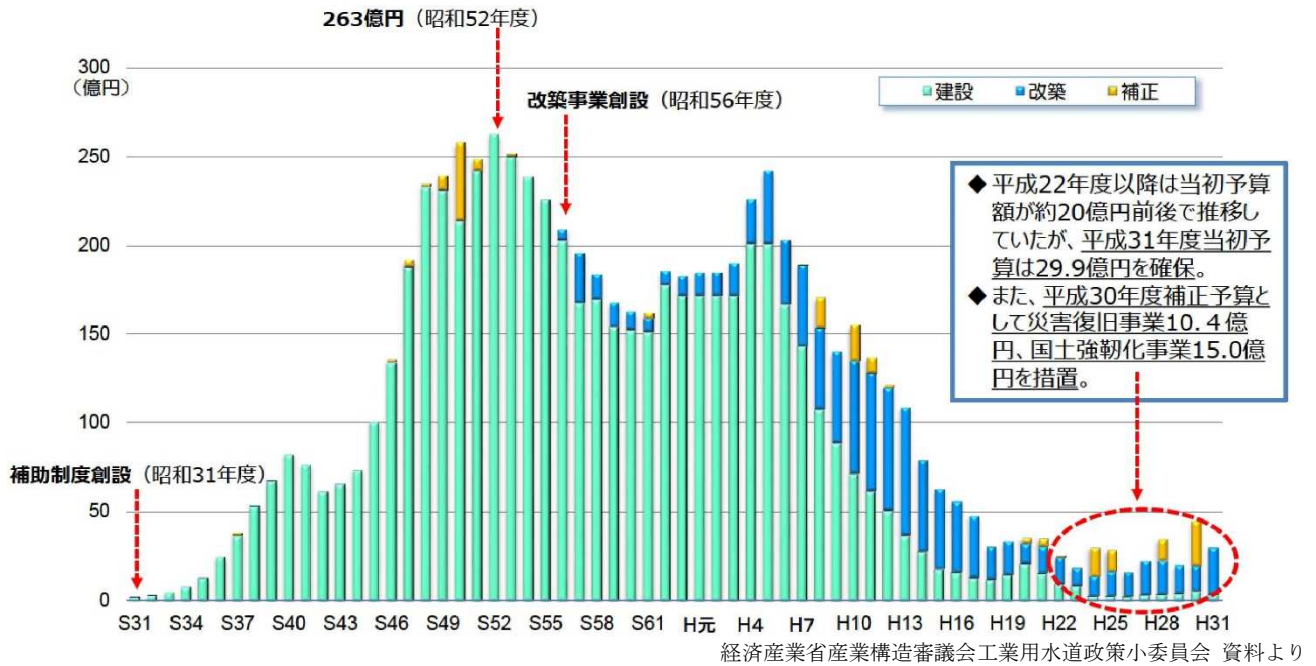
以下の(1)①から⑥までのいずれかに該当する工業用水道事業を営む事業者が、(2)①及び②の要件に該当する施設の更新・耐震・耐水対策等を行う事業を対象とする。

- (1) ①給水開始年度が古く、施設の老朽化が進んでいる事業
- ②施設更新・耐震化対策による費用対効果が高い事業
- ③耐震化率が低く、早急に耐震化対策を進める必要がある事業
- ④浸水想定区域内に位置し、浸水被害により給水停止のおそれが高い事業
- ⑤土砂災害警戒区域内に位置し、土砂災害により給水停止のおそれが高い事業
- ⑥自然流下方式による施設運転が不可能であり、運転用自家発電設の整備の必要性が高い事業
- (2) 経済産業省で策定した施設更新・耐震対策指針等に基づき
- ①更新・耐震・耐水対策等の必要性が高いと判断される施設であること。
- ②経営効率化策を含んだ更新・耐震・耐水化対策等実施の裏付けとなる経営計画を策定していること。



## 2 予算状況

### (1) 工業用水道事業費補助金の推移（創設時から）



### (2) 本県の採択状況

#### 【平成30年度からの国庫補助金の内示状況】

(千円)

執行年度	H30	R元	R2	R3	備考
当初_要望額	184,300	164,600	382,600	603,000	
当初_内示額	112,600	164,600	382,600	349,100	
追加_内示額		8,400			
補正_要望額	39,300	28,500	補正なし		
補正_内示額	38,000	17,000			
要望額_計	223,600	193,100	382,600	603,000	
内示額_計	150,600	190,000	382,600	349,100	

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備  
4 社会資本整備の推進と適正な維持管理  
(8) 九十九里浜における侵食対策の推進

提案・要望先 国土交通省  
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 九十九里浜における侵食対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

九十九里浜の侵食対策は、防護・利用・環境の観点から国土保全上特に重要なものである。九十九里浜（60km）において離岸堤などの施設整備と養浜を組み合わせた侵食対策をより一層推進するため、必要な予算を確保すること。

また、侵食対策事業は広範囲にわたり、事業規模が大きいことから、国の直轄事業化について検討すること。

【直面している課題・背景】

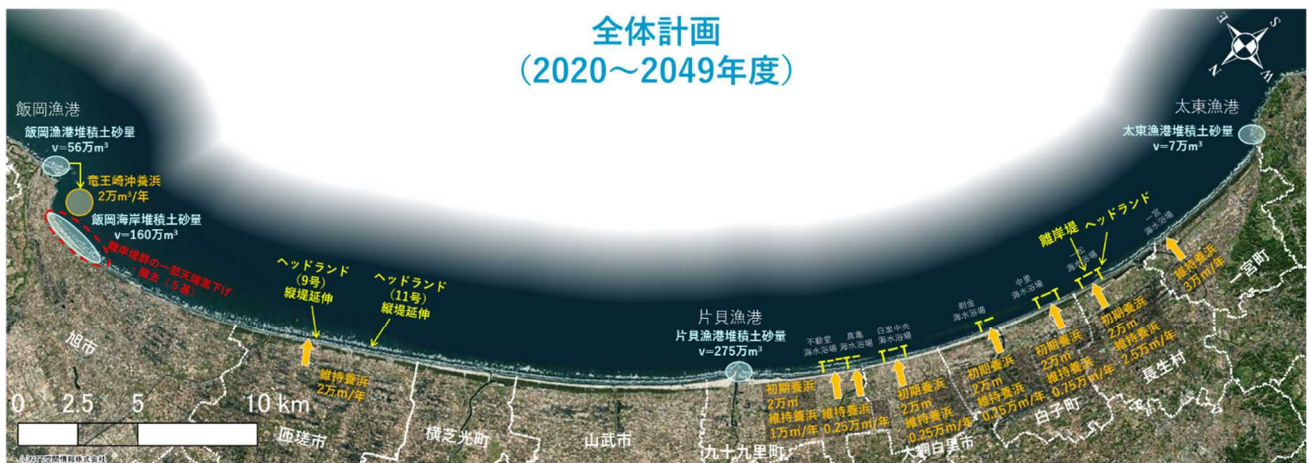
○ 九十九里浜（60km）では、沿岸漂砂の減少等により海岸侵食の範囲が拡大し、越波等に対する防護レベルの低下や、砂浜喪失による海水浴場の閉鎖、動植物の生息環境の喪失など、防護・利用・環境の面で深刻な影響が出ている。

特に、南九十九里浜（片貝海岸（九十九里町）～一宮海岸（一宮町））では、近年は台風に伴う波浪等により、各所で大規模な浜崖が発生するなど、著しい砂の流出による防護レベルの脆弱化が進み、さらに、海浜空間の消失により地域の活力が低下している。

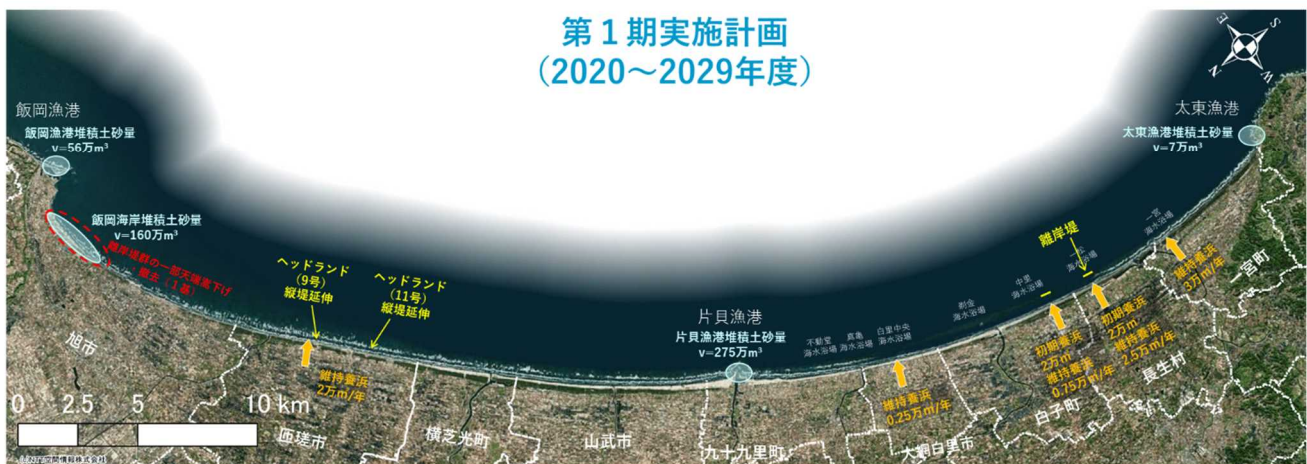
○ 県では、これらの現状に鑑み、令和2年7月に「九十九里浜侵食対策計画」を策定し、九十九里浜全域を対象とした侵食対策に取り組むこととしたが、計画どおりに対策を進めるため、予算の確保が必要である。

○ 海岸法第6条では、工事の規模が著しく大であるとき、海岸管理者に代わって事業をできるとなっている。当該事業は、九十九里浜60kmと広範囲にわたり、340億円という大規模な事業であることから、要件を満たすと考えている。

○九十九里浜侵食対策の内容



全体計画  
(2020～2049年度)



第1期実施計画  
(2020～2029年度)

○九十九里浜侵食対策計画の対象範囲と対策手法



位置図



施設整備

ヘッドランド：コンクリートブロックを用いて、岬間から沿岸方向に流出する砂を制御することで、砂浜の安定を図る。

離岸堤：沖合に、海岸線と平行に消波ブロックを積み上げた構造物のこと。沖合からくる波を弱めて、離岸堤の背後に砂を堆積させ、侵食を防止する。



養浜

養浜：海岸に人工的に砂を入れて、砂浜を作り出すこと。

Ⅲ 活力ある千葉を実現する社会基盤整備

4 社会資本整備の推進と適正な維持管理

(9) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

提案・要望先 総務省、厚生労働省  
千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

・生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）について、以下の見直し等を行うこと。

1 広域化事業（広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備）について「給水人口10万人以下の統合先」との要件があるが、給水人口が多くとも、区域が広範囲に及ぶことから、10万人以下の事業体と同様に経営基盤が脆弱な事業体もある。

ついては、当該要件の撤廃や給水区域に応じた要件を加味するなど、見直しを行うこと。

2 水道施設共同化事業に係る「将来的に事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていること」の要件について、直ちに事業統合等を行うことが困難なことから、施設の共同化等の広域連携から段階を踏んで検討を進める団体は、交付金の対象とならない。

ついては、事業統合や経営の一体化を伴わない施設の共同化についても、統合に向けた段階的な支援策として、交付金の対象とすること。

【直面している課題・背景】

○ 生活基盤施設耐震化等交付金に係る採択要件の緩和について

1 水道事業運営基盤強化推進事業の広域化事業における対象事業のうち、「広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備」については、「対象事業体は、給水人口概ね10万人以下の統合先、対象事業費は、統合先が過去5年間に行った建設投資額の平均を上回る額」とされ、対象事業体等が限定されている。

現在、千葉県内で検討されている末端給水事業体の統合のうち、4事業体での統合を検討している地域では、給水人口が10万人を超えているものの、その区域が広範囲に及ぶこと等により、給水人口一人当たりの管路延長が県平均の約1.5倍となっていることなどから、経営基盤が脆弱な事業体がある。

それにも関わらず、当該事業体が交付金の対象から外れてしまうため、統合に係る十分なインセンティブが働かず、協議が難航している状況が続いている。

については、「給水人口概ね10万人以下の統合先」とする要件の撤廃や給水区域に応じた条件を加味するなど、要件の見直しが必要である。

2 本県では、地域内の事業体間の格差が大きく、直ちに統合が困難な地域については、まずは、施設の共同化等の広域連携から検討をスタートさせ、次に統合の段階に進めるよう取り組んでいるところである。

こうした中、水道施設共同化事業においては、「将来的に事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていること」が要件となっているため、広域連携による施設の共同化を行っても、交付金の対象とならないことから、インセンティブが働かず、将来的な統合に向けた第一歩が踏み出せない状況となることが懸念される。

については、上記方針の明示のない広域連携についても、統合に向けた段階的な支援策として、交付金の対象とすべきである。

※なお、水道施設共同化事業については、広域化事業と異なり、「運営基盤強化事業」の対象とならないことから統合と広域連携との差別化を図ることもできる。

IV 高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療の充実

(1) 医師・看護職員の養成・確保対策の推進

提案・要望先 総務省、文部科学省、厚生労働省  
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 医師・看護職員の養成・確保対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医師確保対策について、県が地域の実情を踏まえて主体的に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金等の財政措置の拡充と柔軟な運用を行うとともに、将来にわたって十分な財源を確保すること。  
特に、医学生に対する修学資金貸付事業については、貸付対象者が地域枠学生であるか否かを問わず、関係者の意見を反映させて策定された都道府県計画に位置付けられた場合には、地域医療介護総合確保基金の活用を認めること。
- 2 要望のある自治体については、自治医科大学の入学枠が3名以上となるよう、入学定員の増員をさらに図ること。
- 3 令和5年度以降の医学部の臨時定員増について、県の実情を踏まえた地域医療対策協議会における協議の結果を尊重し、恒久定員内の地域枠の設置を要件とすることなく地域枠の申請を認めること。
- 4 臨床研修の定員について、平成29年度に新設された医学部において、令和4年度末から新たに140名程度の卒業生が毎年度輩出されていく本県の特殊な事情に鑑み、本県分の定員の上限設定にあたっては上乘せを行うなど必要な配慮を行うこと。
- 5 医師の地域偏在対策について、医師少数区域への医師派遣の実施を地域医療支援病院や特定機能病院等の指定の要件とするなど、実効性のある仕組みを構築すること。
- 6 医師の診療科偏在対策について、専門研修の領域別・都道府県別の定員設定を行うよう日本専門医機構に強く働きかける等、実効性のある仕組みを構築すること。  
また、新専門医制度について、県の意見を制度運営に反映するとともに、専門医情報データベースの利用権限を県に与えるなど必要な情報が速やかに提供されるよう、日本専門医機構に積極的に働きかけること。



- 7 医師の働き方改革の推進について、医療機関や県の取組を支援し、診療報酬の改善や国民に対する上手な医療のかかり方に関する啓発を行うなど、国も役割を積極的に果たすこと。
- 8 看護職員確保対策として、看護職員の職場環境整備や再就業支援等において実効性のある仕組みを構築すること。

【直面している課題・背景】

- 本県においては、医師数の多寡を示す医師偏在指標が全国38位である等、医師の絶対数の不足及び産科などの診療科偏在や地域偏在も続いていることから、医師の養成・確保は喫緊の課題となっている。
- 国においては、地域医療構想の実現、医師の偏在対策、医師の働き方改革を相互に関連するものとして、都道府県に対し各施策の実行と進捗管理を求めており、それに対応するためには、国からの十分な財政支援措置、人的支援、技術的支援が欠かせない。
- 地域医療介護総合確保基金は、国交付金と県費により造成されており、これを財源として実施する事業は、県が関係者の意見を反映させて作成する計画に規定される。本県では、地域枠の医学生に対する修学資金のほか、他県の医学部に入学した本県出身者を対象とする修学資金を設定するなど、関係者の意見も踏まえ、修学資金制度を充実させてきた。しかしながら、国では、医師修学資金貸付事業に基金を活用するための要件を設定し、かつ、短期間で要件を変更し、地域の実情に応じた対策の円滑な実施を困難にしている。
- 医師数の増加や偏在是正対策に大きな役割を果たしている医学部地域枠設定のための臨時定員増について、国は、「恒久定員内での5割程度の地域枠等の設置」を条件とする方針を示した。本県の地域医療対策協議会において、地域で必要な医師を確保するために地域枠医師への期待は大きく、今後もその確保が重要である。その際、多くの都道府県にとって実現可能性が見込めない厳しい条件を設定することは、必要な取組を後退させることにつながる。
- 各都道府県における臨床研修医の募集定員数は、国が設定しているところ、令和3年度研修開始者について国が設定した本県の定員数は、県内各病院からの要望数とほぼ一致していた。こうした状況の中、本県では、令和4年度から新たに県内の医学部附属病院（本院）が基幹型臨床研修病院として臨床研修を開始し、令和5年度からは毎年度140人程度の卒業生を輩出する予定である。各病院の希望に対し、募集定員数が大幅に不足することが見込まれる。
- 短期的な地域偏在対策として、医師少数区域等での勤務についての認定制度が創設されたが、現状では認定医師に対するインセンティブが極めて限定的であり、実効性を高める必要がある。
- 診療科偏在の是正に向けて、令和2年度の専門研修開始者から、一部の都道府県・診療科の募集定員についてシーリングが設定されたが、偏在解消が一層促進されるよう、さらなる取組が必要である。

- 専門医制度の仕組みが円滑に運用されるためには、地域医療へ配慮した養成プログラムであることや、専門医を適正に配置させることが重要である。医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合には、国が都道府県の意見を聴いた上で、機構に意見できることとされているが、機構には意見を反映させる努力義務が課せられているに過ぎないことから、都道府県の意見がしっかりと反映されるよう実効性のある仕組みが必要である。
- 医師の時間外労働に対する上限規制が令和6年度から開始される。県としては、働き方改革の推進と地域医療の確保が両立されるよう、医療機関への支援等の取組をさらに加速させる所存であるが、そのためには国からの十分な支援が欠かせない。また、都道府県と医療関係者だけの取組では限界があることから、国の制度的な対応や、広く国民に向けた啓発等、国においても積極的に対応していただく必要がある。
- 看護職員については、対人口10万人当たりの人数が935.4人で全国46位と低い順位となっており、医師養成・確保同様に課題となっている。
- 国の需給予測によると令和7年度には約8,900人の看護職員の不足が予測されている。そこで、職場環境を改善し、看護職員が長く勤務できる体制を整備する必要がある。併せて再就職支援としてナースセンターによる潜在看護師への復職支援を実施しているが、潜在看護師に働きかける更に実効性のある仕組みを構築していただく必要がある。



IV 高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療の充実

(2) 医療体制の充実

提案・要望先 厚生労働省、総務省  
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 医療体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 救命救急センター等に対し、運営の実態に見合った地方交付税や補助金等の財政支援措置の充実を図ること。
- 2 ドクターヘリについて、運航に必要な備品等も補助の対象となるよう、制度の拡充を行うこと。  
加えて、国において行われているドクターヘリの夜間運航に対する検討を進め、必要な施策を推進すること。  
また、夜間や悪天候時に運行が行えないドクターヘリの機能を補完するラピッドカーの整備や運行に必要な費用に対する財政支援措置の拡充を行うこと。
- 3 医療提供体制推進事業費補助金や医療提供体制施設整備交付金について、十分な予算の確保を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 重篤救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターは、専門知識を有する医師の配置や高度医療機器等の整備が必要であり、また、今後働き方改革によりさらに医師の増員が必要となり、より不採算事業となりやすい。また、小児・周産期医療などの不採算事業も同様である。  
その運営に対して、補助金や地方交付税等による財政支援措置が行われているが、経営の実態に見合っておらず、病院の負担が課題となっている。
- ドクターヘリについて、搭乗する医師・看護師が着用する装備、頻繁に入れ替えが必要な消耗品の整備等病院の負担が大きい。
- ドクターヘリとともに患者の円滑な搬送や現場での治療を行うためのドクターカー（ラピッドカー含む）を救命救急センターで有しているが、ラピッドカーなど補助金の対象になっていないものもある。

- ドクターヘリの夜間運航については、国における「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」で主に安全面での課題の検討がなされており、引き続きその検討状況を注視していく必要がある。

(検討会で議論されている主な課題)

- ・ 民間事業者に係る財政負担と要員育成に対する国レベルの支援が必要
- ・ 運航可能な最低気象条件が昼間より厳しい
- ・ 現場直近の着陸は安全確保が困難なため不可能
- ・ 騒音対策（夜間は地域住民への配慮がより必要） 等

- 医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の運営費や施設・設備整備費に対し支援を行う「医療提供体制推進事業費補助金」等について、医療機関から申請のあった基準額を満たしておらず、県では申請のあった各事業に対する補助金を減額等している状況にある。

IV 高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療の充実

(3) 医療機関等の経営安定化

提案・要望先 厚生労働省  
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 医療機関等の経営安定化 **【新規】**

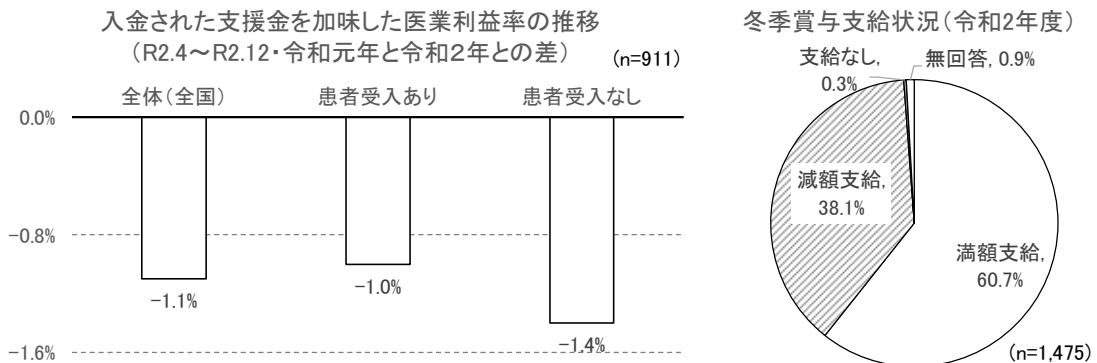
【具体的な提案・要望内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている医療機関等の経営状況を適切に把握した上で、必要な地域医療提供体制が確保されるよう、医療機関等の経営安定化に向けて、診療報酬のあり方も含め戦略的かつ継続的に対処すること。

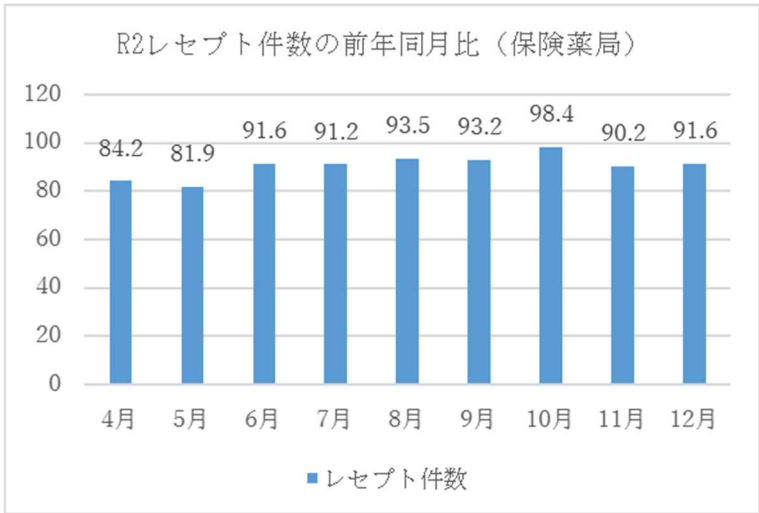
【直面している課題・背景】

- 令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療機関等の経営に大きな影響が生じた。
- 国や各都道府県では、新型コロナウイルス感染症に対する必要な医療提供体制を確保するため、患者受入医療機関に対する支援を中心に、様々な支援策を講じてきた。しかしながら、関係団体の調査によれば、そうした支援策を受けてもなお、医療機関等の経営は厳しい状況にあるという。
- 地域医療提供体制は、様々な医療機関等が連携し、役割分担をして支えられている。地域で必要な医療提供体制を確保するためには、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無を問わず、医療機関等の経営安定化が重要である。

【参考】病院等の経営状況等（全国）



出典 「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査(2020年度第3四半期)」(日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会)



出典 第141回社会保障審議会医療保険部会（令和3年3月4日）

IV 高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療の充実

(4) 新興感染症等及び将来の医療需要に対応できる医療提供体制の確保

提案・要望先 厚生労働省  
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

新興感染症等及び将来の医療需要に対応できる医療提供体制の確保【新規】

【具体的な提案・要望内容】

新興感染症等の感染拡大時においても、感染症への対応と、一般医療や救急医療などの地域医療との両立を図ることのできる医療提供体制を確保するため、適切な診療報酬の設定等の総合的な取組を推進すること。

また、高齢者人口がピークを迎える2042年を見据えるとともに、新興感染症等にも対応できる医療提供体制を検討するため、2025年以降の地域医療構想の考え方を示すこと。

なお、地域医療構想実現に向けた進捗状況の検証を行うことができる制度の構築も、併せて行うこと。

【直面している課題・背景】

- 国においては、「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方」の中で、地域医療構想の背景となる中長期的な状況や見通しは変わっておらず、医療機能の分化・連携の取組は必要不可欠であり、感染拡大時の短期的な医療需要には、「医療計画」に基づき機動的に対応することとしている。
- 「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する医療計画の記載項目のイメージとしては、主に以下の項目が挙げられている。
  - ・ 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保
  - ・ 感染拡大時を想定した専門人材の確保等
  - ・ 医療機関における感染防護具等の備蓄
  - ・ 個々の医療機関における取組の基本的考え方
  - ・ 医療機関間の連携・役割分担の基本的考え方

- 将来にわたって対応可能であるとともに、感染拡大時において、速やかに、一定の病床の提供、人材の確保ができるような医療提供体制とするには、医療機関の自主的な役割分担と連携への取組だけでなく、従来の医師・看護職員の確保対策や医療提供体制の充実・強化策等に加えて、国による新たな制度の創設が必要である。
- これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえると、一般医療や救急医療などの地域の医療提供体制を維持しながら、患者の入院病床を確保するためには、高度医療機器等の整備や専門知識を有する医師の配置、その他多数の医療従事者の確保が必要であり、例えば、重症者への対応が期待できる救命救急センターや災害拠点病院等において、感染拡大時に速やかに一定程度の専用の病床を稼働できる体制を日ごろから構築しておくことを条件に、診療報酬の加算制度や補助金などにより財政支援を行うことが考えられる。
- 本県の地域医療構想においては、2013年度から2025年にかけて、千葉県の上院患者数は約1.3倍、在宅医療等需要は約1.8倍に急増することが見込まれている。また、その後の推計でも増加が続くことが見込まれており、2035年をピークとし、入院患者数は約1.4倍、在宅医療需要は約2.1倍となり、2040年においてもほぼ同水準となっている。
- 現在の地域医療構想は2025年に向けて目指すべき医療提供体制について定めており、高齢者人口がピークを迎える2042年を見据えた医療機関の役割分担と連携に向けた取組を進めるため、必要病床数や在宅医療等の必要量等の考え方も含め、国において取組の方向性を示す必要がある。
- また、地域医療構想については、2025年の必要病床数は、国から提供された2013年の医療需要や患者流出入に基づき推計がされているが、その後の変化を把握するためのデータ提供はなく、病床機能報告制度だけでは進捗状況の検証が十分に行えない状況にある。

IV 高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療の充実

(5) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

提案・要望先 厚生労働省  
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

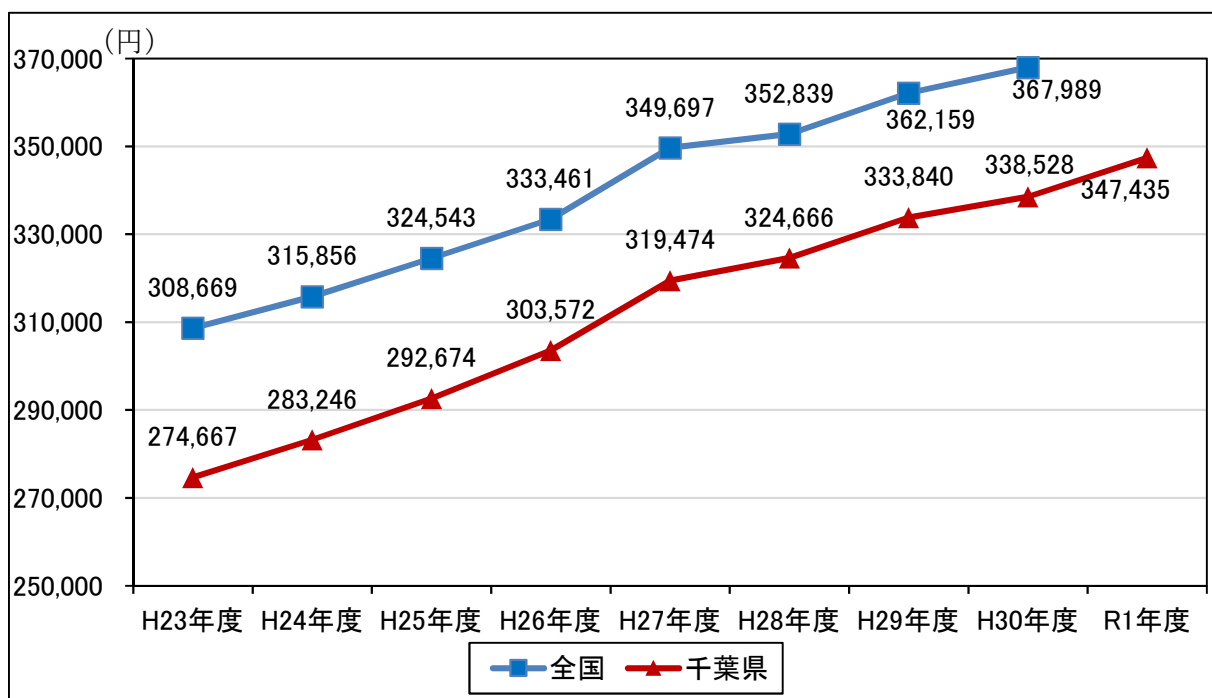
【具体的な提案・要望内容】

- 1 今後の医療費の増嵩を見据え、国民の保険料負担の平準化に向け、財政支援の方策を講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築するための財政基盤を国の責任において確立すること。
- 2 子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入について、令和4年度からの施行に向け、法改正の手続きが行われているところであるが、引き続き、対象範囲の拡大等について検討を行うこと。
- 3 子ども医療費助成事業や重度心身障害者（児）医療費助成事業等の地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を全面的に廃止すること。

【直面している課題・背景】

- 国が公費支援の拡充を行い、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化が平成30年度から実施されたが、他の医療保険制度に比べて、年齢構成が高いため医療費が高く、所得水準が低いため保険料負担が高い、国保の構造的な課題は全て解消したわけではない。
- 令和4年度から子どもに係る均等割保険料軽減措置が導入されるが、対象は未就学児に限定され、5割の軽減とされている。子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、引き続き対象範囲の拡大等について検討が必要である。
- 地方の自主的な取組を阻害するとして廃止を要望していた、地方単独事業にかかる国保の減額調整措置については、平成30年度から未就学児の医療費助成を対象とした措置は廃止されたものの、その他の措置は引き続き行われている。

【参考：国民健康保険一人当たりの医療費（全国、千葉県）】



(出典) 国民健康保険事業年報(国・県) [令和元年度は速報値]



IV 高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

2 福祉の充実

(1) 介護人材の確保・定着対策の推進

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 介護人材の確保・定着対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、国において介護職への理解促進と魅力・やりがいの発信を様々なメディアを活用して実施し、学生や主婦、元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における職員の負担軽減と働きやすい職場環境整備を促進すること。
- 2 介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。
- 3 特定処遇改善加算により経験や技能ある職員については一定の処遇改善が図られているが、訪問介護員等の介護職員についても、更なる処遇改善を図ること。

【直面している課題・背景】

- 高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大により、介護人材の確保が喫緊の課題となっている。
- 県では、市町村や事業者と連携し対策に取り組んでおり、介護職員数は年々増加しているものの、有効求人倍率や離職率は全産業に比べて高い傾向にあり、依然として人材不足の状況が継続している。
- 令和元年10月からは経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善が行われているが、介護職員の給与水準の底上げとならず、事業所等では、今なお必要な介護職員の確保が大変厳しい現状にある。

【参考1：介護職員の確保・定着の状況】

○介護職員数

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
千葉県	74,040	76,792	79,167	85,135	86,890
全 国	1,838,955	1,898,760	1,951,030	2,029,830	2,105,877

○有効求人倍率

(倍)

		R1年度
千葉県	介護サービスの職業	4.85
	全産業	1.29

○離職率

(%)

		R1年度
千葉県	介護サービス	18.8
	産業計	15.8

届出の内容	事業所数	割合
対象事業所	3,684	100.0%
特定処遇改善Ⅰ	1,331	36.1%
特定処遇改善Ⅱ	1,593	43.3%
なし	760	20.6%

【参考2：介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者）】

○特定処遇加算（Ⅰ）を取得している事業所

	令和2年2月平均給与額
介 護 職 員	333,790円
生活相談員・支援相談員	362,120円
介護支援専門員	366,910円
理学療法士等又は機能訓練指導員	367,790円
看 護 職 員	388,470円

※ 令和2年度介護従事者処遇状況等調査  
平均給与額は基本給（月額）＋手当＋一時金（10～3月支給金額の1/6）

※ 処遇改善加算の対象となる入所、通所施設は4,016施設あるが、このうち、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得している事業所は3,684施設であり、これらの施設が特定加算を取得できるが、うち、2,924施設だけが特定処遇加算を取得している。

V 子どもの健やかな成長と大きな未来の実現

1 子育て支援の充実

(1) 保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

提案・要望先 厚生労働省、文部科学省、内閣府  
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国は、待機児童解消のため、新たに令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人の受皿整備を行うとしている。待機児童ゼロを実現し、これを維持するためには、保育需要の伸びに応じた着実な整備が必要である。ついては、保育所等施設整備に対する財政支援を充実させること。
- 2 施設整備に伴い必要となる保育士の確保に向け、処遇改善を図るため、保育士の給与が他の職種と比べ適切な水準となるよう公定価格の引上げを行うこと。
- 3 保育士の資質向上のための研修受講にあたり、必要となる代替保育士の雇上げについて、十分な対応ができるよう公定価格の引上げを行うこと。
- 4 令和3年度までとなっている公定価格の処遇改善等加算Ⅱにおける保育士等キャリアアップ研修受講要件の経過措置を延長すること。
- 5 保育士等キャリアアップ研修の修了履歴の管理システムについて、国の責任において早急に整備すること。
- 6 保育士修学資金等貸付事業について、事業継続に十分な財政措置を行うこと。
- 7 1歳児や4・5歳児の職員配置基準を改善するとともに、事務員、調理員等の職員の配置について現場の実情を考慮し、公定価格に反映させること。
- 8 公定価格の地域区分等について地域の状況を反映した設定にすること。
- 9 地域の実情に配慮し、公立保育所等に係る経費及び幼児教育・保育の無償化への対応に要する地方負担について、十分な財源措置を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 本県では、待機児童の多い都市部を中心に施設整備を促進しており、国や県の補助金等を活用して、近年は5千～6千人規模の整備を実施し、平成27年度から令和元年度までの5年間で約2万7千人の定員増を行ってきた。

- しかし、令和2年10月1日時点の待機児童数は1,922人と、前年同期(3,368人)より減少したものの、待機児童の解消には依然至らない状況であり、引き続き施設整備による定員増を図っていく必要がある。
- 施設整備の定員増に見合う数の保育士確保が必要となるが、保育士は他業種と比較し、依然、給与水準が低く平均勤続年数も短い傾向にあるため、保育士確保のためには処遇の改善が引き続き重要である。
- 保育士の資質向上のためには、研修は必要であり、研修代替の職員を確保するため、当初子ども・子育て支援の質的向上として掲げられた年間5日分の配置に伴う公定価格の早期拡充を求める。
- 平成29年度から、各都道府県において処遇改善の要件となるキャリアアップのための研修を実施することとされたが、研修のカリキュラムや保育現場の実情、更に新型コロナウイルス感染症の影響などを鑑みると、対象となる保育士全員が当該研修を修了するまでには、なお相当の期間を要する。このことから、令和3年度までとなっている公定価格の処遇改善等加算Ⅱにおける研修受講要件の経過措置の延長を求める。
- また、当該研修の修了履歴の管理は都道府県が行うとされており、国は平成29年度中にその管理システムを各都道府県へ配付するとしていたが、いまだに配付されていない状況である。そもそも、保育士の研修修了履歴は当人の保育士登録情報と紐付けされるべきものであり、そのためには、全国統一の管理システムが不可欠である。  
 研修開始から4年が経過し、本県でも既に約1万7千人が本研修を修了しており、今後も増え続けることは確実であることから、一刻も早い修了履歴管理システムの整備を求める。
- 保育士修学資金等貸付事業については、平成29年1月の事業開始以来、貸付実績も順調に推移している。しかしながら、事業開始以降数回にわたり貸付原資が追加交付されているものの保育士不足を原因とする待機児童はいまだ解消されていない。保育士確保・定着対策として有効な本事業の継続のための十分な財政措置を引き続き求める。
- 子ども・子育て支援の質的向上として新制度当初に掲げられた1歳児の職員配置の6対1を5対1に、4・5歳児の職員配置の30対1を25対1にすることについて、保育現場の環境改善と、保育士の定着確保のため早期に改善するよう求める。  
 その他、新制度移行及び幼児教育・保育の無償化に伴う事務量の増加や、アレルギー食対応等の業務量の増加に対応するため、事務員、調理員等を実情に応じて配置できるよう、公定価格への反映を求める。

- 保育所等運営費の給付においては、公定価格の地域区分が市町村ごとに設定されており、同規模であっても隣接区域との差が生じているところである。また、建物賃借料についても、地域によって負担が高額となっているなど、地域の状況を反映した区分の設定が求められている。
  
- 相次ぐ災害や新型コロナウイルス感染症の拡大時等における保育の確保など、公立保育所の役割の重要性が改めて認識されている。公立保育所等の施設整備や運営に係る経費については、地方債又は一般財源で財源措置することとなっており、保育環境の改善に財政的な課題を抱えている市町村が少なくない。また、幼児教育・保育の無償化に係る県及び市町村負担分についても国による確実な財源措置を求める。

V 子どもの健やかな成長と大きな未来の実現

1 子育て支援の充実

(2) 子どもの医療費助成制度の創設

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 子どもの医療費助成制度の創設

【具体的な提案・要望内容】

国、県、市町村が一体となって次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式による子どもの医療費助成制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 市町村が実施する子ども医療費助成事業に対しては、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、全都道府県で助成を行っている。
- しかしながら、財政事情や政策的な要素などから、自治体間で支払方法や対象年齢、自己負担金、所得制限等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感や転居によって負担が増加することへの不満が生じている状況にある。
- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者の要望が多く、また、次世代育成支援対策の一環として重要な制度である。さらに、市長会、町村会、市町村及び県議会すべての会派からも、制度の創設等について要望が出されている。

【参考：子ども医療費助成事業の概要】

子どもにかかる医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部又は一部を助成する経費を、実施主体の市町村に補助する事業。

実施主体	市町村（県単独事業）
負担割合	県 1/2、市町村 1/2（千葉市のみ県補助 1/4）
助成対象	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで
自己負担	入院1日、通院1回につき300円 （市町村民税所得割非課税世帯は無料）
所得制限	児童手当に準拠
R3当初予算額	6.7億円

V 子どもの健やかな成長と大きな未来の実現

1 子育て支援の充実

(3) 児童虐待防止体制の充実

提案・要望先 厚生労働省  
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 児童虐待防止体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 児童相談所における児童福祉司、児童心理司、保健師などの専門職員の配置について、人材の確保が非常に困難である状況に加え、国の児童福祉司の配置基準の見直し等により、更なる増員が必要である状況に鑑み、国の責任において、十分な人材の確保・育成対策及び財政措置を講じること。
- 2 一時保護所の実情に応じた人員配置・設備基準を策定し、保護されている子どものために十分な人員配置やそれらを通じた環境の向上を図るよう必要な対策及び財政措置を講じること。
- 3 児童虐待の未然防止のためには、子ども家庭相談の窓口となる市町村の体制強化が重要であることから、市町村における人材の確保や体制整備のための支援及び財政措置を講じること。
- 4 中核市における児童相談所の設置を促進するため、専門的人材の育成・確保や一時保護所等の整備に係る補助制度の充実など、必要な支援措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 県では、平成29年度から児童福祉司や児童心理司等の児童相談所職員を計画的に増員しているところであるが、令和元年度からは、国の児童福祉司の配置基準が県民4万人に1人から3万人に1人に見直されたなど、更なる増員が必要となったことから、人材の確保が急務となっている。
- 令和元年度の児童虐待相談対応件数は9,061件で、平成26年度の5,173件と比較して約1.8倍となっており、児童福祉司等の職員の業務負担が増加し、事案のきめ細やかな対応が難しくなっており、業務執行体制の強化が課題となっている。
- 児童虐待相談対応件数の増加に伴い、一時保護を必要とする子どもは、増加傾向にあり、適切な環境において保護できるような取組は、必要不可欠となっている。

- このような取組を行うための一時保護所の人員配置や設備基準は、児童養護施設にかかる児童福祉施設最低基準に準じているが、一時保護所は、24時間対応で受入れを行い、虐待や非行など様々な背景を抱えた幅広い年齢層の子どもがおり、それぞれに配慮した安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であることから、独自の基準の策定が必要である。
- 市町村は、県民にとって最も身近な子どもに関する相談の窓口であり、児童虐待を未然に防止するためには、支援が必要な子どもや子育て家庭に対する確かな支援が行き届くように、市町村の体制を強化する必要がある。
- 市町村は、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」を令和2年度末までに、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに設置する努力義務があることから、人材の確保・育成や窓口の整備が急務となっている。
- 中核市における児童相談所設置の推進は、住民に最も身近な行政の強みを活かし、児童虐待の未然防止から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援を行うことが可能となるため、本県における虐待防止対策を充実させるうえでも極めて有効である。
- そのため、本県では、平成28年度から「県と中核市との児童相談所設置に関する意見交換会」を設置し、中核市である船橋市、柏市との意見交換を重ねるとともに、両市からの研修生を児童相談所に受け入れる等の支援を実施しており、平成31年2月には、両市が児童相談所の設置に向けた検討に着手することを表明した。
- 一方で、児童相談所の設置にあっては、児童福祉司や児童心理司などの専門職の確保や、整備に係る財源の確保が今後の大きな課題となっており、国においても支援を強化しているところではあるが、船橋市や柏市は更なる支援の強化を求めている。

#### 児童虐待相談対応件数の推移

(単位：件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全 国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780
千葉県・市	5,959	6,669	7,910	7,914	9,060	10,715
千葉県のみ	5,173	5,568	6,775	6,811	7,547	9,061



V 子どもの健やかな成長と大きな未来の実現

2 教育環境の整備

(1) 学校における働き方改革のための教職員等の体制強化

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】学校における働き方改革のための教職員等の体制強化

【具体的な提案・要望内容】

1 教職員定数の改善及び充実

- (1) 学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、更なる教職員定数の改善に取り組むこと。
- (2) 基礎定数化された初任者研修指導教員の算定基準を見直すこと。
- (3) 中学校の少人数学級の拡大を進めること。

2 専門スタッフ・外部人材の拡充

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間数の増加や配置校数の拡大に必要な予算を一層拡充すること。また、教育支援体制整備事業費補助金の補助率を1/2に引き上げること。
- (2) スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置が促進されるよう、国の補助制度を拡充すること。

3 小学校英語教育推進のための国としての支援の充実

専科教員やALTの確保に対する予算措置の拡充を図ること。また、教員の研修の充実に関する予算措置の拡充を図ること

4 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実

食に関する指導の充実と栄養教諭等の配置促進による指導体制の強化を図ること。

【直面している課題・背景】

1 教職員定数の改善及び充実

- 生徒指導上の問題等が複雑化、多様化するなか、近年の教育行政には、学習指導要領の改訂に伴う授業時数や指導内容の増加等への対応、いじめ問題をはじめとした生徒指導への対応強化、通級指導教室の充実など特別支援教育の推進、新たな外国人材の受入れに伴う外国人児童生徒への日本語指導のより一層の充実等、様々な課題への対応が求められており、これらの教育課題に対応するためには教職員定数を適切に措置する必要がある。

- また、平成29年度予算で基礎定数化されたものについては、学校現場の状況を踏まえると、国の基準では十分とはいえない。特に、「初任者研修体制の充実」においては、これまでも初任者4名に対して、1名の初任者指導教員を想定して加配要望してきたが、その数にも満たない状況であるにもかかわらず、1対6の割合で措置されることとなっており、初任者研修の体制及び水準の維持が危惧される。
  
- 平成23年度に小学校第1学年で1学級の標準を35人に引き下げた後は、学級編制基準の引き下げを見送っていたが、令和3年度から法改正により、小学校については学年進行で1学級の標準を5年かけて計画的に引き下げることとなった。しかし、中学校においても学級編制基準の引き下げを行うか、少人数学級が十分にできる加配の拡大を進めないと、少人数学級を推進することができない。

## 2 専門スタッフ・外部人材の拡充

- 本県ではこれまでに、中学校を中心にスクールカウンセラーを配置し、小学校には要請に応じ、派遣等により対応してきた。しかし、依然としていじめや不登校の早期発見、早期対応や暴力行為等の問題行動の低年齢化、加えて、虐待や発達障害への対応など、小学校へのスクールカウンセラー配置の要望は、より一層強くなっている。

また、高等学校についても、教育相談のニーズが高いにもかかわらず、全校配置ができず、未配置校からの要請に応じて配置校からスクールカウンセラーを派遣している状況にあり、十分な対応ができていないと言いがたい状況である。

加えて、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境等が影響している事案もあり、特に新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の経済状況などの変化や生活リズムの乱れ等により、心身の不調に関する相談等が寄せられている。そのような状況の中、児童生徒の抱える問題に環境面からサポートするスクールソーシャルワーカーのニーズがさらに高まってきている。

以上のことから、今後も専門的な支援・助言等を行うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充していく必要があることに加え、近年、頻発かつ大規模化する災害により、精神的な支援を要する児童生徒のケアを速やかに行わなければならない状況も発生していることから、配置促進のための国のさらなる財政支援が必要である。

- 文部科学省が公表した「教職員の業務実態調査（平成26年度）」によれば、小・中学校において、「国や教育委員会からの調査やアンケートの集計」、「児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計」など、直接児童生徒の教育とは関係のない文書事務の負担感率が高い状況であるなど、教員の事務負担の軽減は、学校の業務改善を図る上では重要な課題である。

平成31年1月25日、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申においても、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策として、文部科学省には、授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフの配置支援を行うことが求められるとされた。教員の事務負担を軽減することは、効果的な教育活動を行う上でも有効であり、本来は教員の業務だが、負担軽減が可能な業務については、「スクール・サポート・スタッフ」が担うよう、その配置を促進することが必要である。また、配置促進のためには国の財政的支援等の補助制度の拡充が必要である。

本県では、平成30年度から、文部科学省の補助制度を活用し、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」をモデル事業として、小中学校20校、特別支援学校2校に、スクール・サポート・スタッフを配置し、その成果を検証したところであり、令和元年度は、小中学校110校、特別支援学校10校に配置を拡大した。令和2年度は、小中学校、特別支援学校合計180校に拡充した。

また、文部科学省の新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージにおいて、全国の未配置校へ1名程度の追加配置が決定し、県では各教育委員会からの要望を確認した結果、小中学校246校、特別支援学校9校の併せて255校へ追加配置が決定した。

令和2年12月8日現在、小学校278校、中学校128校、特別支援学校29校、合計435校に配置された。

スクール・サポート・スタッフの配置は、教員の事務負担の軽減に大きな効果が見られるものであり、さらに配置を進める必要があり、人材確保に当たっては、国の補助制度の拡充が必要である。

- 令和元年度「教職員の働き方改革に係る意識調査（全校種）」によれば、月の残業時間が80時間を超える教職員の75%が、週休日3時間以上、部活動に従事しているなど、部活動顧問となった教員の負担は看過できない深刻な事態である。教員の負担軽減を図るためにも、部活動指導員の配置は重要であり、配置促進のためには国の財政的支援等の補助制度のさらなる拡充が必要である。

### 3 小学校英語教育推進のための国としての支援の充実

令和2年度から3・4年生に外国語活動、5・6年生に外国語科が導入され、3年生以上の授業時数は年間35時間増加した。

教員の負担軽減及び専門的な指導者不足を解消するため、学校現場や市町村教育委員会から専科教員やALTの配置を増やすことが要望として挙げられている。

指導者の要件については、専門性の確保上必要と考えるが、指導者の外部資格や指導経験年数、国籍等の要件緩和を行うことで、指導の充実がより図られると考える。

教科化により、読むこと・書くことに関する指導内容や指導時数が増えただけでなく、数値による評価も求められることから、今後も新学習指導要領に対応した教員の指導力向上に向けた研修の充実が必要であると考えます。

### 4 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実

国においては、令和3年3月に学校給食の充実等を重点課題として盛り込んだ「第4次食育推進基本計画」が策定され、その推進が図られているところである。また、今回改訂された学習指導要領においては「食育の推進」が、これまで以上に明確に位置づけられてきたところである。本県においても、平成29年4月から「第3次千葉県食育推進計画」に基づいて学校給食及び食に関する指導の充実を図っているところである。本県でも、令和4年に「第4次千葉県食育推進計画」が策定される予定である。したがって、栄養教諭を中核とした食に関する指導の充実に向けた施策が必要である。

V 子どもの健やかな成長と大きな未来の実現

2 教育環境の整備

(2) 「GIGAスクール構想」実現に向けた取組への支援

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】

「GIGAスクール構想」実現に向けた取組への支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 急激に進む教育のICT化を支えるため、学校のICT環境に係る地方財政措置によるICT支援員の増置やGIGAスクールサポーター、ICT活用教育アドバイザーの配置に対する予算措置の拡充を図ること。
- 2 ネットワーク通信環境整備や保守管理、大型提示装置等の周辺機器整備、ソフトウェア整備、更新等の費用、家庭における通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 令和2年度補正予算等により「GIGAスクール構想」が加速され、「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備が進められている。1人1台端末の導入が急ぎょ決定したことから、ICT教育に向けた準備・運用（授業での使用方法、日常のメンテナンス等）が追いついていない。また、本年度から小学校では新学習指導要領が全面実施となり、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用していくことが想定される。端末の管理やトラブル対応、授業での教員の指導を支えるICT支援員等の増員や配置が必要不可欠である。
- また、「1人1台端末」の学習効果を最大限に発揮するための周辺機器や学習支援ソフトなどのハード・ソフト面での環境整備、導入後に生じるネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費、更新時の費用について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置を行うとともに、1人1台端末整備に伴う通信量の増加に対応できる校外通信ネットワーク整備等に必要な財政措置が必要である。

V 子どもの健やかな成長と大きな未来の実現

2 教育環境の整備

(3) 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国は、校舎等の大規模改造等の実施に必要な公立学校施設整備事業の予算について格段の充実を図ること。
- 2 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策、教育環境向上を図るための空調設備の整備やトイレ改修、避難所としての防災機能強化などについて、補助率の引上げや補助対象の拡充を図ること。
- 3 学校給食施設の整備に向け、地方の事業計画を踏まえて、必要な財源を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としても使用される重要な施設である。このような中、公立小中学校施設の約7割が建築後約30年以上を経過するなど老朽化が著しい。また、国においても、避難所となる学校施設の防災機能の強化を推進しているところである。自治体の整備計画を促進する観点からも、補助率の引き上げ、対象校の拡大など、補助制度の拡充を図ることが必要である。
- 学校給食施設の整備に係る事業については、各地方公共団体が地域の実情を踏まえた事業計画を立てている。年度によっては不採択が採択を上回ることもある。また、国の補助率に対して地方の事業予算が上回ることから、財源の確保が必要である。

V 子どもの健やかな成長と大きな未来の実現

2 教育環境の整備

(4) 特別支援学校スクールバスにおける感染症対策への支援

提案・要望先 文部科学省、内閣府、財務省  
千葉県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】

特別支援学校スクールバスにおける感染症対策への支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

特別支援学校での感染拡大防止に対応するため、令和2年度補正予算により特別支援学校スクールバス増便等の経費が措置されたところであるが、感染症対策は継続して行う必要があることから、令和4年度予算においても必要な財政措置を確実に講じること。

【直面している課題・背景】

- 国の令和2年度第3次補正予算において、特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業が国庫補助金及び国庫交付金の対象となった。国の令和3年度当初予算においては、特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業が予算計上されなかったが、第3次補正予算はいわゆる「15か月予算」であることから、令和3年度事業分については財政措置されたところである。
- 本県を含め全国の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、依然予断を許さない状況であることから、令和4年度も令和3年度と同様の感染症対策が必要になると見込まれる。
- 特別支援学校スクールバスは、小中学部の児童生徒を中心に利用者が多く、長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い基礎疾患を有する児童生徒が乗車していることから、感染リスクを低減させるための乗車人数の少人数化等の取組を継続していく必要がある。可能な範囲で保護者送迎の協力を得つつ増車を行っているが、対策が必要なバス台数も多く、県単独事業として実施するには多くの財源を要することから、国庫による財政支援が不可欠である。

【参考】特別支援学校スクールバス感染症対策事業による増車

- ・令和2年度（9月～3月） 17校 24コース
- ・令和3年度（4月～7月(予定)） 16校 24コース

## 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

### V 子どもの健やかな成長と大きな未来の実現

#### 2 教育環境の整備

##### (5) 義務教育における学校給食費への財政支援

提案・要望先 文部科学省  
千葉県担当部局 教育庁、健康福祉部

【提案・要望事項名】 義務教育における学校給食費への財政支援 **【新規】**

【具体的な提案・要望内容】

少子化対策として保護者負担の軽減等のため、学校給食費の無償化に取り組む自治体への新たな補助制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、栄養バランスのとれた給食を児童生徒に提供することは、児童生徒の健やかな成長のために非常に重要である。
- 県内市町村においては、学校給食への地場産物の活用や郷土食の提供等を通じた学校給食の充実に努めるとともに、給食費の減免措置を通じた子育て世帯への支援を行っている。
- 食材費の高騰等に伴い、多くの市町村が給食費を値上げせざるを得ず、特に多子世帯の保護者の家計を圧迫するとともに、給食費の減免措置を行う市町村の財政面に影響を与えかねない。
- そこで、少子化対策の観点から、国において、保護者負担の軽減を目的として、学校給食費の無償化に取り組む自治体への新たな補助制度を創設するよう要望する。



V 子どもの健やかな成長と大きな未来の実現

2 教育環境の整備

(6) 技術系・福祉系人材の育成に向けた教育環境整備に対する支援

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】

技術系・福祉系人材の育成に向けた教育環境整備に対する支援 **【新規】**

【具体的な提案・要望内容】

- 1 技術系・福祉系人材の育成に向けて教育内容のより一層の充実を図るため、最先端の施設・設備の整備が更に進められるよう、教育環境の整備の実施に必要な予算を継続的に確保すること。
- 2 最先端の技能を有する企業等の外部人材による指導が可能となるよう、その派遣に必要な経費や、各学校において外部人材との調整を行うキャリア教育支援コーディネーターの配置に係る経費について、予算の拡充を図ること。

【直面している課題・背景】

- 県立高校における、技術系学科の実習施設・設備は老朽化が進んでおり、ICTを活用した最先端の技術を学ぼうと、大きな支障をきたしている。  
令和2年度には、国の第3次補正予算において、高性能ICT端末等を含む最先端のデジタル化に対応した産業教育装置の整備に必要な経費が緊急的に補助されたが、最先端の教育を行う上では、施設・設備の充実が絶えず図られる必要がある。
- また、各学校において最先端の学びを実現するうえで、企業等に在職する外部人材の活用は必須であると考えられるが、当該人材に係る人件費など、必要な経費は現時点では不十分であることに加え、外部人材との調整を行うコーディネーター等の配置が不足しており、学校現場での負担となっている。

V 子どもの健やかな成長と大きな未来の実現

2 教育環境の整備

(7) 私立学校施設の運営等に対する支援策の充実

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 総務部

【提案・要望事項名】 私立学校施設の運営等に対する支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 私立学校に対する経常費補助については、国の財源措置について更なる充実を図ること。
- 2 私立高等学校の授業料の実質無償化については、国において財源を確実に確保すること。また、地方自治体が独自に取り組んでいる保護者に対する学費等の負担軽減策に対しても、国の財源措置の充実を図ること。
- 3 私立幼稚園教員の処遇改善に係る支援制度については、保育園や認定こども園に対する国の処遇改善制度との均衡を図りながら、私立幼稚園が教員の処遇改善を確実に実施できるような制度の見直しを図ること。
- 4 幼児教育の無償化について、私学助成を受けている私立幼稚園において、市町村によって異なる手続きや様式等により幼稚園の事務負担が増加していることから、事務処理の見直しを行うとともに、事務費などの財政的な支援を行うこと。
- 5 幼児教育・高等教育の無償化に係る地方負担分については、十分な交付税措置を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 私立学校への経常費助成

- 国は、私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営等に資するため、都道府県が高等学校・中学校・小学校及び幼稚園を設置する学校法人の学校教育に係る経常的経費に対し補助する場合に、都道府県に対しその経費の一部を助成している。
- 千葉県では、国の標準単価に県独自の上乗せ額を加算し、生徒1人当たりの補助単価を充実させ、学校法人に補助しているが、私立学校の経常的経費も教育環境の改善を図るなど増加傾向にあり、十分とは言えないため、国の財源措置についても更なる充実が必要である。

## 2 私立高等学校の授業料の実質無償化

- 経済的理由により修学を断念する生徒を出さず、全ての意志ある生徒がどこに在住していても安心して教育を受けられるようにするため、令和2年4月から高等学校等就学支援金の支給上限額が引上げられたが、引き続き、国において、無償化の財源を確保し、確実に実施する必要がある。
- また、県では、国の就学支援金に上乘せして授業料減免事業及び入学金軽減事業を全額県費で実施しているが、国における地方交付税措置の更なる充実が必要である。

## 3 幼稚園教員の人材確保支援

- 認定こども園や保育所の保育士等については、施設型給付費の中で毎年、処遇改善が図られている。一方で、私立幼稚園の教員については、平成29年度から国の補助制度が創設されたものの、通常の定期昇給分等を超えた部分に対する補助制度となっており、公費による支援に大きな差がある。
- 幼児期は人格形成の基礎を培うものであり、幼児教育の質の向上を保証するには、私立幼稚園における人材確保が極めて重要である。そのためにも教員の処遇改善を確実に実施できるような制度の見直しが必要である。

## 4 幼児教育・保育の無償化に係る制度の見直し

- 幼児教育の無償化の事務については、国の制度であるにもかかわらず、保護者への書類交付や、取りまとめた資料の市町村への提出など、私立幼稚園を経由する制度となっており、私立幼稚園にとっては新たな事務が発生していることから、必要な事務費などの財政的な支援が必要である。
- また、市町村ごとに様式や提出手続きが異なることから、複数の市町村から園児が来ている場合は事務が煩雑化することから、手続きの簡素化など制度の見直しを行う必要がある。

## 5 幼児教育・高等教育の無償化について

- 幼児教育・保育の無償化については、国の制度であり、消費税率の引き上げによる財源を活用し実施することとされているので、県負担分についても国による確実な財源措置を求める。

VI 千葉の豊かな自然を守る環境対策の推進

1 環境対策の推進

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

提案・要望先 環境省、経済産業省

千葉県担当部局 環境生活部、商工労働部

【提案・要望事項名】脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

【具体的な提案・要望内容】

- 1 脱炭素社会の実現に向けた、長期的な税制や法規制などの国としての方針を明確に示し、環境保全と経済成長の好循環となるよう、国主導による実効性ある取組を推進すること。
- 2 水素をはじめとする新エネルギーは、脱炭素社会の実現に向けた重要な産業であることから、普及・拡大が図られるよう、研究開発の推進、規制緩和、インフラ整備など、必要な措置を講じること。
- 3 自治体が区域内の温室効果ガスの情報を速やかに把握し、現況を分析して施策等に反映できるよう、排出量と吸収量を容易に算定できるシステムを国において整備すること。
- 4 地球温暖化対策推進法の改正に当たり、都道府県等の実行計画に盛り込む施策の実施目標については、地域の実情を応じた設定ができるよう柔軟な制度とすること。また、地域脱炭素化促進事業については、市町村において円滑に実施できるよう十分な技術的支援を行うこと。
- 5 自治体が脱炭素社会の実現に向けて主体的に取組を推進できるよう、安定的な地方税財源を確保する制度を創設すること。また、現在、国において議論されている炭素税を導入する場合には、産業への影響に配慮して、経済界の声をよく聴きながら制度設計を行うとともに、税収入の一定割合を地方に移譲する仕組みを構築すること。

【直面している課題・背景】

1 国全体での脱炭素社会実現に向けた取組の推進

- 昨年10月に菅首相がカーボンニュートラルを宣言して以降、国では、12月末に産業政策の指針となる「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を公表し、また、「国・地方脱炭素社会実現会議」において、今後、地域と国民のライフスタイルに係る「地域脱炭素ロードマップ」を策定する方針が示された。

- 本県では、本年2月定例県議会において、知事から、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行ったところであるが、脱炭素社会の実現を図るためには、環境保全と経済成長の好循環に繋げることが不可欠である。
- 地域によって産業構造や再生可能エネルギーのポテンシャル等が異なる中で、自治体においても特性に応じた取組を着実に進めることが重要であるが、温室効果ガス排出量の実質ゼロは、最終的には国全体として達成を目指すべきものである。
- よって、まずは国において、脱炭素社会の実現に向けた企業の設備投資、住宅、自動車などに関する税制や法規制などの長期的な方針を明確にし、国のリーダーシップの下、実効性ある具体的な取組を推進されたい。

## 2 水素をはじめとする新エネルギーの普及・拡大

- 国においては、「エネルギー基本計画」や「水素基本戦略」、「グリーン成長戦略」等により、水素をはじめとする新エネルギーの活用を推進している。
- 本県においても、平成28年9月に、県内の企業や市町村などから構成される「千葉県水素エネルギー産業振興プラットフォーム」を設置し、水素エネルギーの利活用に向けて協議・検討を行っている。
- 水素をはじめとする新エネルギーは、様々な場面での活用が期待されるが、利用拡大に当たっては、コスト面、技術面、規制面等の課題等があり、十分には普及が進んでいないことから、国として更なる支援策を講じることが期待される。

## 3 自治体区域ごとの温室効果ガス排出量及び吸収量の算定

- 自治体は、区域ごとの温室効果ガス排出量を、都道府県別エネルギー消費統計などの国の統計資料を用いて算定しているが、国が公表するまでに時間がかかっている上、その後も頻繁に修正される。
- 現在、国では、地球温暖化対策推進法等を改正して、事業所からの温室効果ガスの排出量報告を一元管理し、デジタル化・オープンデータ化することとしているが、排出量はもとより、森林、ブルーカーボン、CCUSなどの吸収量についても、容易に算定する仕組みを整備されたい。なお、排出量の一元管理システムを構築するまでの間についても、情報を速やかに公表することが求められる。

#### 4 地球温暖化対策推進法の改正等に伴う自治体への支援

- 国は、地球温暖化対策推進法を改正し、都道府県等の実行計画に施策の実施に関する目標を設定することとした。令和3年度中に、自治体向けの実施マニュアルを整備する予定であると聞いているが、指標の項目や目標値等について、地域の意向を反映させるとともに、地域の実情に即した柔軟な制度設計が必要である。
- また、市町村については、地域脱炭素化促進事業の実施を促進する区域の設定や事業認定を行うことも盛り込まれたが、都道府県や市町村にあっては、限られた人員で温暖化対策に取り組んでいることから、円滑に実務を進めることができるよう、国は専門人材の派遣や説明会の実施など十分な技術的支援をされたい。

#### 5 地方における脱炭素社会実現のための財源措置

- 国においては、地球温暖化対策のための税を財源としたエネルギー特別会計を立て、再生可能エネルギー導入への助成やイノベーションへの促進など、様々な取組を実施しているが、地方には財源が配分されていない。
- 本県においても、2016年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、住宅用再生可能エネルギー設備等の導入に対する助成や省エネルギーを促進する普及啓発など、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めている。今後、脱炭素化に向けては一層の取組が必要となるため、安定的な財源を地方に配分されたい。
- 一方、昨年末に公表された「グリーン成長戦略」において、市場メカニズムを用いる経済手法は、産業の競争強化やイノベーション、投資促進につながるよう、躊躇なく取り組むとされ、本年2月に「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」が開催され、経済産業省においても検討が開始されたところである。
- 仮に炭素税を導入する場合には、経済界が国際競争力への影響を懸念していることを十分配慮することや、国・地方の役割分担を踏まえ、地方での取組に係る財源が配分される必要がある

VI 千葉の豊かな自然を守る環境対策の推進

1 環境対策の推進

(2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

提案・要望先 経済産業省、環境省

千葉県担当部局 環境生活部、商工労働部、農林水産部

【提案・要望事項名】

再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

【具体的な提案・要望内容】

- 1 再生可能エネルギーについては、令和4年度からの施行が予定される「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」等に基づき、国民や企業の負担軽減等にも配慮しながら、引き続き、最大限の導入促進を図ること。
- 2 洋上風力発電は、「再エネ海域利用法」に基づき、国により、案件形成や発電事業者公募等の手続きが行われるが、導入に当たっては、地域との協調・共生が重要であることから、地域の意向を十分に反映させること。
- 3 太陽光発電施設については、地域とのトラブルを生じている例が散見されることから、事業計画策定ガイドライン等に基づき、国が責任をもって事業者を指導すること。  
さらに、地域に配慮し責任ある長期安定的な事業運営を確保するため、地域住民との適切な関係構築のための手続きを義務付けるとともに、地盤の安全性の確保についても、具体的方法を法令に明記したうえでチェック体制を整備するなど、より実効性のある制度を早期に構築すること。
- 4 設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、再利用可能なものについてはリユースを促進するとともに、廃棄するものについてはできる限りリサイクルを行うものとし、そのために必要な技術及び社会的システムを確立すること。
- 5 発電事業者による解体等積立金制度が法制化され、施行に向けて詳細検討が行われているが、当該積立金を利用して適正な処分等が確実に行われるよう、厳格な取戻し審査の仕組みを構築するとともに、国の責任で事業者指導を実施すること。

6 再生可能エネルギーの導入実績を正確に把握するため、余剰電力買取制度における買取期間が終了する太陽光発電設備や、売電を行わない自家消費型の太陽光発電設備など、固定価格買取制度の対象外の再生可能エネルギー設備について、発電容量等の情報を国が把握し、地方公共団体に提供すること。

【直面している課題・背景】

1 過度な国民負担の抑制

- 脱炭素社会への歩みが加速する中、エネルギーの分散確保や環境負荷の低減等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が求められている。
- 一方、固定価格買取（F I T）制度創設以来、主に事業用太陽光発電への参入が急速に拡大した結果、買取費用を維持するための国民負担の増大が大きな課題となってきた。
- こうした状況を踏まえ、国においては、入札対象の一層の拡大及びF I T 価格の更なる引き下げを行うとともに、市場価格に一定の調整交付金（プレミアム）を上乗せする新たな制度（F I P）の導入に向けた準備が進められている。
- 他方で、系統制約が顕在化していることから、系統増強に係る費用負担調整の方法の一つとして、賦課金方式を活用して費用を確保・交付する制度の導入についても検討が進められている。
- よって、これらの取組を具体化していく中で今後も、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立を図る必要がある。

2 洋上風力発電による地域との協調・共生及び地域振興

- 一般海域における洋上風力発電の促進に向け、長期にわたる海域の占用を実現するための統一的なルールとして「再エネ海域利用法」が平成31年4月に施行された。
- 同法に基づき、県内では、国、県、地元関係者等で構成される「協議会」での協議を経て、令和2年7月に銚子市沖が促進区域に指定され、事業者の公募が行われているところであり、令和3年10月から11月頃には事業者が決定される予定である。
- 一方、国は、令和2年12月に「洋上風力産業ビジョン（第1次）」を策定し、案件形成の加速化に向けた地元調整の仕組みづくりや、サプライチェーン形成に向けた取組を行うとしている。
- 地元調整においては、漁業者をはじめとする地域との協調・共生のほか、地域の意向を十分に配慮する必要がある。さらに、サプライチェーン形成に当たっては、地元からは地元企業の参画も期待されている



### 3 事業適正化に向けた規制、指導

○ 事業用太陽光発電の導入が進む中で、防災上・環境上の懸念をめぐり地域住民との関係が悪化するなどのトラブルが全国各地で生じている。FIT法を所管する国が、事業者を直接指導することにより、法やガイドラインに基づいた適切な事業実施についての実効性を確保していくことが必要である。

○ また、現在、FIT制度の見直し等が実施されている中で、新たな制度においても防災、環境上の懸念を地域に生じさせないように、事業適正化に向けた制度の見直しが必要である。

特に、隣接地に突如として計画されるなど、地域への説明不足によりトラブルを生じる例が多いことから、住民説明会の開催義務付け等が必要である。

また、斜面設置の際の安定性の確保等のため土砂流出防止措置を求めるなど、技術基準の見直しが行われたところだが、実効性のある措置が行われているか確認を行う必要がある。

### 4 リユース・リサイクルの推進

○ 太陽光発電パネルの寿命は25～30年程度とも言われており、将来、全国的に使用済みパネルの大量排出が想定されている。

○ このため、リユース（使用できるものの再使用）、リサイクル（不要物を資源として再生利用）の仕組みを整え、可能な限り廃棄量を低減する必要がある。

### 5 廃棄等積立金制度の実効性の確保

○ FIT法の改正により、廃棄等にかかる費用の外部積立てを義務づける制度が法制化され、現在、令和4年7月の施行に向け、取戻し要件等の詳細な制度検討が行われている。

○ 改正法では、自治体が行政代執行により廃棄を行った場合等を想定して、事後的に積立金を取り戻せる規定が新たに設けられたが、発電事業者が処分まで責任を持って対応すべきであることから、制度検討にあたっては、国の責任による厳格な審査・チェック体制を構築する必要がある。

### 6 自家消費等の再生可能エネルギー発電設備の把握及び情報提供

○ FIT制度の前身の余剰電力買取制度において設置された施設が、2019年11月以降、順次、買取期間の終了を迎えている。国の調べでは、2023年までの累計で約165万件に達する見込みである。

○ これらの設備は、制度に基づく10年間の買取りが終了するに過ぎず、今後も継続して、再生可能エネルギーによる発電を行っていく役割が期待されている。また、はじめから自家消費を前提に、FIT等の制度の対象となっていない施設も少なからず存在しており、正確な把握が必要である。

VI 千葉の豊かな自然を守る環境対策の推進

1 環境対策の推進

(3) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

提案・要望先 国土交通省、環境省

千葉県担当部局 環境生活部、県土整備部

【提案・要望事項名】 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 印旛沼及び手賀沼の水質保全を図るため、印旛沼及び手賀沼流域下水道事業に関連する公共下水道事業の促進に必要な財政支援を講じること。
- 2 印旛沼流域及び手賀沼流域に係る河川環境整備事業を促進するために支援すること。
- 3 面源系からの発生源別負荷対策及び水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究の推進及び効果的な対策のための支援を行うこと。
- 4 印旛沼流域及び手賀沼流域において大量繁茂する水生植物（侵略的な外来植物を含む。）への対策について、財政支援制度を拡充すること。

【直面している課題・背景】

1 水質改善に関する事項

- 印旛沼・手賀沼の水質は、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく湖沼水質保全計画を7期にわたり策定し、これまで各種対策を推進してきたにもかかわらず、いまだ環境基準値を大幅に上回っている状況である。
- 印旛沼・手賀沼の水質汚濁は、生活系排水の流入のほか、市街地・農地等、面源系からの窒素・りんの入による富栄養化が大きな原因となっている。
- 湖沼水質保全計画においては、下水道の整備及び高度処理型合併処理浄化槽の設置促進等の生活排水対策のほか、植生帯の整備等による水質浄化対策、雨水浸透施設の設置や、環境にやさしい農業の推進などによる面源系負荷対策を推進しているが、今後もこれらの対策を継続の上、更なる取組の推進が必要である。
- 下水道の整備状況については、湖沼水質保全計画（第7期）の最終年度である令和2年度において、下水道普及率の目標値に達していない市町村もあることから、整備を促進するにあたり財政支援が必要である。
- これまでの対策により、沼に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているものの、水質は横ばいの傾向が続いており、その水質汚濁メカニズムの解明に向けた調査研究も推進する必要がある。

- なお、印旛沼については、湖沼水質保全計画に加えて、印旛沼及び流域の水循環に関する「印旛沼流域水循環健全化計画」を平成22年1月に策定し、平成28年度には「第2期行動計画」を策定するなど、印旛沼の水質改善、自然環境の保全・再生及び地域の活性化の取組を推進している。
- 印旛沼流域及び手賀沼流域では河川環境整備事業を進めているが、植生帯の維持管理や効率的な浚渫手法に係る新技術の活用など技術的支援が必要である。

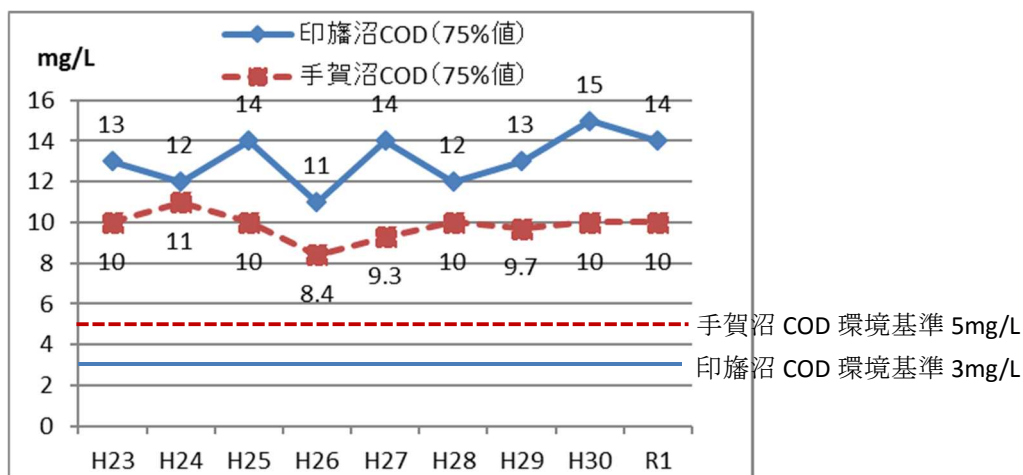
## 2 水生植物対策に関する事項

- 印旛沼・手賀沼とその流域河川において、オニビシのほか、特定外来生物に指定されているナガエツルノゲイトウなどの水生植物が大量に繁茂し、その面積は拡大を続けていることから、水質や生態系への影響の他、農業被害や治水上の問題などが懸念されている。

県では、令和元年度から手賀沼流域におけるナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイの県単独の駆除事業を開始しているが、事業の長期化が避けられないことから、県の財政負担は大きく、国による支援が必要である。

- 環境省の「生物多様性保全推進支援事業」を活用した特定外来生物の駆除事例はあるが、事業期間は原則2年と短いうえ、支援のための予算が十分確保されておらず、採択されない場合は県単独で事業を進めざるを得ない。また、特定外来生物に該当しないオニビシなどの駆除は、上記事業の対象となっていないため、湖沼流域におけるこれら水生植物の駆除に向けた、財政支援制度の拡充が必要である。

### 【印旛沼・手賀沼の水質の状況】



### 【水生植物の繁茂状況】

(単位：㎡)

水生植物の種類	H20	H29	H30	R1	R2
印旛沼及び流域河川*					
ナガエツルノゲイトウ	27,536	54,885	66,434	68,194	80,103
オニビシ	842,590	1,643,480	1,724,125	2,003,150	1,437,060
手賀沼及び流域河川					
ナガエツルノゲイトウ	未実施	44,307	未実施	65,099	未実施
オオバナミズキンバイ	未実施	2,832	未実施	35,247	未実施

※印旛沼環境調査（公益財団法人印旛沼環境基金 令和2年12月）

VI 千葉の豊かな自然を守る環境対策の推進

1 環境対策の推進

(4) PCB廃棄物の適正処理の推進

提案・要望先 環境省、経済産業省  
千葉県担当部局 環境生活部

【提案・要望事項名】 PCB廃棄物の適正処理の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 PCB廃棄物の期限内処分を確実なものにするよう、高濃度PCB廃棄物処理施設の能力向上を図るとともに、無害化処理認定制度を活用した低濃度PCB廃棄物処理施設の更なる増加を促進するための支援策等を講ずること。
- 2 高濃度PCB廃棄物の処理費用について、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の状態が悪化した者等へ配慮した追加支援策を講じるとともに、低濃度PCB廃棄物について、新たに財政的な支援の仕組みを構築すること。
- 3 PCB廃棄物の処分期間内での処分を適切に進めるため、都道府県市が実施する未届者の掘り起こし調査について、積極的な調査を実施できるよう財政支援の更なる拡充を行うこと。また、十分な掘り起こし調査を実施したにも関わらず、処分期間内の処分が完了しなかった場合に実施される代執行について、都道府県市の財政負担が生じないように、より一層の財政措置を講じること。
- 4 使用中のPCB含有機器について、期限内処分の実現のため、関係省庁連携の上、事業者に対し早期の使用廃止を促すこと。また、PCB廃棄物を適正に保管し期限内処分する必要があることをより効果的に広報すること。
- 5 使用中の低濃度PCB含有電気工作物について、期限内の確実な処分を実現するため、電気事業法に基づく使用廃止の措置を講じること。また、電気主任技術者の職務として、低濃度PCB含有電気工作物の使用等の有無の確認を義務付けること。

【直面している課題・背景】

1 PCB廃棄物の処理体制の強化

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、保管中の漏えいリスク等があることから、可能な限り早期に処分を完了する必要がある。

- また、各都道府県・政令指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）が実施している掘り起こし調査及びPCB含有塗膜の有無調査により、高濃度PCB廃棄物、低濃度PCB廃棄物ともに処分量が増大するおそれがあり、処理体制の強化が必要である。
- 特に、令和元年12月の法令等の改正により、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等は低濃度PCB廃棄物とされ、無害化処理認定施設の処理対象とされたが、当該汚染物等の処理に係る認定施設が非常に少なく、今後、適正処理に支障が生じるおそれがあるため、認定施設の増加が必要である。
- 認定施設の増加を促進するためには、認定施設の設置・改造、維持管理に要する費用に対する助成や、手続きの簡素化等を行う必要がある。

## 2 PCB廃棄物の処理費用の負担軽減措置

- 高濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減措置としては、中小企業者等を対象として、収集運搬・処分費用に対する軽減措置があり、さらに、令和3年3月末までの申請分については、新型コロナウイルスの感染拡大によって経営の状態が悪化した事業者等への追加軽減措置が講じられた。
- 新型コロナウイルスの感染拡大によって経営の状態が悪化した場合、その影響は長期間に及ぶことが想定され、PCB廃棄物の処理費用が大きな負担となることで、処理が停滞するおそれがあることから、新型コロナウイルス感染拡大収束後においても追加支援が必要である。
- 一方で、低濃度PCB廃棄物の処理費用については、支援の仕組みがないことから、分析費用や収集運搬費用、処分費用に対して助成を行うなど、適正処理に向けた財政的な支援の仕組みの構築が必要である。
- 特にPCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等については、国の制度変更で新たに低濃度PCB廃棄物とされたことで助成の対象とならず、処分に係る事業者の費用負担が増加する可能性があることから、高濃度PCB廃棄物と同等の支援が必要である。
- さらに、使用中の機器について、低濃度PCB含有機器か否かを確認するためのPCB濃度分析及び使用廃止の早期実施を促進するため、分析により使用不可能となる場合の機器更新や処分に伴う機器更新の費用は、事業者負担が大きいことから、負担軽減措置を講じる必要がある。

### 3 PCB廃棄物の期限内処分に向けた都道府県市の財政負担軽減に向けた財政措置

- 国のPCB廃棄物処理基本計画では、届出されないまま保管されているPCB廃棄物を網羅的に把握するため、掘り起こし調査を都道府県市が行うこととされている。平成29年度、PCB使用安定器について調査方法が示されたが、調査対象が多く、調査等に伴う財政面等での負担が増加している。
- 平成29年12月に掘り起こし調査に対する国の財政的支援策により、掘り起こし調査等の各保管事業者に対する指導等の予算は地方交付税交付金の算定根拠の中で、「高濃度PCB使用製品等の調査経費」として、10,661千円（道府県における標準団体として人口170万人を設定して算出された額）が措置されるものとして示されている。
- 本県では、安定器を対象とした令和3年度PCB廃棄物等の掘り起こし調査の調査対象数は、約2万4千5百件と想定しており、処分期間末の1年前となる令和3年度には、できる限り未回答者を減らした上で調査を完了するために 現地訪問による調査を行うこととしており、所要額として123,000千円を計上している。しかし、調査経費として措置される地方交付税交付金は、およそ39,000千円程度と算定され、国の算定根拠では不十分であるため、財政支援の拡充が必要である。
- また、平成28年5月の法改正により、都道府県市が事業者に対して行う代執行等に関する権限が強化された。そのため、PCB廃棄物の処分期間後には、代執行による新たな財政負担が生じる。
- 代執行に対する国の財政的支援策により、処理費用のうち、75%はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から措置され、残り25%のうち、一部（現在のところ処理費用の20%分の予定）については、総務省によって特別交付税措置がなされる予定である。この措置により、都道府県市の費用負担は実質、処理費用の5%となるが、高濃度PCB廃棄物の処理費用は高額となることから、都道府県市の財政負担は大きく、さらなる措置が必要である。

### 4 PCB廃棄物の適正処理の周知

- 使用中のPCB含有機器について、高濃度PCB含有電気工作物については電気事業法に基づき使用廃止がなされるが、期限内の処分を確実なものとするためには、処理委託手続期間等も考慮し、期限に余裕を持った早期の使用廃止が必要なことや、使用廃止後のPCB廃棄物を適正に保管し、期限内に処分するよう周知する必要がある。

- これまで、PCB廃棄物の期限内処分について、平成31年2月、令和2年1月及び8月に、テレビCMによる広報活動が実施されたが、いまだ把握していない事業者が多くいることから、引き続き広報活動を行う必要がある。

## 5 低濃度PCB含有電気工作物の期限内処分に向けた規制強化

- 低濃度PCB含有電気工作物については、電気事業法において、高濃度PCB含有電気工作物と異なり、使用廃止のための期限が位置づけられていない。このため、期限内の処分を確実に進めるためには、同法において、使用廃止期限を明示するといった規制の強化が必要である。
- また、低濃度PCB含有電気工作物の有無の確認は「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に基づく電気主任技術者の職務に含まれていない。一方で、国の「PCB廃棄物処理基本計画」においても、電気事業法の枠組みを活用して低濃度PCB含有電気工作物の使用実態の把握を進めることとされており、同法に基づく電気主任技術者が低濃度PCB含有電気工作物の使用等の有無の確認を行う仕組みの構築が必要である。

### 【参考：表 PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処理期限】

分類	処理施設	処分期間	計画的処理完了期限
高濃度PCB廃棄物 (使用製品)のうち 廃PCB等及び廃変圧器等	JESCO 東京 PCB 処理事業 所	令和4年3月31日 まで	令和5年3月31日
高濃度PCB廃棄物 (使用製品)のうち 安定器及び汚染物等	JESCO 北海道 PCB 処理事業 所	令和5年3月31日 まで	令和6年3月31日
低濃度PCB廃棄物	無害化処理認定施設等	令和9年3月31日 まで	—

Ⅶ 行財政基盤の強化

1 地方分権の推進

(1) 地方分権の推進

提案・要望先 内閣府、総務省、財務省  
千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】 地方分権の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地方分権改革を推進するため、国と地方の役割分担を適切に見直し、地方が必要とする事務・権限及び税財源の一体的な移譲とともに、「従うべき基準」の原則廃止を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うこと。
- 2 地方分権改革を推し進めるために導入された「提案募集方式」について、対象を拡充する等、制度の見直しを行い、地方の発意に根差した提案の実現に向け積極的に取り組むこと。
- 3 国・地方の税財源配分のあり方を見直し、地方税源の充実と、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 4 感染症対策や防災・減災事業、社会保障サービスなど増大している財政需要を地方財政計画に的確に反映した上で、地方の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保・充実し、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は廃止すること。  
また、今後想定困難な感染症の拡大や大規模災害への対応などが発生した場合、地域の実情に応じた施策を迅速かつ効果的に実施できるよう、必要十分な財政支援を確実に行うこと。
- 5 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を見直した上で、地方への税源及び権限の移譲を中心とした改革を進めること。

【直面している課題・背景】

○ 地方分権改革は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築し、地域の実情に合った住民サービスの向上を図るための基盤であり、これまで、地方に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、様々な取組が行われてきたが、同時に地域が抱える課題も多様化・複雑化している。

個々の地域課題について、地域が自らの発想と創意工夫により、それぞれの実情に応じた解決を図るためには、国と地方の役割分担を適切に見直し、地方分権改革を更に推進していくことが不可欠である。



- 「提案募集方式」については、地方からの提案総数の約24%が検討対象外とされているが、地方分権改革における国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点から、過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合には検討対象とすることや、具体的な支障事例・制度改革による効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任をしっかりと果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすることなどの、制度の見直しを行っていく必要がある。
- 地方が担うべき事務権限に見合った税財源の移譲等が行われていないことから、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方の財源不足は、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策によって解消すべきである。  
また、今後想定困難な感染症の拡大や大規模災害への対応など、急な財政需要の増大には、地域の実情に応じた施策を効果的かつ迅速に実施できるよう、地方創生臨時交付金などの自由度の高い財源の拡充が必要である。
- 地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うべきである。

【参考1：令和2年の地方からの提案と検討区分別の状況（提案募集）】

○ **令和2年の提案総数：259件** (R1：301件)

(内訳)

		(参考:R1)
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案	170件	182件
重点事項(フォローアップ案件含む)(※)	40事項	45事項
重点事項と位置付けられた提案	52件	55件
関係府省における予算編成過程での検討を 求める提案	27件	18件
その他	62件	101件
提案団体から改めて支障事例等が具体的に 示された場合等に調整の対象とする提案	55件	86件
提案募集の対象外である提案	7件	15件

※ 地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件

地方からの提案総数（259件）に対して内閣府が調整を行う提案（予算編成過程での検討を求める提案を含む）とされなかった提案（62件）の割合は約24%を占める。

【参考 2 : 国と地方の税源配分 (令和元年度)】

